

村上市地域防災計画 (風水害対策編) 新旧対照表

平成25年 月修正案 (修正部分のみ記載)

修正前	修正後
<p>第1章 総則</p> <p>第1節 計画作成の趣旨等 <u>(追加)</u></p>	<p>第1章 総則</p> <p>第1節 計画作成の趣旨等</p> <p><u>6 複合災害への配慮</u></p> <p><u>(1) 複合災害への備えの充実</u></p> <p>市及び防災関係機関等は、複合災害の発生可能性を認識し、防災計画等を見直し、備えを充実する。</p> <p><u>(2) 要員・資機材投入の対応計画の整備</u></p> <p>市及び防災関係機関等は、災害対応に当たる要員、資機材等について、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに留意しつつ、要員・資機材の投入判断を行うよう対応計画にあらかじめ定めるとともに、外部からの支援を早期に要請することも定めておく。</p> <p><u>(3) 複合災害を想定した訓練</u></p> <p>市及び防災関係機関等は、様々な複合災害を想定した机上訓練を行い、結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努める。さらに、地域特性に応じて発生可能性が高い複合災害を想定し、要員の参集、合同の災害対策本部の立ち上げ等の実働訓練の実施に努める。</p> <p><u>(4) その他</u></p> <p>本編に定めのない複合災害時の対策は、「震災対策編」の定めることによる。</p>

6 用語の定義

(2) 災害時要援護者 必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難する等の災害時の一連の行動をとるのに支援を要する人々をいい、乳幼児、高齢者、障害者、傷病者、外国人、妊産婦、旅行者（観光客、ビジネス滞在者、車や電車で市内を通過する人を含む）等をいう。

(追加)

7 用語の定義

(2) 要配慮者 災害の発生を予防し、又は災害の拡大を防止するため特に配慮を要する者で、乳幼児、高齢者、障がい者、傷病者、外国人、妊産婦、旅行者（観光客、ビジネス滞在者、車や電車で市内を通過する人を含む）等をいう。

(3) 避難行動要支援者 要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者をいう。

(4) 自主防災組織 防災に関する住民の責務を全うするため、地域住民が自分たちの地域は自分たちで守ろうという連帯感に基づき、自主的に結成する組織をいう。

(5) 自治会 村上市区嘱託員規則第2条により、市が行政事務連絡単位として定めた行政区をいう。居住する住民により「自治会」「町内会」「集落」など、呼び方が異なるため、この計画では、総称して「自治会」とする。

修正前	修正後
<p>第2節 防災関係機関等の責務と処理すべき事務又は業務の大綱 (追加)</p>	<p>第2節 防災関係機関等の責務と処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p><u>1 基本方針</u></p> <p><u>(1) 住民・地域・行政（防災関係機関）による取組の推進と外部支援・相互協力による補完体制構築</u></p> <p><u>本計画においては、住民、地域、行政（防災関係機関）の主体がそれぞれ責任を果たすことを前提に、各主体の能力の不足を外部からの支援と相互の協力により補完し、もって災害の予防、応急対策、復旧・復興のための活動が円滑に実施できるよう体制構築を目指す。</u></p> <p><u>ア 住民等に求められる役割</u></p> <p><u>(ア) 住民及び企業等は、災害又はこれにつながるような事象に無関心であってはならない。</u></p> <p><u>(イ) 住民及び企業等は、自らの責任において自身及びその保護すべき者の災害からの安全を確保し、自らの社会的な責務を果たせるよう努めなければならない。</u></p> <p><u>(ウ) 市は、住民及び企業等による自らの安全を確保するための取組の推進について、啓発と環境整備に努める。</u></p> <p><u>イ 地域に求められる役割</u></p> <p><u>(ア) 住民及び企業等は、災害で困窮した隣人に無関心であってはならない。</u></p> <p><u>(イ) 住民は、その居住地域における安全確保のため相互に助け合い、災害の予防・応急対策を共同で行うよう努める。</u></p> <p><u>(ウ) 企業等は、その立地地域において、住民の行う防災活動への協力を努める。</u></p>

(エ) 市は、住民及び企業等の安全を確保するための地域における取組の推進について、啓発と環境整備に努める。

ウ 市及び防災関係機関に求められる役割

(ア) 市及び防災関係機関は、災害時の住民等の安全確保と被災者の救済・支援等の応急対策全般を災害発生時に迅速かつ有効に実施できるよう、以下により災害対応能力の維持・向上に努める。

a 専門知識を持った職員の養成・配置と災害時の組織体制の整備

b 業務継続計画の策定など危機管理体制の整備、また庁舎・設備・施設・装備等の整備

c 職員の教育・研修・訓練による習熟

d 市の研修制度の充実、関係機関が主催する防災に関する講座等との連携等により人材育成を体系的に図る仕組みを構築

e 緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みの平常時からの構築

f 避難場所、避難施設、備蓄など、防災に関する諸活動の推進に当たっての、公共用地・国有財産の有効活用

(イ) 市及び防災関係機関は、住民及び企業等が公の支援を遅滞なく適切に受けられるよう、確実に周知しなければならない。

(ウ) 市及び防災関係機関は、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、退職者（自衛隊等の国の機関の退職者も含む。）の活用や、民間の人材の任期付き雇用等の人材確保方策をあらかじめ整えるよう努めるものとする。

(エ) 市は、平常時から、被災者支援の仕組みを担当する部局を明確化し、被災者支援の仕組みの整備等に努めるものとする。

エ 支援と協力による補完体制の整備

市及び防災関係機関は、自らの対処能力が不足した場合、国、他の地方公共団体からの支援や、NPO、ボランティア、企業・団体等の協力を得ながら十分に対応できるよう、事前の体制整備に努める。

(2) 要配慮者への配慮と男女共同参画の視点に立った対策

ア 各業務の計画及び実施に当たっては、高齢者、障がい者、傷病者、妊産婦、乳幼児、外国人等の要配慮者の安全確保対策に十分配慮する。本計画では、第3章及び第4章の関係節において具体的な対応策を示す。

イ 計画の策定及び実施に当たっては、男女共同参画の視点から見て妥当なものであるよう配慮するものとする。

(3) 複合災害への配慮

積雪期に発生する風水害は、雪崩や排雪による河道閉塞に伴う洪水、融雪洪水、暴風雪による建物・施設の被害、冬季風浪による海岸決壊や高潮災害など比較的少ないが、積雪期などの複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化すること）に備え、各業務においてあらかじめ考慮する。

(4) 計画の実効性の確保

市及び防災関係機関は、本計画上の防災対策の実効性を担保するため、関係する施設・資機材の整備、物資の備蓄、組織・体制の整備、関係機関との役割分担の確認などを平常時から行うとともに、研修や訓練を通じて計画内容への習熟を図る。

(5) 市全体の防災力の計画的な向上

市は防災関係機関と協議し、特に災害時の人的被害軽減対策についての具体的な達成目標を設定するとともに、住民・企業等にも広く参画を求めて、市全体の総合的な防災力向上を総合防災訓練等により推進する。

<p>1 防災関係機関及び住民等の責務</p>	<p>2 防災関係機関及び住民等の責務</p>																		
<p>2 各機関の事務又は業務の大綱</p>	<p>3 各機関の事務又は業務の大綱</p>																		
<p>【村上市】</p>	<p>【村上市】</p>																		
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="181 387 421 435">機 関 名</th> <th data-bbox="430 387 1108 435">処理すべき事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="181 442 421 485">村上市</td> <td data-bbox="430 442 1108 485">10 <u>災害時要援護者</u>に対する相談、援護に関すること</td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱	村上市	10 <u>災害時要援護者</u> に対する相談、援護に関すること	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1131 387 1370 435">機 関 名</th> <th data-bbox="1379 387 2045 435">処理すべき事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1131 442 1370 485">村上市</td> <td data-bbox="1379 442 2045 485">10 <u>要配慮者</u>に対する相談、援護に関すること</td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱	村上市	10 <u>要配慮者</u> に対する相談、援護に関すること										
機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱																		
村上市	10 <u>災害時要援護者</u> に対する相談、援護に関すること																		
機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱																		
村上市	10 <u>要配慮者</u> に対する相談、援護に関すること																		
<p>【新潟県】</p>	<p>【新潟県】</p>																		
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="181 550 421 598">機 関 名</th> <th data-bbox="430 550 1108 598">処理すべき事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="181 604 421 722" rowspan="2">新潟県</td> <td data-bbox="430 604 1108 652">6 避難の勧告及び指示に関すること</td> </tr> <tr> <td data-bbox="430 659 1108 722">12 <u>災害時要援護者</u>に対する相談、援護に関すること</td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱	新潟県	6 避難の勧告及び指示に関すること	12 <u>災害時要援護者</u> に対する相談、援護に関すること	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1131 550 1370 598">機 関 名</th> <th data-bbox="1379 550 2045 598">処理すべき事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1131 604 1370 722" rowspan="2">新潟県</td> <td data-bbox="1379 604 2045 652">6 避難の勧告及び指示の<u>助言等</u>に関すること</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1379 659 2045 722">12 <u>要配慮者</u>に対する相談、援護に関すること</td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱	新潟県	6 避難の勧告及び指示の <u>助言等</u> に関すること	12 <u>要配慮者</u> に対する相談、援護に関すること								
機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱																		
新潟県	6 避難の勧告及び指示に関すること																		
	12 <u>災害時要援護者</u> に対する相談、援護に関すること																		
機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱																		
新潟県	6 避難の勧告及び指示の <u>助言等</u> に関すること																		
	12 <u>要配慮者</u> に対する相談、援護に関すること																		
<p>【指定地方行政機関】</p>	<p>【指定地方行政機関】</p>																		
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="181 793 495 841">機 関 名</th> <th data-bbox="504 793 1108 841">処理すべき事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="181 847 495 895"><u>新潟農政事務所</u></td> <td data-bbox="504 847 1108 895">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="181 901 495 965">下越森林管理署</td> <td data-bbox="504 901 1108 965">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="181 971 495 1358"><u>新潟地方気象台</u></td> <td data-bbox="504 971 1108 1358"> <p>1 <u>気象、地象、陸水象及び津波の予報及び警報に関すること</u></p> <p>2 <u>気象、地象及び陸水象の観測成果及び情報の速報に関すること</u></p> <p>3 <u>気象、地象、地動及び陸水象並びにこれらに関連する太陽、天空、地面及び水面の輻射に</u></p> </td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱	<u>新潟農政事務所</u>	(略)	下越森林管理署	(略)	<u>新潟地方気象台</u>	<p>1 <u>気象、地象、陸水象及び津波の予報及び警報に関すること</u></p> <p>2 <u>気象、地象及び陸水象の観測成果及び情報の速報に関すること</u></p> <p>3 <u>気象、地象、地動及び陸水象並びにこれらに関連する太陽、天空、地面及び水面の輻射に</u></p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1131 793 1444 841">機 関 名</th> <th data-bbox="1453 793 2045 841">処理すべき事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1131 847 1444 895"><u>北陸農政局</u></td> <td data-bbox="1453 847 2045 895">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1131 901 1444 965"><u>新潟地域センター</u></td> <td data-bbox="1453 901 2045 965">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1131 971 1444 1115"><u>関東森林管理局</u> 下越森林管理署 <u>村上支署</u></td> <td data-bbox="1453 971 2045 1115">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1131 1121 1444 1358"><u>東京管区気象台</u> <u>(新潟地方気象台)</u></td> <td data-bbox="1453 1121 2045 1358"> <p>1 <u>気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表に関すること</u></p> <p>2 <u>気象業務に必要な観測体制の充実や、予報、通信等の施設及び設備の整備に関すること</u></p> <p>3 <u>気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る）、水象の予報及び特</u></p> </td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱	<u>北陸農政局</u>	(略)	<u>新潟地域センター</u>	(略)	<u>関東森林管理局</u> 下越森林管理署 <u>村上支署</u>	(略)	<u>東京管区気象台</u> <u>(新潟地方気象台)</u>	<p>1 <u>気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表に関すること</u></p> <p>2 <u>気象業務に必要な観測体制の充実や、予報、通信等の施設及び設備の整備に関すること</u></p> <p>3 <u>気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る）、水象の予報及び特</u></p>
機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱																		
<u>新潟農政事務所</u>	(略)																		
下越森林管理署	(略)																		
<u>新潟地方気象台</u>	<p>1 <u>気象、地象、陸水象及び津波の予報及び警報に関すること</u></p> <p>2 <u>気象、地象及び陸水象の観測成果及び情報の速報に関すること</u></p> <p>3 <u>気象、地象、地動及び陸水象並びにこれらに関連する太陽、天空、地面及び水面の輻射に</u></p>																		
機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱																		
<u>北陸農政局</u>	(略)																		
<u>新潟地域センター</u>	(略)																		
<u>関東森林管理局</u> 下越森林管理署 <u>村上支署</u>	(略)																		
<u>東京管区気象台</u> <u>(新潟地方気象台)</u>	<p>1 <u>気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表に関すること</u></p> <p>2 <u>気象業務に必要な観測体制の充実や、予報、通信等の施設及び設備の整備に関すること</u></p> <p>3 <u>気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る）、水象の予報及び特</u></p>																		

	<p>関する観測並びにその成果の収集及び発表に関すること</p> <p>4 気象、地象及び陸水象に関する情報の収集及び発表に関すること</p> <p>5 前 2 号に掲げる事項に関する統計の作成及び調査並びに統計及び調査の成果に関すること</p> <p>6 前各号に掲げる事項に関する気象通信に関すること</p> <p>7 気象機器その他の観測器に関すること</p> <p>8 洪水予報指定河川の洪水予報業務に関すること</p>		<p><u>別警報・警報・注意報、並びに台風、大雨、竜巻等突風に関する情報等を適時・的確に防災機関に伝達すること</u></p> <p>4 <u>気象庁が発表する緊急地震速報（警報、震度 6 弱以上は特別警報）について、緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報に関すること</u></p> <p>5 <u>市が行う避難勧告等の判断・伝達マニュアルやハザードマップ等の作成に関して、技術的な支援・協力に関すること</u></p> <p>6 <u>災害の発生が予想されるときや、災害発生時において、市に対して気象状況の推移やその予想の解説等に関すること</u></p> <p>7 <u>市、その他の防災関係機関と連携し、防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発活動に努めること</u></p>
<p>北陸地方整備局 羽越河川国道事務所</p>	<p>1 一級河川水系における指定区間外の管理及び改修、維持修繕、災害復旧等の工事の実施に関すること</p> <p>2 洪水予報指定河川の洪水予報業務に関すること</p> <p>3 国土交通大臣の指定した水防警報河川の水防</p>	<p>北陸地方整備局 羽越河川国道事務所</p>	<p>1 <u>台風及び波浪から港湾及び地域住民を保護するための海岸保全施設等の整備推進に関すること</u></p> <p>2 <u>港湾及び航路に関する国の直轄土木工事及びその災害復旧に関すること</u></p> <p>3 一級河川水系における指定区間外の管理及び改修、維持修繕、災害復旧等の工事の実施に関すること</p> <p>4 <u>一級河川水系におけるダム設置者に対する管理及び防災上の指示監督に関すること</u></p> <p>5 洪水予報指定河川（<u>荒川</u>）の洪水予報業務に関すること</p> <p>6 国土交通大臣の指定した水防警報河川の水防</p>

	<p>警報に関すること</p> <p>4 一般国道指定区間の改築、管理、維持修繕、除雪及び災害復旧工事に関すること</p>		<p>警報に関すること</p> <p><u>7 国土交通大臣の指定した直轄工事施工区域内における砂防の実施及び災害復旧に関すること</u></p> <p><u>8 荒川水系大石川におけるダム管理に関すること</u></p> <p><u>9 直轄海岸保全区域において海岸保全施設に関する直轄工事の実施及び災害復旧に関すること</u></p> <p>10 一般国道指定区間の改築、管理、維持修繕、除雪及び災害復旧工事に関すること</p> <p><u>11 国が行う海洋の汚染の防除に関すること</u></p> <p><u>12 緊急を要すると認められる場合の緊急対応の実施</u></p>
【指定公共機関】		【指定公共機関】	
機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱	機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
<p>東日本電信電話(株)</p> <p><u>株エヌ・ティ・ティドコモ</u></p>	<p>1 電気通信施設の整備及び防災管理に関すること</p> <p>2 <u>災害時における緊急通話の確保及び被災設備の早期復旧に関すること</u></p>	<p>東日本電信電話(株)</p> <p><u>株NTTドコモ</u></p> <p><u>KDDI(株)</u></p>	<p>1 電気通信施設の整備及び防災管理に関すること</p> <p>2 <u>災害時における緊急通話の確保及び<u>気象警報等の伝達に関すること</u></u></p>
日本放送協会	1 津波予警報、気象警報等の放送に関すること	日本放送協会	<p>1 津波予警報、気象警報等の放送に関すること</p> <p><u>2 災害時における広報活動に関すること</u></p>
郵便事業株式会社	(略)	<u>日本郵便(株)</u>	(略)
郵便局株式会社		<u>村上郵便局</u>	<p>1 <u>高速自動車国道の防災管理に関すること</u></p> <p>2 <u>災害時の高速自動車国道における交通路の確保に関すること</u></p>

			<u>3 高速自動車国道の早期災害復旧に関するこ と</u>
		<u>日本通運(株)中条営業所</u>	<u>1 災害時における陸路による緊急輸送の確保 に関すること</u>
【指定地方公共機関】		【指定地方公共機関】	
機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱	機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
<u>日本通運(株)村上支店</u> <u>新潟運輸(株)中条支店</u> <u>中越運送(株)村上支店</u>	(略)	<u>(削除)</u> <u>新潟運輸(株)中条支店</u> <u>村上中越運送(株)</u>	(略)
(株)新潟放送 (株)新潟総合テレビ (株)テレビ新潟放送網 (株)新潟テレビ21 (株)エフエムラジオ新潟 新潟県民エフエム放送(株)	1 気象警報等の放送に関すること 2 災害時における広報活動に関すること	(株)新潟放送 (株)新潟総合テレビ (株)テレビ新潟放送網 (株)新潟テレビ21 (株)エフエムラジオ新潟 新潟県民エフエム放送(株)	1 <u>津波警報</u> 、気象警報等の放送に関すること 2 災害時における広報活動に関すること
【その他の公共的団体・防災上重要な施設の管理者等】		【その他の公共的団体・防災上重要な施設の管理者等】	
機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱	機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
農業協同組合 漁業協同組合 森林組合	1 共同利用施設の災害応急対策及び復旧に関 すること 2 被災組合員に対する融資又はそのあっせん に関すること	農業協同組合 漁業協同組合 森林組合	1 共同利用施設の災害応急対策及び復旧に関 すること 2 被災組合員に対する融資又はそのあっせん に関すること <u>3 災害時における緊急物資の調達及び陸路に よる緊急輸送の確保に関すること</u>
村上市岩船郡医師会	(略)	村上市岩船郡医師会	(略)

岩船郡村上市歯科医師会	
村上市岩船郡薬剤師会	
自主防災会	(略)
村上市区長会連絡協議会	

村上市岩船郡歯科医師会	
村上市岩船郡薬剤師会	
自主防災組織	(略)
村上市区長会連絡協議会	

3 関係機関の連絡先

1. 【県関係】

名称	担当部署	所在地	電話・FAX	その他の連絡方法
新潟県防災局	消防課	新潟市中央区新光町4-1	Tel.025-282-1664 FAX 025-282-1667	
新潟県公安委員会 新潟県警察本部		新潟市中央区新光町4-1	Tel.025-285-0110	
村上地域振興局	企画振興部	村上市田端町6-25	Tel.0254-52-7920 FAX 0254-52-1316	
村上地域振興局	地域整備部	村上市田端町6-25	Tel.0254-52-7955 FAX 0254-53-4511	
村上地域振興局	農林振興部	村上市田端町6-25	Tel.0254-52-7938 FAX 0254-53-5782	
村上地域振興局	県税部	村上市田端町6-25	Tel.0254-52-7921 FAX 0254-52-1316	
村上地域振興局	健康福祉部	村上市肴町10-15	Tel.0254-53-3151 FAX 0254-52-2881	

2. 【関係指定地方行政機関（自衛隊を含む）】

名称	担当部署	所在地	電話・FAX	その他の連絡方法
【農林水産省】 北陸農政局	新潟農政事務所	新潟市中央区船場町2-3435-1	Tel.025-228-5211	
【気象庁】 東京管区気象台	新潟地方気象台	新潟市中央区幸西4-4-1	Tel.025-244-1701	
【国土交通省】 北陸地方整備局	新潟国道事務所	村上市新町13-1	Tel.0254-53-2942	

4 関係機関の連絡先

【県関係】

名称	担当部署	所在地	電話・FAX	その他の連絡方法
新潟県防災局	消防課	新潟市中央区新光町4-1	Tel.025-282-1664 FAX 025-282-1667	(衛星) 8-40120-6442
新潟県公安委員会 新潟県警察本部		新潟市中央区新光町4-1	Tel.025-285-0110 FAX 025-284-8939	(衛星) 8-40120-6971
村上地域振興局	企画振興部	村上市田端町6-25	Tel.0254-52-7920 FAX 0254-52-1316	(衛星) 8-401218-203
村上地域振興局	地域整備部	村上市田端町6-25	Tel.0254-52-7955 FAX 0254-53-4511	(衛星) 8-401218-704
村上地域振興局	農林振興部	村上市田端町6-25	Tel.0254-52-7938 FAX 0254-52-1606	(衛星) 8-401218-603
(削除)				
村上地域振興局 (村上保健所)	健康福祉部	村上市肴町10-15	Tel.0254-53-3151 FAX 0254-52-2881	

【関係指定地方行政機関（自衛隊を含む）】

名称	担当部署	所在地	電話・FAX	その他の連絡方法
【農林水産省】 北陸農政局	新潟地域センター	新潟市中央区船場町2-3435-1	Tel.025-228-5211	
【気象庁】 東京管区気象台	新潟地方気象台	新潟市中央区美咲町1-2-1 新潟美咲合同庁舎2号館	Tel.025-281-5871	
【国土交通省】 北陸地方整備局	羽越河川国道事務所	村上市新町13-1	Tel.0254-53-2942	

村上維持出張所			
---------	--	--	--

【近隣市町村機関】

名称	担当部署	所在地	電話・FAX	その他の連絡方法
関川村	総務課	関川村大字下関 912 番地	Tel.0254-64-1441 FAX 53-0079	
粟島浦村	総務課	粟島浦村字日の見山 1513 番地 11	Tel.0254-55-2111 FAX 55-2159	
胎内市	総務課	胎内市新和町 2 番 10 号	TEL0254-43-6111 FAX0254-43-5502	
鶴岡市	危機管理課	山形県鶴岡市馬場町 9 番 25 号	TEL0235-25-2111 FAX0235-24-9071	

【消防機関】

名称	担当部署	所在地	電話・FAX	その他の連絡方法
村上市消防本部	消防本部	村上市塩町 12-6	Tel.0254-53-0119	

【その他の機関】

名称	担当部署	所在地	電話・FAX	その他の連絡方法
東北電力㈱	村上営業所 総務課	村上市二之町 6-36	Tel.0254- 53-3656	
岩船郡村上市 歯科医師会		村上市飯野 3 丁目 10-11 (中野歯科医院内)	Tel.0254- 53-7500	

村上維持出張所			
---------	--	--	--

【近隣・災害協定市町村機関】

名称	担当部署	所在地	電話・FAX	その他の連絡方法
関川村	総務課	関川村大字下関 912 番地	Tel.0254-64-1441 FAX 53-0079	(衛星) 8-412-10 (総務課)
粟島浦村	総務課	粟島浦村字日の見山 1513 番地 11	Tel.0254-55-2111 FAX 55-2159	(衛星) 8-417-10 (総務課)
胎内市	総務課	胎内市新和町 2 番 10 号	TEL0254-43-6111 FAX0254-43-5502	(衛星) 8-441-10 (総務課)
鶴岡市	危機管理課	山形県鶴岡市馬場町 9 番 25 号	TEL0235-25-2111 FAX0235-24-9071	
見附市	企画調整課	見附市昭和町 2 丁目 1 番 1 号	TEL0258-62-1700 FAX0258-63-1006	衛星携帯電話 080-1068-1295
妙高市	総務課 危機管理室	妙高市栄町 5 番 1 号	TEL0255-74-0002 FAX0255-72-9841	衛星携帯電話 090-2317-9757
多賀城市	総務部 交通防災課	多賀城市中央二丁目 1-1	TEL0223-68-1141 FAX	

【消防機関】

名称	担当部署	所在地	電話・FAX	その他の連絡方法
村上市消防本部	消防本部	村上市塩町 12-6	Tel.0254-53-0119 FAX0254-53-0690	(内線 220 警防課長)
	荒川分署	村上市大津 1669-1	Tel.0254-62-3240	(内線 402)
	神林分署	村上市牧目 1224-1	Tel.0254-66-7123	(内線 403)
	朝日分署	村上市岩沢 4887-4	Tel.0254-72-1240	(内線 404)
	山北分署	村上市府屋 6-35	Tel.0254-77-2685	(内線 405)
	関川分署	関川村大字下関 1956	Tel.0254-64-2579	(内線 401)

【その他の機関】

名称	担当部署	所在地	電話・FAX	その他の連絡方法
東北電力㈱	村上営業所 総務課	村上市二之町 6-36	Tel.0254- 52-4195	
村上市岩船郡 歯科医師会		村上市松山 259-5 (村井歯科医院内)	Tel.0254- 52-3684	

村上市岩船郡 薬剤師会		村上市南町2丁目4-50 (南町薬局内)	Tel0254- 50-1711		村上市岩船郡 薬剤師会	村上市田端町10-8 (中安調剤薬局内)	Tel0254- 52-7058	
(追加)					村上市森林組 会	村上市府屋121-2	Tel0254- 77-3121	

村上市地域防災計画風水害対策編 第1章第3節

修正前	修正後
<p>第3節 村上市の自然的、社会的条件</p> <p>1 広域的位置づけと地理的条件</p> <p>村上市は、新潟県の北端に位置し、山形県と境を接しており、旧市町村でいう村上市、荒川町、神林村、朝日村、山北町の1市2町2村からなっている。</p> <p>近傍には胎内市、山形県鶴岡市があり、経済圏の一部として交流もある。</p> <p>村上市の面積は約 1,174.24 平方キロメートルで新潟県の総面積 (12,583.32 平方キロメートル) のおよそ 9.3%を占めている。また、50km にもおよぶ海岸線を有し、その中核として、特定地域振興重要港湾岩船港が地域産業や観光振興など地域の重要拠点としてその役割を担っている。</p> <p>主要道路としては、国道7号、国道113号、国道290号、国道345号が市内を縦横に走っており、これに主要県道や一般県道などが交差している。また、日本海沿岸東北自動車道の胎内・荒川～朝日間の整備が着工されているほか、地域高規格道路として新潟山形南部連絡道路が計画され一部事業化されている。</p> <p>2 自然条件</p> <p>村上市は、地質的には沖積平坦地と山間部洪積地で構成されており、平地は飯豊朝日山系に源を発する荒川・三面川・石川流域に広がっている。<u>集落</u>は河川流に集中しているほか、朝日山塊が直接日本海に迫る三面川河口以北の海岸線に分布している。特に、この三本の河川流域は肥沃な水田</p>	<p>第3節 村上市の自然的、社会的条件</p> <p>1 広域的位置づけと地理的条件</p> <p>村上市は、新潟県の北端に位置し、山形県と境を接しており、旧市町村でいう村上市、荒川町、神林村、朝日村、山北町の1市2町2村からなっている。</p> <p>近傍には胎内市、山形県鶴岡市があり、経済圏の一部として交流もある。</p> <p>村上市の面積は約 1,174.24 平方キロメートルで新潟県の総面積 (12,583.32 平方キロメートル) のおよそ 9.3%を占めている。また、50km にもおよぶ海岸線を有し、その中核として、特定地域振興重要港湾岩船港が地域産業や観光振興など地域の重要拠点としてその役割を担っている。</p> <p>主要道路としては、国道7号、国道113号、国道290号、国道345号が市内を縦横に走っており、これに主要県道や一般県道などが交差している。また、日本海沿岸東北自動車道は朝日(まほろばIC)までの間が開通し、朝日～温海(山形県鶴岡市)間が一般国道7号(日本海沿岸東北自動車道)朝日温海道路として、平成25年5月15日に事業化されたほか、地域高規格道路として新潟山形南部連絡道路が計画され一部事業化されている。</p> <p>2 自然条件</p> <p>村上市は、地質的には沖積平坦地と山間部洪積地で構成されており、平地は飯豊朝日山系に源を発する荒川・三面川・石川流域に広がっている。<u>居住地域</u>は河川流に集中しているほか、朝日山塊が直接日本海に迫る三面川河口以北の海岸線に分布している。特に、この三本の河川流域は肥沃な</p>

として市の農業生産活動の基盤となっている。

4 人口と世帯の動向

(1) 人口の推移

2005年（平成17年）の国勢調査による構成市町村の人口は70,705人で1985年（昭和60年）から20年間で約11%の減少率となっている。特に、山北地区では減少率が約23%と高い状態にあり、荒川地区でも近年は、微減傾向に転じている。

表 人口の推移

単位：人

	1985年 (S60)	1990年 (H2)	1995年 (H7)	2000年 (H12)	2005年 (H17)	H17/S60 増減率
村上市	33,325	32,171	31,938	31,758	30,685	-7.9%
荒川町	11,418	11,353	11,596	11,555	11,105	-2.7%
神林村	11,629	11,277	10,989	10,625	10,135	-12.8%
朝日村	13,578	13,014	12,837	12,125	11,489	-15.4%
山北町	9,416	8,696	8,231	7,839	7,291	-22.6%
合計	79,366	76,511	75,591	73,902	70,705	-10.9%

(資料：国勢調査)

水田として市の農業生産活動の基盤となっている。

4 人口と世帯の動向

(1) 人口の推移

2010年（平成22年）の国勢調査による構成市町村の人口は66,427人で1990年（平成2年）から20年間で約13%の減少率となっている。特に、山北地域では減少率が約25%と高い状態にあり、荒川地域でも近年は、減少傾向に転じている。

表 人口の推移

単位：人

	1990年 (H2)	1995年 (H7)	2000年 (H12)	2005年 (H17)	2010年 (H22)	H22/H2 増減率
村上地域	32,171	31,938	31,758	30,685	29,186	-9.3%
荒川地域	11,353	11,596	11,555	11,105	10,678	-5.9%
神林地域	11,277	10,989	10,625	10,135	9,385	-16.8%
朝日地域	13,014	12,837	12,125	11,489	10,621	-18.4%
山北地域	8,696	8,231	7,839	7,291	6,557	-24.6%
合計	76,511	75,591	73,902	70,705	66,427	-13.1%

(資料：国勢調査)

(2) 世帯数の推移

2005年(平成17年)の国勢調査による本圏域の世帯数は22,321世帯で1985年(昭和60年)から20年間でおよそ8%の増加となっている。一方、1世帯平均では3.2人と20年前よりおよそ0.6人減っている。人口が減少してきている一方で、世帯数が増えており、核家族化の傾向が顕著になっている。

表 世帯数の推移

単位：世帯

	1985年 (S60)	1990年 (H2)	1995年 (H7)	2000年 (H12)	2005年 (H17)	H17/S60 増減率
村上 市	9,645	9,786	10,192	10,768	10,774	11.7%
荒川 町	2,847	2,947	3,138	3,311	3,454	21.3%
神林 村	2,543	2,518	2,531	2,638	2,644	4.0%
朝日 村	3,072	3,064	3,223	3,080	3,029	-1.4%
山北 町	2,632	2,570	2,528	2,503	2,420	-8.1%
合計	20,739	20,885	21,612	22,300	22,321	7.6%

(資料：国勢調査)

(2) 世帯数の推移

2010年(平成22年)の国勢調査による本圏域の世帯数は22,058世帯で1990年(平成2年)から20年間でおよそ6%の増加となっている。一方、1世帯平均では3.0人と20年前よりおよそ0.7人減っている。人口が減少してきている一方で、世帯数が増えており、核家族化の傾向が顕著になっている。

表 世帯数の推移

単位：世帯

	1990年 (H2)	1995年 (H7)	2000年 (H12)	2005年 (H17)	2010年 (H22)	H22/H2 増減率
村上 地域	9,786	10,192	10,768	10,774	10,655	8.9%
荒川 地域	2,947	3,138	3,311	3,454	3,509	19.1%
神林 地域	2,518	2,531	2,638	2,644	2,631	4.5%
朝日 地域	3,064	3,223	3,080	3,029	2,973	-3.0%
山北 地域	2,570	2,528	2,503	2,420	2,290	-10.9%
合計	20,885	21,612	22,300	22,321	22,058	5.6%

(資料：国勢調査)

(3) 人口推計

2000年(平成12年)及び2005年(平成17年)の国勢調査結果をもとに、年齢別5歳階級ごとの人口の動向を踏まえ、今後の本圏域の将来人口を予測した結果は以下のとおりである。2025年(平成37年)までに、今後人口の社会移動がないとした場合の人口減少率は約23%となっている。年齢3区分別にみると、圏域全体では、年少人口(15歳未満)及び生産年齢人口(15～65歳)が減少し、高齢者人口(65歳以上)が増える結果となっている。

表 1-2-3 人口の推計

単位：人

	2000年 (H12)	2005年 (H17)	2010年 (H22)	2015年 (H27)	2020年 (H32)	2025年 (H37)	H17 /H37 増減率
村上 市	31,758	30,685	66,965	63,074	58,886	54,727	-22.6%
荒川 町	11,555	11,105					
神林 村	10,625	10,135					
朝日 村	12,125	11,489					

(3) 人口推計

2005年(平成17年)及び2010年(平成22年)の国勢調査結果をもとに、年齢別5歳階級ごとの人口の動向を踏まえ、今後の本圏域の将来人口を予測した結果は以下のとおりである。2030年(平成42年)までに、今後人口の社会移動がないとした場合の人口減少率は約26%となっている。年齢3区分別にみると、圏域全体では、年少人口(15歳未満)の減少率は約48%、生産年齢人口(15～65歳)の減少率は約34%と大きく、高齢者人口(65歳以上)はほとんど変わらない結果となっている。

表 1-2-3 人口の推計

単位：人

	2005年 (H17)	2010年 (H22)	2015年 (H27)	2020年 (H32)	2025年 (H37)	2030年 (H42)	H22 /H42 増減率
村上 地域	30,685	29,186	61,975	57,730	53,404	49,156	-26.0%
荒川 地域	11,105	10,678					
神林 地域	10,135	9,385					
朝日 地域	11,489	10,621					

山北町	7,839	7,291							山北地域	7,291	6,557						
合計	73,902	70,705	66,965	63,074	58,886	54,727	-22.6%		合計	70,705	66,427	61,975	57,730	53,404	49,156	-26.0%	
※ 2005 年(平成 17 年)の国勢調査に基づく人口推計 (国立社会保障・人口問題研究所)								※ 2010 年(平成 22 年)の国勢調査に基づく人口推計 (国立社会保障・人口問題研究所)									

村上市地域防災計画風水害対策編 第1章第5節

修正前	修正後
<p>第5節 防災対策の推進方向</p> <p>1 自主防災組織の育成等による地域防災力の強化</p> <p>災害時の被害を最小限にするためには、公的機関による防災活動だけでなく、地域住民の自発的な防災活動が重要であり、地域住民の防災活動は、組織的な活動により最大限の効果が期待できるものである。</p> <p>このため、市は消防力の整備と救助体制の強化を図るとともに、<u>自治会・集落</u>（以下“自治会”という。）における防災への取組、住民の連帯意識に基づく自主防災組織及び事業所等における自衛防災組織の育成整備を推進し、地域防災力の強化に努める。</p> <p>2 水害対策</p> <p>市内の主要河川等の改修はかなり進んでいるが、市街地の拡大により中小河川が豪雨時に流域内の雨水を円滑に流下できるよう、早急に河川改修を推進する。また、排水ポンプ等による内水排除方法を検討し、順次改修を進める。</p> <p>ハザードマップの有効利用を促進し、<u>自主防災会</u>または自治会での学習会等に積極的に活用してもらおうよう働きかけを行う。</p>	<p>第5節 防災対策の推進方向</p> <p>1 自主防災組織の育成等による地域防災力の強化</p> <p>災害時の被害を最小限にするためには、公的機関による防災活動だけでなく、地域住民の自発的な防災活動が重要であり、地域住民の防災活動は、組織的な活動により最大限の効果が期待できるものである。</p> <p>このため、市は消防力の整備と救助体制の強化を図るとともに、<u>自治会</u>における防災への取組、住民の連帯意識に基づく自主防災組織及び事業所等における自衛防災組織の育成整備を推進し、地域防災力の強化に努める。</p> <p>2 水害対策</p> <p>市内の主要河川等の改修はかなり進んでいるが、市街地の拡大により中小河川が豪雨時に流域内の雨水を円滑に流下できるよう、早急に河川改修を推進する。また、排水ポンプ等による内水排除方法を検討し、順次改修を進める。</p> <p>ハザードマップの有効利用を促進し、<u>自主防災組織</u>または自治会での学習会等に積極的に活用してもらおうよう働きかけを行う。</p>

村上市地域防災計画風水害対策編 第2章第1節

修 正 前	修 正 後								
<p>第2章 気象<u>注意報・警報</u>等の発表・受領及び伝達</p> <p>第1節 気象<u>注意報・警報</u>等の種類及び発表基準</p> <p>1 気象業務法（昭和27年法律第<u>162</u>号）に定める<u>注意報・警報</u>等</p>	<p>第2章 気象<u>警報・注意報</u>等の発表・受領及び伝達</p> <p>第1節 気象<u>警報・注意報</u>等の種類及び発表基準</p> <p>1 気象業務法（昭和27年法律第<u>165</u>号）に定める<u>特別警報・警報・注意報</u>等</p> <p>(1) <u>特別警報・警報・注意報</u></p> <p><u>大雨や強風などの気象現象によって、災害が起こるおそれのあるときには「注意報」が、重大な災害が起こるおそれのあるときには「警報」が、重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合には「特別警報」が村上市に発表される。また、大雨や洪水などの警報が発表された場合のテレビやラジオによる放送などでは、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、これまでどおり市町村等をまとめた地域の名称を用いる場合がある。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>特別警報・警報・注意報の概要</u></p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">種 類</th> <th style="text-align: center;">概 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;"><u>特別警報</u></td> <td><u>大雨、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮によって重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合、その旨を警告して行う予報</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>警 報</u></td> <td><u>大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮によって重大な災害の起こるおそれがある場合、その旨を警告して行う予報</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>注意報</u></td> <td><u>大雨、洪水、大雪、強風、風雪、波浪、高潮等によって災害が起こるおそれがある場合に、その旨を注意して行う予報</u></td> </tr> </tbody> </table>	種 類	概 要	<u>特別警報</u>	<u>大雨、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮によって重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合、その旨を警告して行う予報</u>	<u>警 報</u>	<u>大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮によって重大な災害の起こるおそれがある場合、その旨を警告して行う予報</u>	<u>注意報</u>	<u>大雨、洪水、大雪、強風、風雪、波浪、高潮等によって災害が起こるおそれがある場合に、その旨を注意して行う予報</u>
種 類	概 要								
<u>特別警報</u>	<u>大雨、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮によって重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合、その旨を警告して行う予報</u>								
<u>警 報</u>	<u>大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮によって重大な災害の起こるおそれがある場合、その旨を警告して行う予報</u>								
<u>注意報</u>	<u>大雨、洪水、大雪、強風、風雪、波浪、高潮等によって災害が起こるおそれがある場合に、その旨を注意して行う予報</u>								

(1) 新潟地方気象台が各区域（28 頁図及び 29 頁の表を参照）を対象に発表する気象注意報・警報等の種類及び発表基準は、次のとおりである。

(2) 新潟地方気象台が新潟県を対象に発表する気象特別警報、警報、注意報等の種類と概要は、次のとおりである。

特別警報・警報・注意報の種類と概要

特別警報・警報・注意報の種類		概 要
特 別 警 報	大雨特別警報	大雨による重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。
	大雪特別警報	大雪により重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
	暴風特別警報	暴風により重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
	暴風雪特別警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。
	波浪特別警報	高い波により重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
	高潮特別警報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
警 報	大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。
	洪水警報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。対象となる重大な災害として、河川の

		増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害があげられる。
	大雪警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。
	波浪警報	高い波により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	高潮警報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	注 意 報	大雨注意報
		洪水注意報
		大雪注意報
		強風注意報
		風雪注意報
		波浪注意報
		高潮注意報
		濃霧注意報
		大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
		大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
		大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
		強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
		雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
		高い波により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
		台風や低気圧等による海面の異常な上昇により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
		濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。

		<u>雷注意報</u>	<u>落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられる。</u>
		<u>乾燥注意報</u>	<u>空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件を予想した場合に発表される。</u>
		<u>なだれ注意報</u>	<u>「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。</u>
		<u>着氷注意報</u>	<u>著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体などへの被害が起こるおそれのあるときに発表される。</u>
		<u>着雪注意報</u>	<u>著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体などへの被害が起こるおそれのあるときに発表される。</u>
		<u>融雪注意報</u>	<u>融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、浸水、土砂災害などの災害が発生するおそれがあるときに発表される。</u>
		<u>霜注意報</u>	<u>霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が起こるおそれのあるときに発表される。</u>
		<u>低温注意報</u>	<u>低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温のために農作物などに著しい被害が発生したり、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害の起こるおそれがあるときに発表される。</u>

特別警報・警報・注意報の発表基準

【特別警報】

現象の種類	基 準	
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、もしくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合	
暴風	数十年に一度の強度	暴風が吹くと予想される場合
高潮	の台風や同程度の温	高潮になると予想される場合
波浪	帯低気圧により	高波になると予想される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合	
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合	

【村上市における警報・注意報】

平成24年5月29日現在
発表官署 新潟地方気象台

村上市	新潟県	
一次区分区域	下越	
市町村等をまとめた地域	磐船地域	
警報	大雨 (浸水害)	雨量基準 平地地:1時間雨量50mm 平地地以外:1時間雨量80mm
		土壌雨量指数基準 101
	洪水	雨量基準 平地地:1時間雨量50mm 平地地以外:1時間雨量80mm
		流域雨量指数基準 三面川流域=32、石川流域=17、門前川流域=8、高根川流域=23、小俣川流域=13
		複合基準 —
		指定河川洪水予報 (による)
	暴風	陸上 20m/s
		海上 25m/s
	暴風雪	陸上 20m/s 雪を伴う
		海上 25m/s 雪を伴う
大雪	平地 6時間降雪の深さ35cm	
	山沿い 12時間降雪の深さ55cm	
波浪	有義波高 5.5m	
高潮	潮位 1.5m	
注意報	大雨	雨量基準 平地地:1時間雨量30mm 平地地以外:1時間雨量50mm
		土壌雨量指数基準 70
	洪水	雨量基準 平地地:1時間雨量30mm 平地地以外:1時間雨量50mm
		流域雨量指数基準 三面川流域=16、石川流域=14、門前川流域=6、高根川流域=18、小俣川流域=10
		複合基準 —
		指定河川洪水予報 (による)
	強風	陸上 14~9月 12m/s 10~3月 15m/s
		海上 15m/s
	風雪	平均風速 陸上 4~9月 12m/s 10~3月 15m/s 雪を伴う
		海上 15m/s 雪を伴う
	大雪	平地 6時間降雪の深さ15cm
		山沿い 12時間降雪の深さ30cm
	波浪	有義波高 2.5m
	高潮	潮位 1.0m
	雷	降雪等により被害が予想される場合 1. 積雪地域の日平均気温が10℃以上 2. 積雪地域の日平均気温が7℃以上、かつ、日平均風速5m/s以上かつ日降水量が20mm以上
	濃霧	視程 陸上 100m
		海上 500m
	乾燥	最小湿度 40% 実効湿度 65%
なだれ	1. 24時間降雪の深さが50cm以上で気温の変化が大きい場合 2. 積雪が50cm以上で最高気温が8℃以上になるか、日降水量20mm以上の降雨がある場合	
低温	5~9月:日平均気温が平年より3℃以上低い日が3日以上連続 11~4月:海岸 最低気温-4℃以下 平野 最低気温-7℃以下 山沿い 最低気温-10℃以下	
霜	早霜-晩霜期に最低気温0℃以下	
着水・着雪	1. 着しい着水が予想される場合 2. 気温0℃付近で、並以上の雪が数時間以上降り続けると予想される場合	
記録的短時間大雨情報	1時間雨量 100mm	

※上記の表の土壌雨量指数基準は村上市の最も低い値であることを注意する。

注1 発表基準欄に記載した数値は、新潟県における過去の災害発生頻度と気象条件との関係を調査して決めたものであり、気象要素によって災害発生を予想する際の具体的な目安である。

注2 大地震や火山の噴火等、不測の事態により気象災害に関わる諸条件が変化し、通常の基準を適用することが適切でない状態となることがある。

注1 発表基準欄に記載した数値は、新潟県における過去の災害発生頻度と気象条件との関係を調査して決めたものであり、気象要素によって災害発生を予想する際の具体的な目安である。

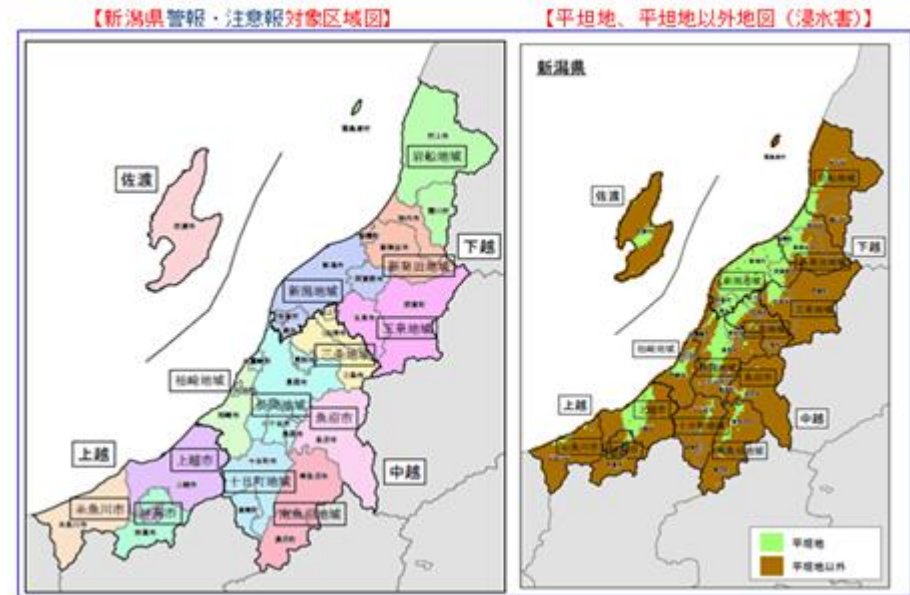
注2 大地震や火山の噴火等、不測の事態により気象災害に関わる諸条件が変化し、通常の基準を適用することが適切でない状態となることがある。

このような状態がある程度長期間継続すると考えられる場合には、特定の警報・注意報について、対象地域を必要最小限の範囲に限定して「暫定基準」を設定し、通常より低い基準で運用することがある。

注3 土壌雨量指数とは、降雨による土砂災害発生の危険性を示す指標で、土壌中に貯まっている雨水の量を示す指数。流域雨量指数とは、降雨による洪水災害発生の危険性を示す指標で、対象となる地域・時刻に存在する流域の雨水の量を示す指数。

このような状態がある程度長期間継続すると考えられる場合には、特定の警報・注意報について、対象地域を必要最小限の範囲に限定して「暫定基準」を設定し、通常より低い基準で運用することがある。

注3 土壌雨量指数とは、降雨による土砂災害発生の危険性を示す指標で、土壌中に貯まっている雨水の量を示す指数。流域雨量指数とは、降雨による洪水災害発生の危険性を示す指標で、対象となる地域・時刻に存在する流域の雨水の量を示す指数。



※ 特別警報、警報、注意報は市町村単位で発表される。また、大雨や洪水などの警報が発表された場合のテレビやラジオによる放送などでは、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、これまでどおり市町村等をまとめた地域の名称を用いる場合がある。

(2) 気象情報

気象等の予報に関係のある台風、大雨その他の異常気象等についての情報を具体的かつ速やかに発表するものであり、注意報・警報に先立って予告的に注意・警戒を呼びかけることを目的としたものと、注意報・警報発表中にその内容を補い、それらの効果をより高めることを目的としたものに大別できる。

新潟地方気象台はこれらの情報を一般及び関係機関に対して発表する。

(3) 気象情報

気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表される。

(4) 土砂災害警戒情報

新潟県と新潟地方気象台が共同で発表する情報で、大雨警報（土砂災害）発表中に、大雨による土砂災害発生の危険度が高まった時、市町村長が避難勧告等を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう市町村ごとに発表される。

(5) 記録的短時間大雨情報

数年に一度程度しか発生しないような猛烈な短時間の大雨を観測(地上の雨量計による観測)又は解析(気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析)したときに、府県気象情報の一種として発表される。

(6) 竜巻注意情報

積乱雲により発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生する可能性が高まった時に新潟県に発表される。
この情報の有効期間は、発表から1時間である。

(3) 注意報・警報の発表・解除及び気象情報の発表

注意報・警報の発表・解除及び気象情報の発表は、新潟地方気象台が行う。

注意報・警報の発表及び解除については、以下の点に注意する。

- ア 同時に2つ以上の注意報又は警報を行う場合は、標題にそれらの注意報又は警報の種類を併記した1つの注意報文又は警報文を作成する。
- イ 1つ又は2つ以上の注意報又は警報が行われた後において、1つ又は2つ以上の注意報又は警報を行った場合は、前に行われた注意報又は警報は後で行われた注意報又は警報に切り換えられたものとし、注意報又は警報の必要がなくなった場合はこれを解除する。

新潟県注意報・警報対象区域図

(図略)

新潟県注意報・警報対象区域別市町村一覧表

(表略)

2 水防法に定める水防警報

(7) 特別警報・警報・注意報の発表・解除及び気象情報の発表

特別警報・警報・注意報の発表・解除及び気象情報の発表は、新潟地方気象台が行う。

特別警報は重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表され、重大な災害が発生するおそれが著しく大きい状況でなくなったときに解除される。

警報・注意報の発表及び解除については、以下の点に注意する。

- ア 同時に2つ以上の警報又は注意報を行う場合は、標題にそれらの警報又は注意報の種類を併記した1つの警報文又は注意報文を作成する。
- イ 1つ又は2つ以上の警報又は注意報が行われた後において、1つ又は2つ以上の警報又は注意報を行った場合は、前に行われた警報又は注意報は後で行われた警報又は注意報に切り換えられたものとし、警報又は注意報の必要がなくなった場合はこれを解除する。

(削除)

(削除)

2 気象業務法及び水防法に定める指定河川洪水予報及び水防法に定める水防警報

(1) 荒川洪水予報

河川の増水やはん濫などに対する水防活動のため、あらかじめ指定した

河川について、区間を決めて水位又は流量を示して発表する警報及び注意報である。荒川については、北陸地方整備局羽越河川国道事務所と新潟地方気象台が共同で下表の標題により発表する。

種類	標題	概要
洪水警報	はん濫発生情報	はん濫が発生したときに発表される。
	はん濫危険情報	新たにはん濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。
	はん濫警戒情報	はん濫危険水位に達したときに発表される。
洪水注意報	はん濫注意情報	いつはん濫が発生してもおかしくない状況であり、避難していない住民への対応が必要である。この後に避難勧告等を発令する場合、周辺状況を確認する必要がある。

荒川洪水予報の基準水位

予報区域名	河川名	水位観測所名	所在地	位置
荒川	荒川幹川	上関	岩船郡関川村	左岸 17.0k
		葛籠山	村上市	右岸 5.0k

水防団待機水位	はん濫注意水位	避難判断水位	はん濫危険水位	計画高水位
3.60	4.30	6.45	7.39	8.30
3.00	3.70	6.57	7.25	7.80

(1) 次に掲げる河川については、国土交通大臣又は新潟県知事がそれぞれ水防警報を発するものとし、各河川ごとにそれぞれ定めた河川事務所長又は地域振興局長が直接これを発表する。

(略)

(2) 水防警報は、各河川の水位の状況に応じて、水防活動の必要が予測され又は現に水防活動を必要とするときにこれを行うものとし、おおむね次の段階により必要な警報を発表する。

(略)

(3) 警報を発表する場合の具体的基準は、次のとおりである。

国土交通大臣所管

河川名	観測所名	地名			水防団 待機水位	はん濫注 意水位
		郡市	町村	大字		
荒川	上関	岩船	関川	上関	<u>3.60</u>	<u>4.30</u>
	葛籠山	村上		葛籠山	<u>3.00</u>	<u>3.70</u>

避難判断 水位	はん濫 危険水位	摘要	堤防高	量水標の零 点標高
<u>5.90</u>	<u>7.39</u>	自動	<u>10.79</u>	30.510
<u>6.57</u>	<u>7.25</u>	観測装置	<u>10.14</u>	3.160

(削除)

(2) 水防警報は、各河川の水位の状況に応じて、水防活動の必要が予測され又は現に水防活動を必要とするときにこれを行うものとし、おおむね次の段階により必要な警報を発表する。

(略)

(3) 警報を発表する場合の具体的基準は、次のとおりである。

国土交通大臣所管

河川名	観測所名	地名			水防団 待機水位	はん濫注 意水位
		郡市	町村	大字		
荒川	上関	岩船	関川	上関	<u>3.60</u>	<u>4.30</u>
	葛籠山	村上		葛籠山	<u>3.00</u>	<u>3.70</u>

避難判断 水位	はん濫 危険水位	摘要	堤防高	量水標の零 点標高
<u>6.45</u>	<u>7.39</u>	自動	<u>10.79</u>	30.510
<u>6.57</u>	<u>7.25</u>	観測装置	<u>10.14</u>	3.160

県知事所管

河川名	観測所名	地名			水防団 待機水位	はん濫注 意水位
		郡市	町村	大字		
三面川	宮ノ下	村上		宮ノ下	10.39	11.39
	泉町	村上		泉町	4.57	5.37
荒川	上関	岩船	関川	上関	<u>3.60</u>	<u>4.30</u>
高根川	早稲田	村上		早稲田	37.85	38.40
門前川	山辺里	村上		山辺里	9.60	10.20

避難判断 水位	はん濫 危険水位	摘要	堤防高	量水標の 零点標高
13.09	13.39	防災情報システム	右岸 16.30 左岸 17.60	8.38
6.50	6.70		右岸 8.26 左岸 9.20	-0.05
<u>5.90</u>	<u>7.39</u>		<u>10.79</u>	30.51
39.15	39.73		40.73	0
10.86	11.46		12.70	0

※ 下線は零点表示、その他は標高表示

※ 上関（荒川）は、国土交通省所管観測所である。

県知事所管

河川名	観測所名	地名			水防団 待機水位	はん濫注 意水位
		郡市	町村	大字		
三面川	宮ノ下	村上		宮ノ下	10.39	11.39
	泉町	村上		泉町	4.57	5.37
荒川	上関	岩船	関川	鷹ノ巣	48.60	49.53
高根川	早稲田	村上		早稲田	37.85	38.40
門前川	山辺里	村上		山辺里	9.60	10.20

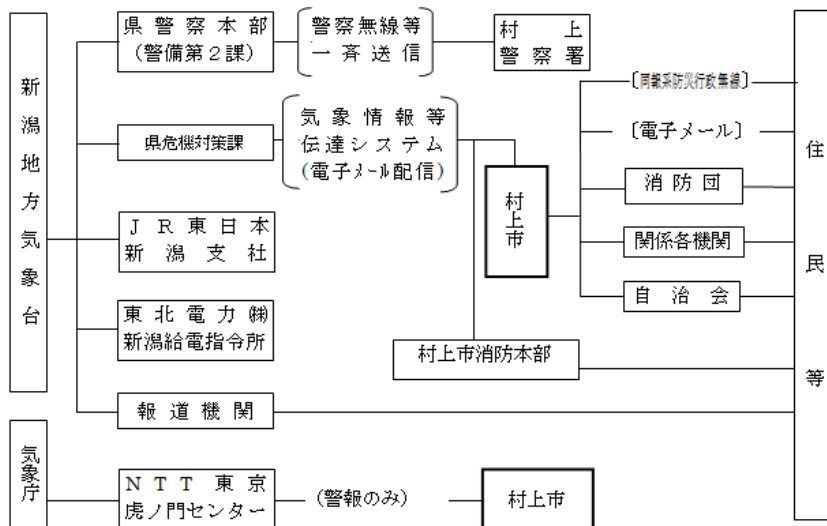
避難判断 水位	はん濫 危険水位	摘要	堤防高	量水標の 零点標高
13.09	13.39	防災情報システム	右岸 16.30 左岸 17.60	8.38
6.50	6.70		右岸 8.26 左岸 9.20	-0.05
50.45	53.25		右岸 53.60 左岸 65.92	0
39.15	39.73		右岸 40.73 左岸 41.50	0
10.86	11.46		右岸 12.80 左岸 12.70	0

※ 下線は零点表示、その他は標高表示

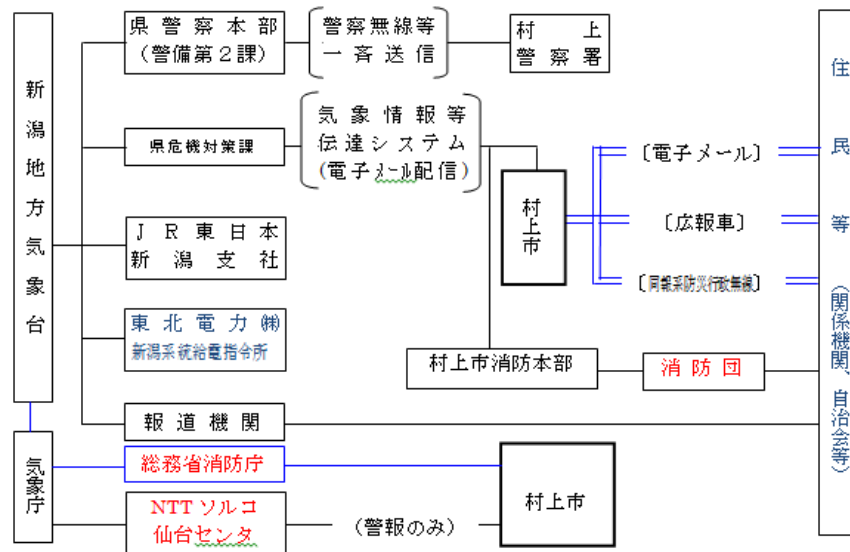
(削除)

修正前	修正後
<p>第2節 気象<u>注意報・警報</u>等の伝達体制の整備</p> <p>1 災害応急対策責任者の体制整備</p> <p>災害応急対策責任者は、気象<u>注意報・警報</u>等の収受、伝達が迅速かつ正確になされるよう、その機関内における体制を整備する。この場合において、特に休日、夜間の体制に注意し、関係機関相互に徹底を図る。</p> <p>2 気象<u>注意報・警報</u>等の伝達</p> <p>(1) 伝達系統</p> <p>新潟地方気象台が、気象業務法に基づく気象<u>注意報・警報</u>等を発表し、切替えし、又は解除した場合の住民等及び所在官公署への周知と、その伝達体制は、次による。この場合の伝達順位は、予測される災害に対する直接の災害応急対策責任者への伝達を優先する。</p> <p>(2) 伝達基準</p> <p>気象警報が発表又は切替えした場合は、庁内各課に周知するものとし、被害の発生するおそれがある場合には、関係各機関及び自治会等へも周知する。なお、状況により必要のない場合は、関係各機関及び自治会等には周知しない。</p>	<p>第2節 気象<u>警報・注意報</u>等の伝達体制の整備</p> <p>1 災害応急対策責任者の体制整備</p> <p>災害応急対策責任者は、気象<u>警報・注意報</u>等の収受、伝達が迅速かつ正確になされるよう、その機関内における体制を整備する。この場合において、特に休日、夜間の体制に注意し、関係機関相互に徹底を図る。</p> <p>2 気象<u>警報・注意報</u>等の伝達</p> <p>(1) 伝達系統</p> <p>新潟地方気象台が、気象業務法に基づく気象<u>警報・注意報</u>等を発表、切替え、又は解除した場合の住民等及び所在官公署への周知と、その伝達体制は、次による。この場合の伝達順位は、予測される災害に対する直接の災害応急対策責任者への伝達を優先する。</p> <p>(2) 伝達基準</p> <p>気象警報が発表又は切替えした場合は、庁内各課に周知するものとし、被害の発生するおそれがある場合には、関係各機関及び自治会等へも周知する。なお、状況により必要のない場合は、関係各機関及び自治会等には周知しない。</p>

気象注意報・警報等の伝達系統図



気象警報・注意報等の伝達系統図



※二重線は、気象警報・注意報に加えて、特別警報が発表された際に、通知若しくは周知の措置が義務付けられている伝達経路。気象等の特別警報又は特別警報に位置づけられる大津波警報について通知を受けたとき又は自ら知ったときは、直ちに本計画の市からの伝達経路に従って、可能な限りの伝達手段を用いて周知する。

(3) 伝達方法

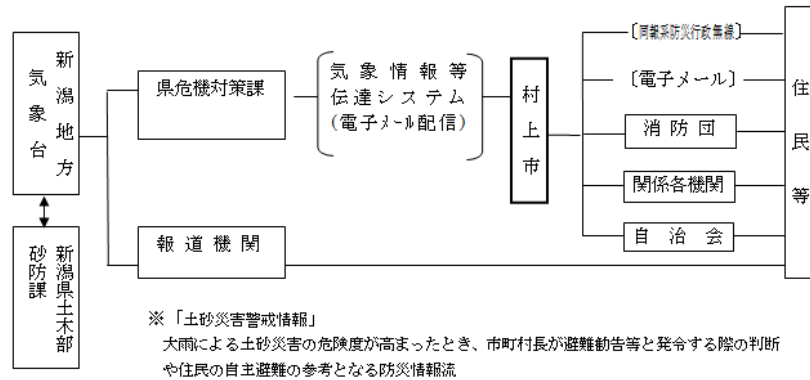
市は、気象注意報・警報等を受領し必要があると判断した場合には、状況に応じ、同報系防災行政無線等、消防職団員等の自治会巡ら及び広報車の巡回等により住民等に周知する。

(3) 伝達方法

市は、気象警報・注意報等を受領し必要があると判断した場合には、状況に応じ、同報系防災行政無線等、消防職団員等の自治会巡ら及び広報車の巡回等により住民等に周知する。

3 土砂災害警戒情報の伝達

新潟県土木部砂防課との連携により、新潟地方気象台から「土砂災害警戒情報」が発表又は解除した場合には、庁内各課に周知するものとし、関係各機関及び自治会等を通じ住民への周知を図る。



4 地震情報の伝達

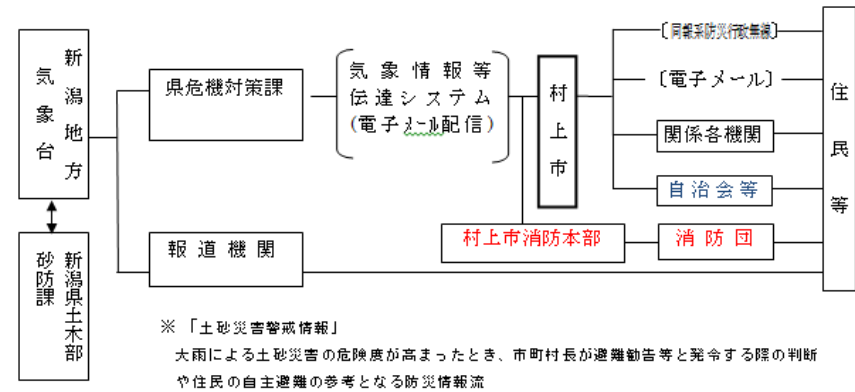
(略)

5 荒川洪水予報等の伝達

北陸地方整備局羽越河川国道事務所と新潟地方気象台が共同で行う荒川洪水予報等（注意報、警報及び情報）の伝達系統は次のとおりとし、伝達基準は2の(2)、伝達方法は2の(3)に準ずる。

3 土砂災害警戒情報の伝達

新潟県と新潟地方気象台の共同発表により、新潟地方気象台から新潟県をとおして「土砂災害警戒情報」が発表又は解除された場合には、庁内各課に周知するものとし、関係する各機関及び自治会等を通じ住民への周知を図る。

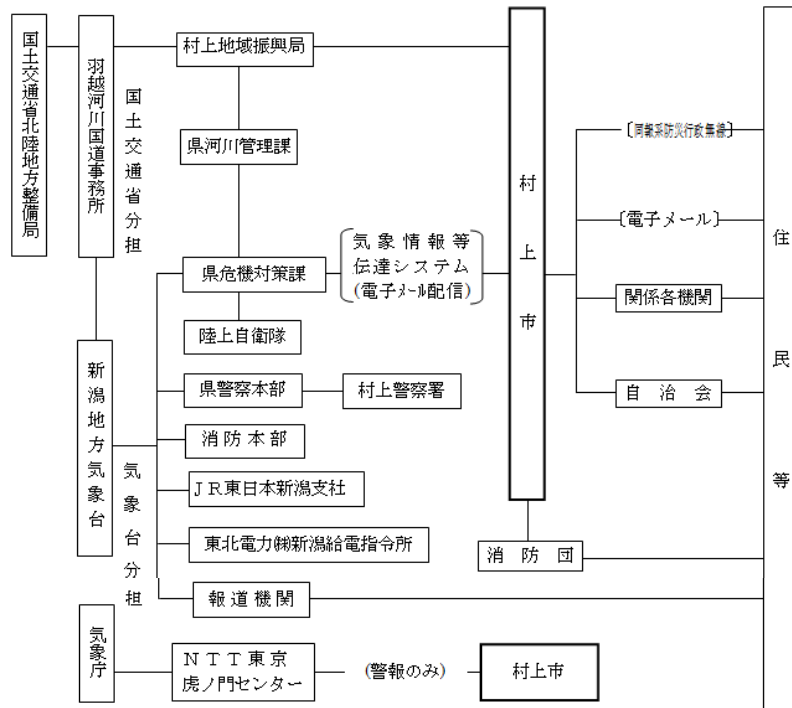


(削除)

4 荒川洪水予報等の伝達

北陸地方整備局羽越河川国道事務所と新潟地方気象台が共同で行う荒川洪水予報等（警報、注意報及び情報）の伝達系統は次のとおりとし、伝達基準は2の(2)、伝達方法は2の(3)に準ずる。

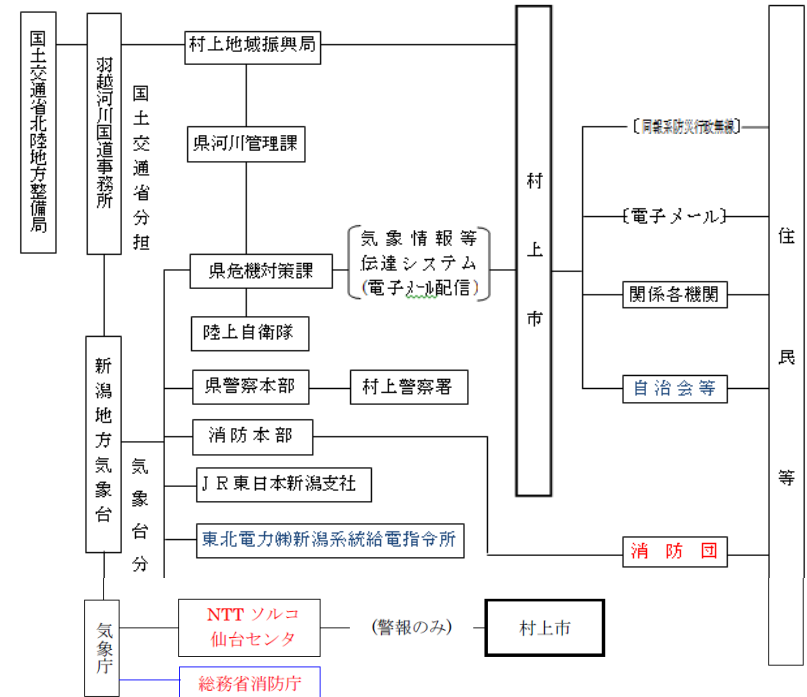
荒川洪水予報等伝達系統図



6 水防警報の伝達

伝達系統は次のとおりとし、伝達基準は2の(2)、伝達方法は2の(3)に準ずる。

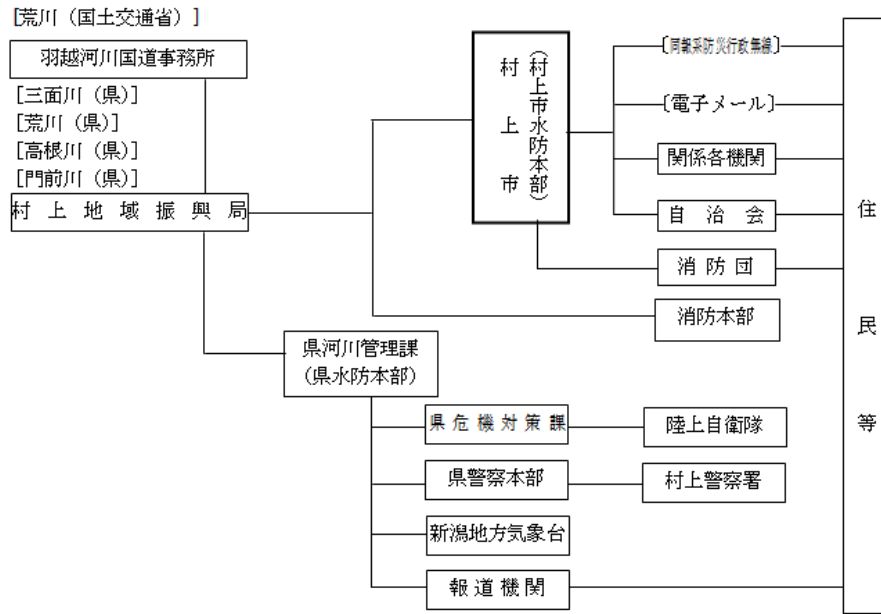
荒川洪水予報等伝達系統図



5 水防警報の伝達

伝達系統は次のとおりとし、伝達基準は2の(2)、伝達方法は2の(3)に準ずる。

水防警報伝達系統図

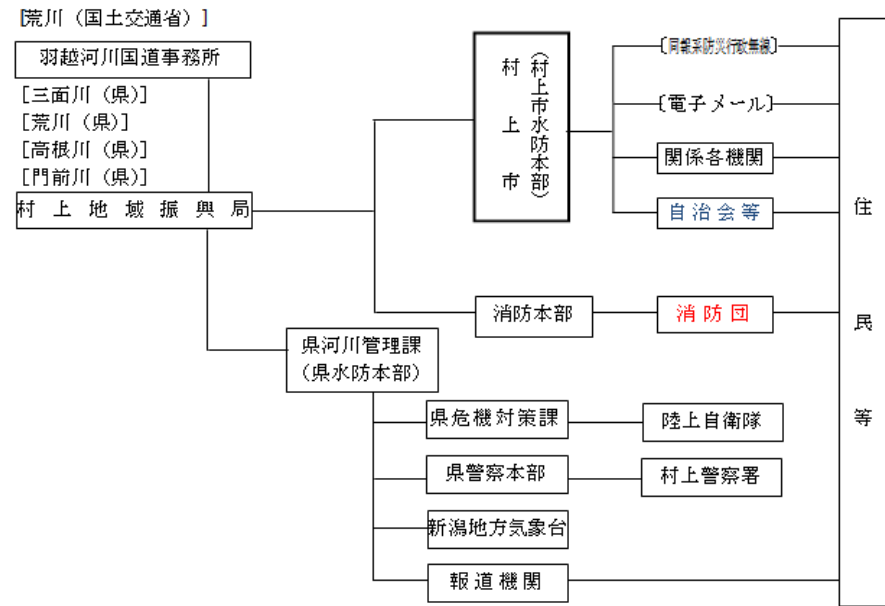


7 火災気象通報並びに火災警報の伝達

市は、火災警報を発し、又は解除したときは、広報車・消防車等による呼びかけ等、本計画の定めるところにより、公衆及び所在の官公署・事業所に周知するとともに、県消防課に通報する。

また、伝達方法は次のとおりとする。

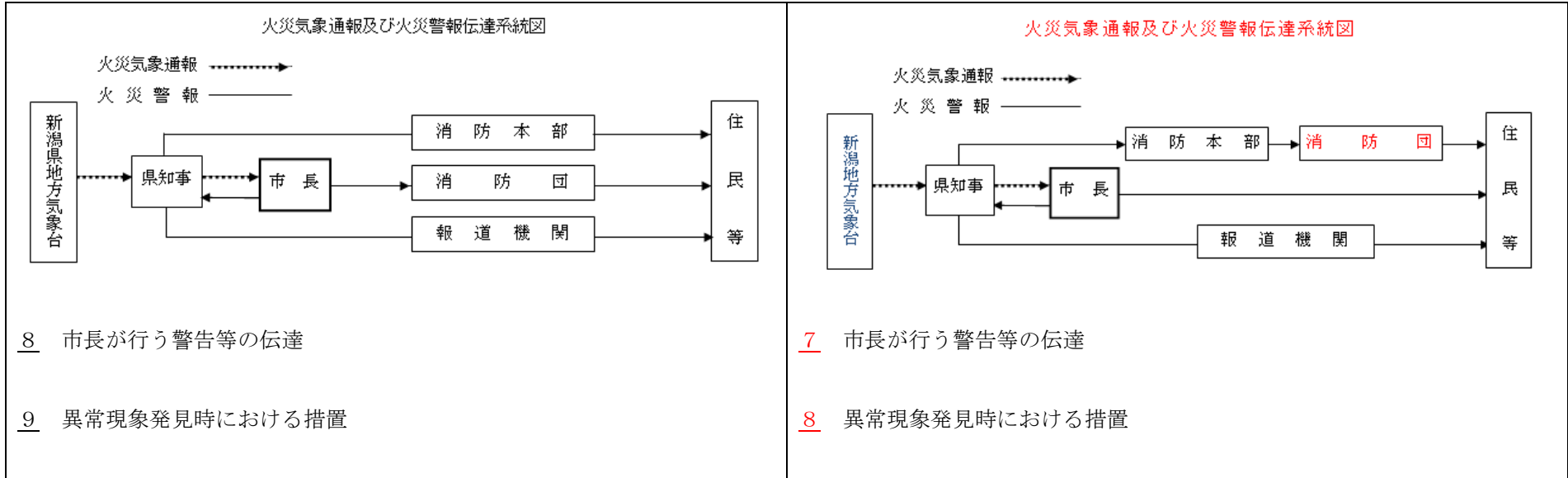
水防警報伝達系統図



6 火災気象通報並びに火災警報の伝達

市は、火災警報を発し、又は解除したときは、広報車・消防車等による呼びかけ等、本計画の定めるところにより、公衆及び所在の官公署・事業所に周知するとともに、県消防課に通報する。

また、伝達方法は次のとおりとする。



村上市地域防災計画風水害対策編 第2章第3節

修正前	修正後
<p>第3節 気象<u>注意報・警報</u>等を徹底させるための県、市、報道機関等の協力体制</p> <p>1 基本方針</p> <p>県、市、報道機関は、相互に協力し、災害に関する気象<u>注意報・警報</u>等の伝達の徹底に努めるものとし、必要ある場合には協定を行い、その円滑化を期する。</p>	<p>第3節 気象<u>警報・注意報</u>等を徹底させるための県、市、報道機関等の協力体制</p> <p>1 基本方針</p> <p>県、市、報道機関は、相互に協力し、災害に関する気象<u>警報・注意報</u>等の伝達の徹底に努めるものとし、必要ある場合には協定を行い、その円滑化を期する。</p>

村上市地域防災計画風水害対策編 第3章第4節

修正前	修正後
<p>第4節 積雪期に対する災害予防</p> <p>担当：建設課、農林水産課、総務課</p> <p>4 除雪対策</p> <p>(2) 住民等の協力</p> <p>市は、住民等による人的除雪又は除雪作業に伴う車両の移動、屋外設置物の撤去等の措置について、必要と認めた場合は、関係者に対して協力を要請し、必要に応じてその要請は関係<u>区域の自治会長</u>を通じて行う。</p> <p>5 雪崩事故の防止</p> <p>(3) 雪崩危険箇所の警戒</p> <p>ア 危険箇所の査察</p> <p>市、県及び関係機関は、それぞれの管理する雪崩危険箇所について、適宜パトロールを実施し、雪崩発生 of 早期予知に努め、事故の防止を図る。</p> <p>また、危険箇所のある<u>自治会の自治会長</u>と連絡を密にし、危険箇所の状況把握に努める。</p> <p>7 電力供給の確保対策</p> <p>(2) 機動力及び通信網の整備</p> <p>ア 豪雪時における電線路障害の早期復旧を図るため、請負会社の車両その他、可能な運搬手段を確保する。</p>	<p>第4節 積雪期に対する災害予防</p> <p>担当：<u>都市整備課</u>、農林水産課、総務課</p> <p>4 除雪対策</p> <p>(2) 住民等の協力</p> <p>市は、住民等による人的除雪又は除雪作業に伴う車両の移動、屋外設置物の撤去等の措置について、必要と認めた場合は、関係者に対して協力を要請し、必要に応じてその要請は関係<u>行政区の区長</u>を通じて行う。</p> <p>5 雪崩事故の防止</p> <p>(3) 雪崩危険箇所の警戒</p> <p>ア 危険箇所の査察</p> <p>市、県及び関係機関は、それぞれの管理する雪崩危険箇所について、適宜パトロールを実施し、雪崩発生 of 早期予知に努め、事故の防止を図る。</p> <p>また、危険箇所のある<u>行政区の区長</u>と連絡を密にし、危険箇所の状況把握に努める。</p> <p>7 電力供給の確保対策</p> <p>(2) 機動力及び通信網の整備</p> <p>ア 豪雪時における電線路障害の早期復旧を図るため、請負会社の車両その他、可能な運搬手段を確保する。</p>

イ 配電線経過他の主要箇所配電連絡員を委嘱し、冬期の事故発生時における発動態勢の迅速化を図る。

(削除)

修正前	修正後
<p>第5節 防災教育計画</p> <p>2 計画の体系</p> <ul style="list-style-type: none"> 市職員に対する防災教育 防災関係機関における防災教育 学校教育等における防災教育 <ul style="list-style-type: none"> 幼児・児童生徒に対する防災教育 教職員に対する防災教育 防災対策上特に注意を要する施設における防災教育 <ul style="list-style-type: none"> 危険物等施設における防災教育 病院、福祉施設等における防災教育 ホテル・旅館等における防災教育 不特定多数の者が利用する施設における防災教育 企業における防災知識の普及 住民等に対する防災知識の普及 災害時要援護者等に対する防災知識の普及 住民等の災害に対する心得 <p>6 防災対策上特に注意を要する施設における防災教育</p> <p>(1) 監督機関の責務</p> <p>防災対策上特に注意を要する施設の監督機関は、防火管理者、<u>危険物保安統括管理者</u>等の防災上重要な施設の管理者に対し、防災教育を実施</p>	<p>第5節 防災教育計画</p> <p>2 計画の体系</p> <ul style="list-style-type: none"> 市職員に対する防災教育 防災関係機関における防災教育 学校教育等における防災教育 <ul style="list-style-type: none"> 幼児・児童生徒に対する防災教育 教職員に対する防災教育 防災対策上特に注意を要する施設における防災教育 <ul style="list-style-type: none"> <u>危険物施設等</u>における防災教育 病院、福祉施設等における防災教育 ホテル・旅館等における防災教育 不特定多数の者が利用する施設における防災教育 企業における防災知識の普及 住民等に対する防災知識の普及 <u>要配慮者</u>等に対する防災知識の普及 住民等の災害に対する心得 <p>6 防災対策上特に注意を要する施設における防災教育</p> <p>(1) 監督機関の責務</p> <p>防災対策上特に注意を要する施設の監督機関は、防火管理者、<u>危険物保安監督者</u>等の防災上重要な施設の管理者に対し、防災教育を実施し、</p>

し、その資質の向上を図るとともに、特に発災時における行動力、指導力を養い、緊急時に対処できる自衛防災体制の確立を図る。

また、その他一般企業の管理者に対しても、災害時の対応、防災教育について知識の普及に努める。

教育の方法は、技能講習も含めた講習会の開催、災害時における行動基準等必要事項を盛り込んだ防災指導書、パンフレットの配布及び現地指導等により行う。

9 災害時要援護者及び保護責任者等を対象とした防災教育

(1) 防災知識の普及

在宅の高齢者、障がい者、外国人、乳幼児等の災害時要援護者の安全確保を図るには、災害時要援護者自身及び介護者、保護者（以下「保護責任者」という。）が防災知識を持つとともに、災害時においては、地域住民の災害時要援護者への協力が不可欠であることから、災害時における相互協力の認識が必要である。このため、市は、災害時要援護者向けのパンフレット、リーフレット等の発行により防災知識の普及に努める。

浸水想定区域内に位置する地下街等又は災害時要援護者（高齢者、障害者、乳幼児等）が利用する施設において、その施設利用者に対し洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要がある場合、以下の実施に努める。

(2) 防災学習の推進

市は、災害時要援護者、保護責任者、施設管理者等に対し防災学習を推進する。

ア 災害時要援護者及び家族の学習

その資質の向上を図るとともに、特に発災時における行動力、指導力を養い、緊急時に対処できる自衛防災体制の確立を図る。

また、その他一般企業の管理者に対しても、災害時の対応、防災教育について知識の普及に努める。

教育の方法は、技能講習も含めた講習会の開催、災害時における行動基準等必要事項を盛り込んだ防災指導書、パンフレットの配布及び現地指導等により行う。

9 要配慮者及び保護責任者等を対象とした防災教育

(1) 防災知識の普及

在宅の高齢者、障がい者、外国人、乳幼児等の要配慮者の安全確保を図るには、要配慮者自身及び介護者、保護者（以下「保護責任者」という。）が防災知識を持つとともに、災害時においては、地域住民の要配慮者への協力が不可欠であることから、災害時における相互協力の認識が必要である。このため、市は、要配慮者向けのパンフレット、リーフレット等の発行により防災知識の普及に努める。

浸水想定区域内に位置する地下街等又は要配慮者（高齢者、障がい者、乳幼児等）が利用する施設において、その施設利用者に対し洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要がある場合、以下の実施に努める。

(2) 防災学習の推進

市は、要配慮者、保護責任者、施設管理者等に対し防災学習を推進する。

ア 要配慮者及び家族の学習

村上市地域防災計画風水害対策編 第3章第6節

修正前	修正後
<p>第6節 防災訓練計画</p> <p>4 防災訓練</p> <p>市は、定期的な防災訓練を夜間等様々な条件に配慮し、居住地、職場、学校等においてきめ細かく実施し、又は行うよう指導し、住民等の災害発生時の避難行動等の習熟を図る。</p> <p>(1) 総合防災訓練</p> <p>市は、各<u>地区別</u>に総合防災訓練を実施する。</p> <p>この総合防災訓練は、大規模災害発生時における円滑な防災活動を期するため、防災会議等の防災関係機関相互の緊密な連携を構築するとともに、地域住民と防災関係機関との連携や協力体制の強化及び住民等の防災意識の向上を図ることを目的とする。</p> <p>ア 訓練想定</p> <p>村上市において大規模な災害が発生したとの想定で行う。</p> <p>イ 訓練参加機関</p> <p>市、防災関係機関、消防本部、消防団、企業・団体、ボランティア、地域住民等</p> <p>ウ 訓練時期及び実施場所 防災月間の9月上旬 市全域（<u>自治会単位</u>、消防団分団単位）</p> <p>エ 主な訓練項目</p> <ul style="list-style-type: none"> 避難訓練（<u>災害時要援護者</u>避難訓練を含む。） 	<p>第6節 防災訓練計画</p> <p>4 防災訓練</p> <p>市は、定期的な防災訓練を夜間等様々な条件に配慮し、居住地、職場、学校等においてきめ細かく実施し、又は行うよう指導し、住民等の災害発生時の避難行動等の習熟を図る。</p> <p>(1) 総合防災訓練</p> <p>市は、各<u>地域別</u>に総合防災訓練を実施する。</p> <p>この総合防災訓練は、大規模災害発生時における円滑な防災活動を期するため、防災会議等の防災関係機関相互の緊密な連携を構築するとともに、地域住民と防災関係機関との連携や協力体制の強化及び住民等の防災意識の向上を図ることを目的とする。</p> <p>ア 訓練想定</p> <p>村上市において大規模な災害が発生したとの想定で行う。</p> <p>イ 訓練参加機関</p> <p>市、防災関係機関、消防本部、消防団、企業・団体、<u>自主防災組織</u>、ボランティア、地域住民等</p> <p>ウ 訓練時期及び実施場所 防災月間の9月上旬 市全域（<u>自治会等の単位</u>、消防団分団単位）</p> <p>エ 主な訓練項目</p> <ul style="list-style-type: none"> 避難訓練（<u>要配慮者</u>避難訓練を含む。）

修 正 前	修 正 後
<p>第7節 自主防災組織育成計画</p> <p>4 <u>地域</u>住民による自主防災組織</p> <p>(2) 育成の方針</p> <p>ア 自治会活動に防災活動を組み入れる。</p> <p>イ 婦人団体、ボランティア団体等、<u>地域</u>で活動している組織に防災活動を組み入れる。</p> <p>ウ 各種防火団体、防犯団体の活動に防災活動を組み入れる。</p> <p>エ 災害危険度の高い次のような地区に重点を置き、推進を図る。</p> <p style="padding-left: 2em;">(ア) 木造家屋の密集<u>地域</u></p> <p style="padding-left: 2em;">(イ) 浸水、土砂災害危険<u>地域</u></p> <p style="padding-left: 2em;">(ウ) 雪崩発生危険箇所の多い<u>地域</u></p> <p style="padding-left: 2em;">(エ) 道路事情等により消防活動が困難であることが予想される<u>地域</u></p> <p>(5) 自主防災組織の活動内容</p> <p>自主防災組織は、市、防災関係機関及びその区域内の事業所等の自衛防災組織と日常からの連携を密にし、災害時は、市の活動だけでは対応が困難であるため、まず人命の安全確保を最優先に考えながら、災害情報の通報、介護等を必要とする<u>災害時要援護者</u>の把握、生活物資の配給の手配等について、きめ細かな連絡体制と対応に努める。</p> <p>以上の点を踏まえた自主防災組織の主な活動内容は、次のとおりとする。</p> <p>ア 平常時の活動</p>	<p>第7節 自主防災組織育成計画</p> <p>4 <u>地区</u>住民による自主防災組織</p> <p>(2) 育成の方針</p> <p>ア 自治会活動に防災活動を組み入れる。</p> <p>イ 婦人団体、ボランティア団体等、<u>地区</u>で活動している組織に防災活動を組み入れる。</p> <p>ウ 各種防火団体、防犯団体の活動に防災活動を組み入れる。</p> <p>エ 災害危険度の高い次のような地区に重点を置き、推進を図る。</p> <p style="padding-left: 2em;">(ア) 木造家屋の密集<u>地区</u></p> <p style="padding-left: 2em;">(イ) 浸水、土砂災害危険<u>地区</u></p> <p style="padding-left: 2em;">(ウ) 雪崩発生危険箇所の多い<u>地区</u></p> <p style="padding-left: 2em;">(エ) 道路事情等により消防活動が困難であることが予想される<u>地区</u></p> <p>(5) 自主防災組織の活動内容</p> <p>自主防災組織は、市、防災関係機関及びその区域内の事業所等の自衛防災組織と日常からの連携を密にし、災害時は、市の活動だけでは対応が困難であるため、まず人命の安全確保を最優先に考えながら、災害情報の通報、介護等を必要とする<u>要配慮者</u>の把握、生活物資の配給の手配等について、きめ細かな連絡体制と対応に努める。</p> <p>以上の点を踏まえた自主防災組織の主な活動内容は、次のとおりとする。</p> <p>ア 平常時の活動</p>

(7) 情報の収集伝達体制の整備

(i) 防災知識の普及及び防災訓練の実施

特に高齢者、障がい者、乳幼児、外国人等の災害時要援護者に十分配慮し、地域において災害時要援護者を支援する体制を、日ごろの防災訓練や防災の研修会等で、地域住民に十分認識させる。

また、消防団や消防のOBなどの防災経験者、無線通信関係者、特殊技術習得者（医療機関を含む。）等の人材を活用して、組織の中核への実践的な研修を実施する。

(ii) 火気使用設備器具等の使用方法の習熟、点検

(iii) 防災資機材等の備蓄、使用方法の習熟、点検

(iv) 地域内の危険箇所の点検、把握

コミュニティ（住区）レベルで災害の危険性を把握し、よりきめ細かな防災対策を行ったり、地域住民の防災活動の活性化を促すため、自主防災組織において、地域の災害危険性を主な資料とした地区別防災カルテを作成する。

なお、地区別防災カルテは、次の資料を盛り込む。

- a 住区の概況
- b 地区の面積、人口、世帯数の推移と現況
- c 土地利用
- d 道路、建物、空地の状況
- e 消防施設や消防組織の状況
- f 病院、診療所や公民館、学校等の防災関連施設の状況
- g 災害時に住民等がとるべき行動

(v) 災害時要援護者に係る情報収集・共有、避難支援プランの作成

(vi) 防災計画の作成

(7) 情報の収集伝達体制の整備

(i) 防災知識の普及及び防災訓練の実施

特に高齢者、障がい者、乳幼児、外国人等の要配慮者に十分配慮し、地区において要配慮者を支援する体制を、日ごろの防災訓練や防災の研修会等で、地区住民に十分認識させる。

また、消防団や消防のOBなどの防災経験者、無線通信関係者、特殊技術習得者（医療機関を含む。）等の人材を活用して、組織の中核への実践的な研修を実施する。

(ii) 火気使用設備器具等の使用方法の習熟、点検

(iii) 防災資機材等の備蓄、使用方法の習熟、点検

(iv) 地区内の危険箇所の点検、把握

自治会レベルで災害の危険性を把握し、よりきめ細かな防災対策を行ったり、地区住民の防災活動の活性化を促すため、自主防災組織において、地区の災害危険性を主な資料とした地区別防災カルテを作成する。

なお、地区別防災カルテは、次の資料を盛り込む。

- a 地区の概況
- b 地区の面積、人口、世帯数の推移と現況
- c 土地利用
- d 道路、建物、空地の状況
- e 消防施設や消防組織の状況
- f 病院、診療所や公民館、学校等の防災関連施設の状況
- g 災害時に住民等がとるべき行動

(v) 要配慮者に係る情報収集・共有、避難支援プランの作成

(vi) 防災計画の作成

イ 災害時の活動

- (ア) 出火防止、初期消火の実施
- (イ) 地域内の被害状況等の情報収集及び伝達(人命にかかわる要救出現場箇所を最優先とする。)
- (ウ) 被災者の救出、救護の実施及び協力
- (エ) 地域住民に対する避難準備情報、避難勧告・指示の情報伝達
- (オ) 地域住民に対する避難誘導
- (カ) 災害時要援護者の避難支援
- (キ) 給食、給水及び救助物資等の配分

ウ 災害が収まった後の活動

- (ア) 情報の収集及び伝達(市及びテレビ、ラジオ、新聞等の報道機関からの情報の積極的な収集や、応急掲示板作製等の様々な工夫を行いながら、地域住民への正確な情報の伝達に努める。
また、地域内の避難所等の状況を把握し、市に対する報告や進言を積極的に行う。)
- (イ) 市やボランティア団体等との連携による避難所の管理運営
- (ウ) 避難所や被災住民への給食、給水及び救助物資等の配分

5 事業所等の自衛防災組織

(1) 育成の方針

消防法により消防計画の作成、自衛消防組織の設置が義務付けられている施設はもとより、設置義務のない施設についても、施設及び周辺地域の被害軽減のため、できるだけ自衛消防組織の設置を推進するなど消防機関は、防災に関する体制強化を進める。

イ 災害時の活動

- (ア) 出火防止、初期消火の実施
- (イ) 地区内の被害状況等の情報収集及び伝達(人命にかかわる要救出現場箇所を最優先とする。)
- (ウ) 被災者の救出、救護の実施及び協力
- (エ) 地区住民に対する避難準備情報、避難勧告・指示の情報伝達
- (オ) 地区住民に対する避難誘導
- (カ) 要配慮者の避難支援
- (キ) 給食、給水及び救助物資等の配分

ウ 災害が収まった後の活動

- (ア) 情報の収集及び伝達(市及びテレビ、ラジオ、新聞等の報道機関からの情報の積極的な収集や、応急掲示板作製等の様々な工夫を行いながら、地区住民への正確な情報の伝達に努める。
また、地区内の避難所等の状況を把握し、市に対する報告や進言を積極的に行う。)
- (イ) 市やボランティア団体等との連携による避難所の管理運営
- (ウ) 避難所や被災住民への給食、給水及び救助物資等の配分

5 事業所等の自衛防災組織

(1) 育成の方針

消防法により消防計画の作成、自衛消防組織の設置が義務付けられている施設はもとより、設置義務のない施設についても、施設及び周辺地区の被害軽減のため、できるだけ自衛消防組織の設置を推進するなど消防機関は、防災に関する体制強化を進める。

村上市地域防災計画風水害対策編 第3章第8節

修 正 前	修 正 後
<p>第8節 ボランティアの受入計画</p> <p>担当：社会福祉課、社会福祉協議会</p>	<p>第8節 ボランティアの受入計画</p> <p>担当：福祉課、社会福祉協議会</p>

村上市地域防災計画風水害対策編 第3章第9節

修 正 前	修 正 後
<p>第9節 防災都市計画</p> <p>担当：政策推進課、都市計画課、建設課</p>	<p>第9節 防災都市計画</p> <p>担当：政策推進課、都市整備課</p>

村上市地域防災計画風水害対策編 第3章第10節

修正前	修正後
<p>第10節 <u>地盤</u>災害予防計画</p> <p>担当：総務課、建設課、都市計画課、農林水産課</p> <p>地すべり、がけ崩れ、土石流、山崩れ等の土砂災害を主とした地盤災害を防止するため、市及び県が中心となってこれら危険箇所の現況を把握し、区域の指定・管理、警戒・避難体制の確立、防止施設の新設・改良、危険箇所周辺住宅の移転等の総合的対策を講じることによって、その効果を期すべきものとし、<u>地盤</u>災害の危険箇所に対する当面の災害予防措置は、次のとおりとする。</p>	<p>第10節 <u>土砂</u>災害予防計画</p> <p>担当：総務課、<u>都市整備課</u>、農林水産課</p> <p>地すべり、がけ崩れ、土石流、山崩れ等の土砂災害を防止するため、市及び県が中心となってこれら危険箇所の現況を把握し、区域の指定・管理、警戒・避難体制の確立、防止施設の新設・改良、危険箇所周辺住宅の移転等の総合的対策を講じることによって、その効果を期すべきものとし、<u>土砂</u>災害の危険箇所に対する当面の災害予防措置は、次のとおりとする。</p>

村上市地域防災計画風水害対策編 第4章第11節

修 正 前	修 正 後
<p>第11節 集落孤立対策計画</p> <p><u>担当：総務課、建設課、都市計画課</u></p> <p>1 計画の方針</p> <p>中山間地域など、土砂崩れによる交通遮断で孤立状態となることが予想される地域においては、救援が届くまでの間、自立的に持ちこたえることを前提に、必要な装備の整備や<u>住民組織</u>による災害対応活動が実施できるようその体制整備を行う。</p> <p>3 <u>孤立が予想される集落</u>の把握</p> <p>5 孤立した場合への備え</p> <p>(1) 市の役割</p> <p><u>孤立が予想される集落</u>への周知を行い、孤立に備えて集落内の避難拠点施設の整備、通信機器、発電機等の備蓄資機材の設置及び車両等の整備を進める。</p> <p>(2) 住民の役割</p> <p><u>孤立が予想される集落</u>の住民は、自ら孤立に備えて食料、飲料水、生活必需品、燃料を各家庭で備蓄するとともに、自主防災活動に積極的に参加するよう努める。</p> <p>(3) 地域の役割</p> <p>災害発生時には、住民の安否確認、救出、初期消火、炊き出し等の実</p>	<p>第11節 集落孤立対策計画</p> <p><u>担当：総務課、都市整備課</u></p> <p>1 計画の方針</p> <p>中山間地域など、土砂崩れによる交通遮断で孤立状態となることが予想される地域においては、救援が届くまでの間、自立的に持ちこたえることを前提に、必要な装備の整備や<u>自主防災組織等</u>による災害対応活動が実施できるようその体制整備を行う。</p> <p>3 <u>孤立予想集落</u>の把握</p> <p>5 孤立した場合への備え</p> <p>(1) 市の役割</p> <p><u>孤立予想集落</u>への周知を行い、孤立に備えて集落内の避難拠点施設の整備、通信機器、発電機等の備蓄資機材の設置及び車両等の整備を進める。</p> <p>(2) 住民の役割</p> <p><u>孤立予想集落</u>の住民は、自ら孤立に備えて<u>最低7日間分</u>の食料、飲料水、生活必需品、燃料を各家庭で備蓄するとともに、自主防災活動に積極的に参加するよう努める。</p> <p>(3) 地域の役割</p> <p>災害発生時には、住民の安否確認、救出、初期消火、炊き出し等の実</p>

<p>施、市への初期的な被害状況の報告、救援の要請等を住民自らが行う必要があることから、住民組織による体制整備を図るとともに、防災訓練等を実施するよう努める。</p> <p>(4) 企業・事業所の役割</p> <p>孤立が予想される集落の企業・事業所は、あらかじめ住民防災組織と協議し、災害時において、施設や資機材を地域に提供するなどの協力を行うよう努める。</p> <p>(5) 災害時要援護者に対する配慮</p> <p>市は、災害時要援護者が速やかに地区外へ避難できるよう、連絡体制、移動手段及び受け入れ先を確保する。</p>	<p>施、市への初期的な被害状況の報告、救援の要請等を住民自らが行う必要があることから、住民組織による体制整備を図るとともに、<u>自主防災組織等による</u>防災訓練等を実施するよう努める。</p> <p>(4) 企業・事業所の役割</p> <p><u>孤立予想集落</u>の企業・事業所は、あらかじめ<u>自主防災組織等</u>と協議し、災害時において、施設や資機材を地域に提供するなどの協力を行うよう努める。</p> <p>(5) <u>要配慮者</u>に対する配慮</p> <p>市は、<u>要配慮者</u>が速やかに地区外へ避難できるよう、連絡体制、移動手段及び受け入れ先を確保する。</p>
---	---

村上市地域防災計画風水害対策編 第3章第12節

修正前	修正後
<p>第12節 建築物等災害予防計画</p> <p>担当：都市計画課、施設所管課、各支所</p>	<p>第12節 建築物等災害予防計画</p> <p>担当：<u>都市整備課</u>、施設所管課、各支所</p>

村上市地域防災計画風水害対策編 第3章第13節

修 正 前	修 正 後
<p>第13節 公共土木施設等災害予防計画</p> <p>担当：建設課、都市計画課、農林水産課</p> <p>4 道路及び橋梁施設の災害予防計画</p> <p>(4) 道路付帯施設</p> <p>災害の発生により交通安全施設（信号、照明、ガードレールなど）の倒壊、損傷が予想されるため、老朽施設については、各管理者において計画的に更新、補強等を実施する。</p> <p>また、主要交差点信号機の減灯、倒壊に対処するため、県等の関係機関は、非常用電源付加装置の設置促進に努める。</p> <p>5 緊急輸送ネットワークの確立</p> <p>(1) 主要国道を主体とし、防災活動拠点輸送施設、輸送拠点、緊急物資集積拠点を縦横に結ぶ国道・県道・市道で構成される道路網</p> <p>(2) 隣接市町村との接続道路</p> <p>(3) 病院、避難場所等公共施設と上記(1)の道路を結ぶ道路</p>	<p>第13節 公共土木施設等災害予防計画</p> <p>担当：都市整備課、農林水産課</p> <p>4 道路及び橋梁施設の災害予防計画</p> <p>(4) 道路付帯施設</p> <p>災害の発生により交通安全施設（照明、ガードレールなど）の倒壊、損傷が予想されるため、老朽施設については、各管理者において計画的に更新、補強等を実施する。</p> <p>また、主要交差点信号機の減灯、倒壊に対処するため、県等の関係機関は、非常用電源付加装置の設置促進に努める。</p> <p>5 緊急輸送ネットワークの確立</p> <p>(1) 主要国道を主体とし、防災活動拠点輸送施設、輸送拠点、緊急物資集積拠点を縦横に結ぶ国道・県道・市道及び主要幹線道を接続する林道等で構成される道路網</p> <p>(2) 隣接市町村との接続道路</p> <p>(3) 病院、避難場所等公共施設と上記(1)の道路を結ぶ道路</p>

修正前	修正後
<p>第14節 防災通信施設災害予防計画</p> <p>2 計画の体系</p> <div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">村上市防災行政無線施設の整備</div> <div style="margin: 0 10px;">—</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">無線通信施設の整備 管理運用体制の整備</div> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">警察無線通信施設の整備</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">消防無線通信施設の整備</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">通信機器の配備及び調達体制の整備</div> <p>4 警察無線通信施設の整備</p> <p>5 消防無線通信施設の整備</p> <p>消防無線には、周波数別に市町村波、県内共通波、全国共通波、防災相互波、ブロック波がある。特に、広域応援体制による消火活動等を円滑に</p>	<p>第14節 防災通信施設災害予防計画</p> <p>2 計画の体系</p> <div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">村上市防災行政無線施設の整備</div> <div style="margin: 0 10px;">—</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">無線通信施設の整備 管理運用体制の整備</div> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px; color: red;">新潟県総合防災情報システムの整備</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">警察無線通信施設の整備</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">消防無線通信施設の整備</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">通信機器の配備及び調達体制の整備</div> <p style="color: red;">4 <u>新潟県総合防災情報システムの整備</u></p> <p style="color: red;">災害時に被害の軽減を図るため、市町村と県との間において、迅速かつ的確な情報の伝達、収集、共有を行うための新潟県総合防災情報システムを整備する。</p> <p>5 警察無線通信施設の整備</p> <p>6 消防無線通信施設の整備</p> <p>(1) <u>消防無線通信施設のデジタル無線への移行整備</u></p> <p style="color: red;">現在のアナログ消防救急無線を平成28年5月末までにデジタル方式へ</p>

実施するため、全国共通波の整備に努める。

6 通信機器の配備及び調達体制の整備

災害時の活動を円滑に行うため、無線機の適正配置及び日常点検の実施に努め、また無線機が不足した場合に備え、無線機器の借用について電気通信事業者等と協議する。

さらに、無線機以外にも有効な通信手段となる衛星電話、携帯電話の整備に努めるとともに、FAX、インターネット、アマチュア無線の活用を図る。

計画的に移行し、広域応援体制による緊急消防援助隊等の防災救助活動を円滑に実施するため、消防救急デジタル無線通信システムの整備に努める。

(2) 停電対策

定期的に非常用電源の保守点検を行い、機器の万全に努める。

(3) 耐震対策

無線通信設備及び情報処理システムの耐震対策を図り、機器の万全に努める。

(4) 通信の確保

ア 定期的に通信設備の総点検を実施して、機器の万全に努める。

イ 平常時から防災関係機関との協力体制構築を図るとともに、定期的に通信訓練を実施する。

7 通信機器の配備及び調達体制の整備

災害時の活動を円滑に行うため、無線機の適正配置及び日常点検の実施に努め、また無線機が不足した場合に備え、無線機器の借用について電気通信事業者等と協議する。

さらに、無線機以外にも有効な通信手段となる衛星電話、携帯電話の整備に努めるとともに、FAX、インターネット、アマチュア無線の活用を図る。

また、ホームページにおける災害情報へのアクセス数殺到への対応を講じる。

村上市地域防災計画風水害対策編 第3章第16節

修正前	修正後
<p>第16節 河川・海岸災害予防計画</p> <p>担当：総務課、建設課</p> <p>1 計画方針</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>ア 市民は、平時から、ハザードマップ等に基づき、避難経路や避難場所の確認、非常用食糧等の準備をしておく。</p> <p>イ 市は、洪水による浸水や湛水の被害発生を防止するため、河川法の定めるところにより、河川改修、洪水予防施設の整備等を計画的に行う。</p> <p>ウ 国、県は、洪水高潮又は波浪による浸水や湛水の被害発生を防止するため、河川法、海岸法、その他関係法令の定めるところにより、河川改修、洪水予防施設の整備、海岸保全施設の整備等を計画的に行う。</p> <p>(2) <u>災害時要援護者</u>に対する配慮策</p> <p>ア 市は<u>災害時要援護者</u>が利用する施設については、当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図られるよう防災行政無線による広報、自主防災組織、消防団などによる伝達など、洪水予報、避難判断水位到達情報の伝達方法を定める。</p> <p>2 地域・企業等の役割</p>	<p>第16節 河川・海岸災害予防計画</p> <p>担当：総務課、都市整備課</p> <p>1 計画方針</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>ア 市民は、平時から、ハザードマップ等に基づき、避難経路や避難場所の確認、非常用食糧等の準備をしておく。</p> <p>イ 市は、洪水による浸水や湛水の被害発生を防止するため、河川法の定めるところにより、河川改修、洪水予防施設の整備等を計画的に行う。</p> <p>ウ 国、県は、洪水、<u>津波</u>、高潮又は<u>高波</u>による浸水や湛水の被害発生を防止するため、河川法、海岸法、その他関係法令の定めるところにより、河川改修、洪水予防施設の整備、海岸保全施設の整備等を計画的に行う。</p> <p>(2) <u>要配慮者</u>に対する配慮策</p> <p>ア 市は<u>要配慮者</u>が利用する施設については、当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図られるよう防災行政無線による広報、自主防災組織、消防団などによる伝達など、洪水予報、避難判断水位到達情報の伝達方法を定める。</p> <p>2 地域・企業等の役割</p>

(1) 地域の役割

市民は、自主防災組織の一員として、日頃から災害対応のできる間柄の形成に努める。また、洪水、高潮又は波浪を想定した避難訓練等の実施に努め、水防団等からの要請により水防活動に従事する。

(2) 企業・事業所等の役割

災害発生時における応急対策活動の円滑を図るため、建設業協会等と協定を図り、平時から応急復旧用資材の備蓄に努める。

3 市の役割

(2) 減災対策

イ 災害時要援護者利用施設への情報伝達体制の整備

(ア) 市は災害時要援護者が利用する施設については、当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図られるよう防災行政無線による広報、自主防災組織、消防団などによる伝達など、洪水予報、避難判断水位到達情報の伝達方法を定める。

(1) 地域の役割

市民は、自主防災組織の一員として、日頃から災害対応のできる間柄の形成に努める。また、洪水、津波、高潮又は高波を想定した避難訓練等の実施に努め、水防団等からの要請により水防活動に従事する。

(2) 企業・事業所等の役割

災害発生時における応急対策活動の円滑を図るため、建設業協会等と協定を図り、平時から応急復旧用資材の備蓄に努める。

また、災害発生時における応急活動円滑を図るため、各協会は、平時から応急復旧用資機材の備蓄に努める。

3 市の役割

(2) 減災対策

イ 要配慮者利用施設への情報伝達体制の整備

(ア) 市は要配慮者が利用する施設については、当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図られるよう防災行政無線による広報、自主防災組織、消防団などによる伝達など、洪水予報、避難判断水位到達情報の伝達方法を定める。

4 県・国の役割

(1) 新潟県

新潟県地域防災計画に定めるもののほか、水防管理団体に対して次の応援・協力を行う。

ア 河川に関する情報の提供

イ 重要水防箇所の合同点検の実施

ウ 水防管理団体が行う水防訓練及び水防技術講習会への参加

エ 水防管理団体及び水防協力団体の備蓄資器材で不足するような緊急事態に際して、河川管理者の応急復旧資器材又は備蓄資機材の貸与

(2) 北陸地方整備局

災害対策基本法第3条の規定並びに、別途締結されている「災害にの相互協力に関する申し合わせ」に基づき、地域防災計画に定める活動がより円滑に行えるよう応援・協力する。

また、河川管理者として、自らの業務等に照らし可能な範囲で水防管理団体が行う水防のための活動に、次の協力を行う。

ア 河川に関する情報の提供

イ 重要水防箇所の手合点検の実施

ウ 水防管理団体が行う水防訓練及び水防技術講習会への参加

エ 水防管理団体及び水防協力団体の備蓄資器材で不足するような緊急事態に際して、河川管理者の応急復旧資器材又は備蓄資機材の貸与

村上市地域防災計画風水害対策編 第3章第17節

修正前	修正後
<p>第17節 港湾施設の災害予防計画</p> <p>担当：総務課、建設課</p> <p>1 計画方針</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>ア 市民は、平時から、ハザードマップ等に基づき、避難経路や避難場所の確認、非常用食糧等の準備をしておく。</p> <p>イ 国、県及び市は、高潮又は波浪による浸水や湛水の被害発生を防止するため、港湾法、その他の関係法令の定めるところにより、港湾施設の整備等を計画的に行う。</p> <p>エ 達成目標</p> <p>(2) <u>災害時要援護者</u>に対する配慮策</p> <p>ア 市は<u>災害時要援護者</u>が利用する施設については、当該施設の利用者の災害時の円滑かつ迅速な避難の確保を図られるよう防災行政無線による広報、自主防災組織、消防団などによる伝達など、気象情報、避難情報の伝達方法を定める。</p> <p>2 地域・企業等の役割</p> <p>(1) 地域の役割</p> <p>市民は、自主防災組織の一員として、日頃から災害対応のできる間柄の形成に努める。また、洪水、高潮又は波浪を想定した避難訓練等の実</p>	<p>第17節 港湾施設の災害予防計画</p> <p>担当：総務課、都市整備課</p> <p>1 計画方針</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>ア 市民は、平時から、ハザードマップ等に基づき、避難経路や避難場所の確認、非常用食糧等の準備をしておく。</p> <p>イ 国、県及び市は、高潮又は高波による浸水や湛水の被害発生を防止するため、港湾法、その他の関係法令の定めるところにより、港湾施設の整備等を計画的に行う。</p> <p>ウ 達成目標</p> <p>(2) <u>要配慮者</u>に対する配慮策</p> <p>ア 市は<u>要配慮者</u>が利用する施設については、当該施設の利用者の災害時の円滑かつ迅速な避難の確保を図られるよう防災行政無線による広報、自主防災組織、消防団などによる伝達など、気象情報、避難情報の伝達方法を定める。</p> <p>2 地域・企業等の役割</p> <p>(1) 地域の役割</p> <p>市民は、自主防災組織の一員として、日頃から災害対応のできる間柄の形成に努める。また、洪水、高潮又は高波を想定した避難訓練等の実</p>

<p>施に努め、水防団等からの要請により水防活動に従事する。</p> <p>3 市の役割</p> <p>(1) 高潮又は<u>波浪</u>への防災対策</p> <p>(2) 減災対策</p> <p>イ <u>災害時要援護者</u>利用施設への情報伝達体制の整備</p> <p>(ア) 市は<u>災害時要援護者</u>が利用する施設については、当該施設の利用者の高潮又は波浪時の円滑かつ迅速な避難の確保を図られるよう防災行政無線による広報、自主防災組織、消防団などによる伝達など、気象情報、避難情報の伝達方法を定める。</p>	<p>施に努め、水防団等からの要請により水防活動に従事する。</p> <p>3 市の役割</p> <p>(1) 高潮又は<u>高波</u>への防災対策</p> <p>(2) 減災対策</p> <p>イ <u>要配慮者</u>利用施設への情報伝達体制の整備</p> <p>(ア) 市は<u>要配慮者</u>が利用する施設については、当該施設の利用者の高潮又は波浪時の円滑かつ迅速な避難の確保を図られるよう防災行政無線による広報、自主防災組織、消防団などによる伝達など、気象情報、避難情報の伝達方法を定める。</p>
--	--

修正前	修正後
<p>第18節 電気施設災害予防計画</p> <p>2 計画の体系</p> <div style="margin-left: 20px;"> <div style="display: flex; align-items: center; margin-bottom: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 150px; margin-right: 10px;">設備面の災害予防</div> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 5px; width: 10px; margin-right: 5px;">—</div> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 5px; width: 10px; margin-right: 5px;">—</div> <div style="font-size: 0.8em;">電力設備の安全化対策 電力の安定供給</div> </div> <div style="display: flex; align-items: center; margin-bottom: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 150px; margin-right: 10px;">体制面の整備</div> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 5px; width: 10px; margin-right: 5px;">—</div> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 5px; width: 10px; margin-right: 5px;">—</div> <div style="font-size: 0.8em;">電力の安定供給 防災訓練の実施 電気事故の防止</div> </div> <div style="display: flex; align-items: center; margin-bottom: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 150px; margin-right: 10px;">災害対策用資材等の確保</div> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 5px; width: 10px; margin-right: 5px;">—</div> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 5px; width: 10px; margin-right: 5px;">—</div> <div style="font-size: 0.8em;">災害対策用資機材等の確保及び整備 災害復旧用施設及び設備の整備</div> </div> <div style="display: flex; align-items: center; margin-bottom: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 150px; margin-right: 10px;">防災広報活動</div> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 5px; width: 10px; margin-right: 5px;">—</div> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 5px; width: 10px; margin-right: 5px;">—</div> <div style="font-size: 0.8em;">—</div> </div> <div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 150px; margin-right: 10px;">応援協力体制の整備</div> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 5px; width: 10px; margin-right: 5px;">—</div> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 5px; width: 10px; margin-right: 5px;">—</div> <div style="font-size: 0.8em;">各電力会社との協力体制の確立</div> </div> </div> <p>3 設備面の災害予防</p> <p>(2) 電力の安定供給</p> <p>電力系統は、発電所、変電所、送電線及び配電線が一体となり運用している。</p> <p>また、電力各社間も送電線で接続されており、緊急時には各社から供給力の応援を行うことになっている。</p> <p>東北電力系統は、常時隣接する北海道電力、東京電力の系統と連携して運用しており、新潟系統も基幹送電線により東北全系統と連携し、県内の水力、火力発電所と電力消費地を結んでいる。</p>	<p>第18節 電気施設災害予防計画</p> <p>2 計画の体系</p> <div style="margin-left: 20px;"> <div style="display: flex; align-items: center; margin-bottom: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 150px; margin-right: 10px;">設備面の災害予防</div> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 5px; width: 10px; margin-right: 5px;">—</div> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 5px; width: 10px; margin-right: 5px;">—</div> <div style="font-size: 0.8em;">電力設備の安全化対策 電力の安定供給</div> </div> <div style="display: flex; align-items: center; margin-bottom: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 150px; margin-right: 10px;">体制面の整備</div> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 5px; width: 10px; margin-right: 5px;">—</div> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 5px; width: 10px; margin-right: 5px;">—</div> <div style="font-size: 0.8em;">電力の安定供給 防災訓練の実施 電気事故の防止</div> </div> <div style="display: flex; align-items: center; margin-bottom: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 150px; margin-right: 10px;">災害対策用資材等の確保</div> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 5px; width: 10px; margin-right: 5px;">—</div> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 5px; width: 10px; margin-right: 5px;">—</div> <div style="font-size: 0.8em;">災害対策用資機材等の確保及び整備 災害復旧用施設及び設備の整備</div> </div> <div style="display: flex; align-items: center; margin-bottom: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 150px; margin-right: 10px;">防災広報活動</div> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 5px; width: 10px; margin-right: 5px;">—</div> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 5px; width: 10px; margin-right: 5px;">—</div> <div style="font-size: 0.8em;">停電時の対応や公衆感電災害防止等に向けた啓蒙活動</div> </div> <div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 150px; margin-right: 10px;">応援協力体制の整備</div> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 5px; width: 10px; margin-right: 5px;">—</div> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 5px; width: 10px; margin-right: 5px;">—</div> <div style="font-size: 0.8em;">各電力会社との協力体制の確立</div> </div> </div> <p>3 設備面の災害予防</p> <p>(2) 電力の安定供給</p> <p>電力系統は、発電所、変電所、送電線及び配電線が一体となり運用している。</p> <p>また、電力各社間も送電線で接続されており、緊急時には各社から供給力の応援を行うことになっている。</p> <p>東北電力系統は、常時隣接する北海道電力、東京電力の系統と連携して運用しており、新潟系統も基幹送電線により東北全系統と連携し、県内の水力、火力発電所と電力消費地を結んでいる。</p>

このため、重要な送・配電線は2回線化やグループ化とするなど信頼度の高い構成とするとともに、これらを制御する通信系統もに儒家を行う。

4 体制面の整備

(1) 電力の安定供給

新潟給電指令所、各技術センター制御所及び営業所において24時間の監視体制を行っており、非常時においては、できるだけ停電を防ぐよう送・配電設備の切り替え操作を行う。

6 防災広報活動

電力供給機関は、災害発生時における停電による社会不安の除去、公衆感電事故防止のため平常時から防災体制等について広報するとともに、広報活動を速やかに行うため事前に広報例文等を整えておく。

このため、重要な送・配電線は2回線化やループ化とするなど、これらを制御する通信系統を含め信頼度の高い構成とする。

4 体制面の整備

(1) 電力の安定供給

新潟系統給電指令所、各技術センター制御所及び営業所において24時間の監視体制を行っており、非常時においては、できるだけ停電を防ぐよう送・配電設備の切り替え操作を行う。

6 防災広報活動

常日頃から、停電による社会不安の除去、公衆感電事故、電気火災等の二次災害防止に向けた広報活動に努める。

村上市地域防災計画風水害対策編 第3章第19節

修正前	修正後
<p>19節 ガス施設災害予防計画</p> <p>3 施設面の災害予防</p> <p>(2) 緊急措置施設対策</p> <p>③ 市は、病院及び公共施設等でガスが使用できなくなった場合のLPガス等による代替措置を確保する。また、<u>風水害発生時の安全措置等について、普及・啓発を図る。</u></p>	<p>19節 ガス施設災害予防計画</p> <p>3 施設面の災害予防</p> <p>(2) 緊急措置施設対策</p> <p>③ 市は、病院、<u>避難所</u>及び公共施設等でガスが使用できなくなった場合のLPガス等による代替措置を確保する。また、<u>一般家庭・事業所に対して、風水害発生時に取りべき安全措置の重要性について普及・啓発を図る。加えて、高齢者等と接する機会が多いホームヘルパー、民生委員等の福祉関係者に対して、風水害時の安全措置について、普及・啓発を図る。</u></p>

修正前	修正後
<p>第21節 下水道施設災害予防計画</p> <p>4 体制面の災害予防</p> <p>(7) 下水道施設による雨水排除対策</p> <p>ア <u>市街地における大雨に対する浸水防除を図るため、雨水排除施設の整備を計画的に推進する。</u></p> <p>イ 下水道システム全体の機能停止を避けるため、ポンプ場及び処理場施設の十分な浸水防除対策を講じる。</p>	<p>第21節 下水道施設災害予防計画</p> <p>4 体制面の災害予防</p> <p>(7) 下水道施設による雨水排除対策</p> <p>ア <u>市街地においては、少なくとも5年に1回程度の大雨に対する浸水被害の解消を図るため、総合的な雨水排除計画を策定し、下水道雨水排除施設の整備を計画的に推進する。</u></p> <p>イ 下水道システム全体の機能停止を避けるため、ポンプ場及び処理場施設 <u>(特に、電気及び機械関係設備・機器)</u> の十分な浸水防止対策を講じる。</p>

村上市地域防災計画風水害対策編 第3章第23節

修正前	修正後
<p>第23節 危険物等施設災害予防計画</p> <p>3 危険物施設安全対策</p> <p>(1) 危険物施設の位置、構造及び設備の維持管理に関する指導</p> <p>(2) 危険物の運搬、積載の方法についての指導</p> <p>(3) 危険物施設の管理者、危険物保安監督者に対する指導</p> <p>(4) 危険物の貯蔵取り扱い等安全管理についての指導</p> <p>(5) (財)新潟県危険物安全協会の協力のもと、保安に関する講習会等を開催し、自主保安体制の確立に関する指導、啓発に努める。</p> <p>(6) 危険物取扱事業所には、被災した場合に備え、消防、警察等関係機関及び関係事業所と連絡体制の確保を図るよう指導する。</p> <p>(7) 災害発生時の自衛消防組織や活動要領を定め、迅速な対応が図れるように指導する。</p>	<p>第23節 危険物等施設災害予防計画</p> <p>3 危険物施設安全対策</p> <p>(1) 危険物施設の位置、構造及び設備の維持管理に関する指導</p> <p>(2) 危険物の運搬、積載の方法についての指導</p> <p>(3) 危険物施設の管理者、危険物保安監督者に対する指導</p> <p>(4) 危険物の貯蔵取り扱い等安全管理についての指導</p> <p>(5) (公財)新潟県危険物安全協会の協力のもと、保安に関する講習会等を開催し、自主保安体制の確立に関する指導、啓発に努める。</p> <p>(6) 危険物取扱事業所には、被災した場合に備え、消防、警察等関係機関及び関係事業所と連絡体制の確保を図るよう指導する。</p> <p>(7) 災害発生時の自衛消防組織や活動要領を定め、迅速な対応が図れるように指導する。</p>

村上市地域防災計画風水害対策編 第3章第24節

修正前	修正後
<p>第24節 火災・林野火災予防計画</p> <p>3 出火防止</p> <p>(3) 防火管理者等に対する指導</p> <p>消防機関は、事業所の防火管理者及び施設の管理者に対し、次の火災予防対策を講じるよう指導する。</p> <p>ア 防火管理者を置く事業所における消防計画の整備及び従業員に対する消防計画の周知徹底</p> <p>イ 一つの建物で管理権限者が複数となる場合の管理責任区分及び共同防火管理に関する協議の明確化</p> <p>ウ 救出・救護知識の普及及び必要な資機材の整備</p> <p>エ 防火管理業務従事者を対象とした実務講習等による教育</p> <p>オ 実践的かつ定期的な訓練の実施</p> <p>カ 火気使用場所の環境整備及び可燃性物品の管理</p> <p>キ <u>災害時要援護者</u>や不特定多数の人を収容する病院、社会福祉施設、物品販売店舗等におけるスプリンクラー設備等の適正な設置</p> <p>(4) 住民等に対する啓発、指導</p> <p>市及び消防機関は、住民等の防火に関する知識及び火災に対する備えなどの普及のため、次の事項について啓発、指導に努める。</p> <p>ア 消火器、消火バケツ等消火器具等の整備</p> <p>イ 家具類の転倒防止、日用品等の落下防止の措置</p> <p>ウ 耐震自動消火装置付火気使用器具の普及及び点検整備の指導</p> <p>エ 火を使う場所の不燃化</p>	<p>第24節 火災・林野火災予防計画</p> <p>3 出火防止</p> <p>(3) 防火管理者等に対する指導</p> <p>消防機関は、事業所の防火管理者及び施設の管理者に対し、次の火災予防対策を講じるよう指導する。</p> <p>ア 防火管理者を置く事業所における消防計画の整備及び従業員に対する消防計画の周知徹底</p> <p>イ 一つの建物で管理権原者が複数となる場合の管理責任区分及び共同防火管理に関する協議の明確化</p> <p>ウ 救出・救護知識の普及及び必要な資機材の整備</p> <p>エ 防火管理業務従事者を対象とした実務講習等による教育</p> <p>オ 実践的かつ定期的な訓練の実施</p> <p>カ 火気使用場所の環境整備及び可燃性物品の管理</p> <p>キ <u>要配慮者</u>や不特定多数の人を収容する病院、社会福祉施設、物品販売店舗等におけるスプリンクラー設備等の適正な設置</p> <p>(4) 住民等に対する啓発、指導</p> <p>市及び消防機関は、住民等の防火に関する知識及び火災に対する備えなどの普及のため、次の事項について啓発、指導に努める。</p> <p>ア 消火器、消火バケツ等消火器具等の整備</p> <p>イ 家具類の転倒防止、日用品等の落下防止の措置</p> <p>ウ 耐震自動消火装置付火気使用器具の普及及び点検整備の指導</p> <p>エ 火を使う場所の不燃化</p>

<p>オ カーテン、じゅうたん等防災製品の普及</p> <p>カ 灯油等危険物の安全管理</p> <p>キ 異常乾燥及び強風時における防火管理</p> <p>ク <u>住民用火災報知機の普及</u></p> <p>5 火災の拡大防止体制の強化</p> <p>異常乾燥下及び強風下においては、火災の延焼拡大が予想されることから、消防力の充実強化を図り、その被害の軽減に努める。</p> <p>(3) 消防水利の確保</p> <p>ア 市及び消防機関は、同時多発火災への対応力強化と初期消火活動の充実を図るため多角的な消防水利の確保が重要となることから、消火栓のみに頼ることなく、地域の実情に即した次のような水利の確保を図り、災害に備える。</p> <p>(ア) 河川、池の利用</p> <p>(イ) 農業用水、消雪用井戸、流雪溝、下水処理水、プール等の活用</p> <p>(ウ) <u>防火水槽、耐震性貯水槽及び防災用井戸の設置</u></p> <p>イ 市及び消防機関は、消防水利に位置を明記した地図（水利マップ）を整備し、効果的な消防活動に努める。</p> <p>(4) 消防団の体制強化</p> <p>ア 消防団の現状</p> <p>村上市消防団の平成<u>20</u>年4月1日現在の状況は、次のとおりである。</p>	<p>オ カーテン、じゅうたん等防災製品の普及</p> <p>カ 灯油等危険物の安全管理</p> <p>キ 異常乾燥及び強風時における防火管理</p> <p>ク <u>全ての住宅において設置が義務づけられた住宅用火災警報器の設置促進及び維持管理の推進</u></p> <p>5 火災の拡大防止体制の強化</p> <p>異常乾燥下及び強風下においては、火災の延焼拡大が予想されることから、消防力の充実強化を図り、その被害の軽減に努める。</p> <p>(3) 消防水利の確保</p> <p>ア 市及び消防機関は、同時多発火災への対応力強化と初期消火活動の充実を図るため多角的な消防水利の確保が重要となることから、消火栓のみに頼ることなく、地域の実情に即した次のような水利の確保を図り、災害に備える。</p> <p>(ア) 河川、池の利用</p> <p>(イ) 農業用水、消雪用井戸、流雪溝、下水処理水、プール等の活用</p> <p>(ウ) 防火水槽、耐震性貯水槽<u>等の設置</u></p> <p>イ 市及び消防機関は、消防水利に位置を明記した地図（水利マップ）を整備し、効果的な消防活動に努める。</p> <p>(4) 消防団の体制強化</p> <p>ア 消防団の現状</p> <p>村上市消防団の平成<u>25</u>年4月1日現在の状況は、次のとおりである。</p>
--	--

消防団名	分団数	団員数	消防ポンプ車及び 小型動力ポンプ
村上市 消防団	23 分団	2,422人 (定数)	<u>203台</u>

イ 消防団の活性化

市は、消防団活性化のため、次の内容について取り組む。

- (ア) 報酬・各種手当額の改善
- (イ) 被服、貸与品等の整備改善
- (ロ) 消防団装備の強化（小型ポンプ積載車等の更新整備）
- (エ) 消防団員のスポーツ活動の推進
- (オ) 事業所勤務者団員（サラリーマン団員）の活用
- (カ) 地域との連携強化による消防団員のイメージアップ

消防団名	分団数	団員数	消防ポンプ車及び 小型動力ポンプ
村上市 消防団	23 分団	2,422人 (定数)	<u>202台</u>

イ 消防団の活性化

市は、消防団活性化のため、次の内容について取り組む。

- (ア) 報酬・各種手当額の改善
- (イ) 被服、貸与品等の整備改善
- (ロ) 消防団装備の強化（小型ポンプ積載車等の更新整備）
- (エ) 消防団員のスポーツ活動の推進
- (オ) 事業所勤務者団員（サラリーマン団員）の活用
- (カ) 地域との連携強化による消防団員のイメージアップ

(5) 自主防災組織の育成強化

県と連携して、地域の自主防災組織の育成強化と防火防災教育を実施・支援することにより、火災の未然防止及び火災発生時の被害の軽減を図る。

修正前	修正後
<p>第25節 救急・救助体制の整備</p> <p>2 計画の体系</p> <ul style="list-style-type: none"> 消防団の対策 — 初動体制の確保 市の対策 — 緊急連絡体制の確立、医療器材等の供給協定 消防機関の対策 — 救急救助体制の整備、消防団の救急救助体制の整備 — 市民に対する防火意識の啓発、民間等による救急救助支援体制の確保 医師会の対策 — 医療機関の情報交換及び緊急患者受入れ確認体制 日赤村上市地区の対策 <p>4 消防機関の対策</p> <p>(1) 救助体制の整備</p> <p>ア 常備消防組織の救急救助体制の整備</p> <p>市及び消防機関は、救急隊員、救助隊員の専任率の向上を図るとともに、救急隊員として高度な応急手当てを行うことができる救急救命士の育成及び高規格救急自動車、救助工作車等の救急救助資機材の整備に努める。</p> <p>イ 消防団の救急救助体制の整備</p> <p>市は、消防団に対して救急救助活動についての指導を積極的に行う。</p>	<p>第25節 救急・救助体制の整備</p> <p>2 計画の体系</p> <ul style="list-style-type: none"> 消防団の対策 — 初動体制の確保 市の対策 — 緊急連絡体制の確立、医療器材等の供給協定 消防機関の対策 — 救急救助体制の整備、消防団の救急救助体制の整備 — 市民に対する防火意識の啓発、民間等による救急救助支援体制の確保 医師会の対策 — 医療機関の情報交換及び緊急患者受入れ確認体制 日赤村上市地区の対策 新潟DMAT指定医療機関の対策 <p>4 消防機関の対策</p> <p>(1) 救助体制の整備</p> <p>ア 常備消防組織の救急救助体制の整備</p> <p>市及び消防機関は、救急隊員、救助隊員の専任率の向上を図るとともに、救急隊員として高度な応急手当てを行うことができる救急救命士の育成及び高規格救急自動車、救助工作車等の救急救助資機材の整備に努める。</p> <p>イ 消防団の救急救助体制の整備</p> <p>市は、消防団に対して救急救助活動についての指導を積極的に行う。</p>

また、ハンマー、ジャッキ、無線機器等の救急救助資機材を整備し、機動力の強化を図る。

ウ 防災関係機関との通信連絡体制の整備

市は、県、管轄警察署、消防本部、消防団及び地元医療機関等の関係機関との通信手段を確保し、連絡体制を確立して迅速かつ適切な救急・救助活動を実施できる体制の整備に努める。

(2) 住民等に対する防災意識の啓発

救助訓練、応急手当の普及啓発活動等を実施し、住民等の防火意識の高揚を図る。

また、災害時要援護者が災害発生時に犠牲になるケースが多いことから、災害時要援護者の避難誘導等が円滑に行われるよう努める。

また、ハンマー、ジャッキ、無線機器等の救急救助資機材を整備し、機動力の強化を図る。

ウ 防災関係機関との通信連絡体制の整備

市は、県、管轄警察署、消防本部、消防団及び地元医療機関等の関係機関との通信手段を確保し、連絡体制を確立して迅速かつ適切な救急・救助活動を実施できる体制の整備に努める。

また、消防機関とDMATが災害現場において安全かつ円滑な連携活動を実施できるよう、連携体制の構築を図る。

エ 要配慮者に対する配慮策

要配慮者が災害発生時に犠牲となるケースが多いことから、市及び消防本部は、要配慮者の避難誘導や救急・救助及び医療救護等が円滑に行われるよう体制を整備する。

また、自主防災組織は自らの安全を確保し、要配慮者の避難支援を行うよう努める。

(2) 住民等に対する防災意識の啓発

救助訓練、応急手当の普及啓発活動等を実施し、住民等の防災意識の高揚を図る。

また、要配慮者が災害発生時に犠牲になるケースが多いことから、要配慮者の避難誘導等が円滑に行われるよう努める。

7 新潟DMAT指定医療機関の対策

新潟DMAT指定医療機関は、県等からの要請又は自らの判断により、新潟DMATを派遣し、災害現場等において救命活動を行う。

また、新潟DMATの技術の向上等を図るため、編成した新潟DMATの研修、訓練の機会の確保に努める

修正前	修正後
<p>第26節 医療救護体制の整備</p> <p>2 計画の体系</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: center; border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">医療救護体制の確立</p> <ul style="list-style-type: none"> — 救護本部の設置 — 救護所の設置 — 救護センターの設置（県） — 救急災害病院の指定 — 基幹災害医療センター及び地域災害医療センターの整備・充実 </div> <p>3 医療救護体制の確立</p> <p>(2) 県の役割</p> <p>イ 救護センターの設置</p> <p>県は、避難所の設置が長期間と見込まれる場合は、村上地域振興局健康福祉部等の施設に救護センターを設置する。</p> <p>ウ <u>基幹災害医療センター</u>及び<u>地域災害医療センター</u>の整備・充実</p> <p>県は、災害時の医療支援を行うため、国の方針を踏まえ、災害時における後方病院として患者の受入れが可能となる<u>基幹災害医療センター</u>及び<u>地域災害医療センター</u>を選定し、これら病院の災害時に対応するための施設、整備の充実に努める。</p> <p>(3) 救急災害病院の指定</p> <p>市は、医療機関と協議の上、災害時における前記の救護所のほか、県地域保健医療計画で定める次の<u>地域災害医療センター</u>を救急災害病院と指定し、必要な患者を搬送する計画を定める。</p>	<p>第26節 医療救護体制の整備</p> <p>2 計画の体系</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: center; border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">医療救護体制の確立</p> <ul style="list-style-type: none"> — <u>医療救護本部</u>の設置 — 救護所の設置 — 救護センターの設置（県） — 救急災害病院の指定 — <u>基幹災害拠点病院</u>及び<u>地域災害拠点病院</u>の整備・充実 </div> <p>3 医療救護体制の確立</p> <p>(2) 県の役割</p> <p>イ 救護センターの設置</p> <p>県は、避難所の設置が長期間と見込まれる場合は、村上地域振興局健康福祉部 <u>(村上保健所)</u> 等の施設に救護センターを設置する。</p> <p>ウ <u>基幹災害拠点病院</u>及び<u>地域災害拠点病院</u>の整備・充実</p> <p>県は、災害時の医療支援を行うため、国の方針を踏まえ、災害時における後方病院として患者の受入れが可能となる <u>基幹災害拠点病院</u>及び<u>地域災害拠点病院</u>を選定し、これら病院の災害時に対応するための施設、整備の充実に努める。</p> <p>(3) 救急災害病院の指定</p> <p>市は、医療機関と協議の上、災害時における前記の救護所のほか、県地域保健医療計画で定める次の <u>災害拠点病院</u>を救急災害病院と指定し、必要な患者を搬送する計画を定める。</p>

なお、救急災害病院が被災した場合は、市内の他の病院へ、又は村上地域振興局健康福祉部を通じて域外転送を図る。

【救急災害病院】

- ・厚生連村上総合病院

4 医療救護班等の派遣体制の整備

県は、災害発生時に市、医療機関等からの支援要請などに迅速に対応するため、医療救護班及び医師等医療関係者の派遣体制の整備を行う。

なお、救急災害病院が被災した場合は、市内の他の病院へ転送を図る。

【救急災害病院】

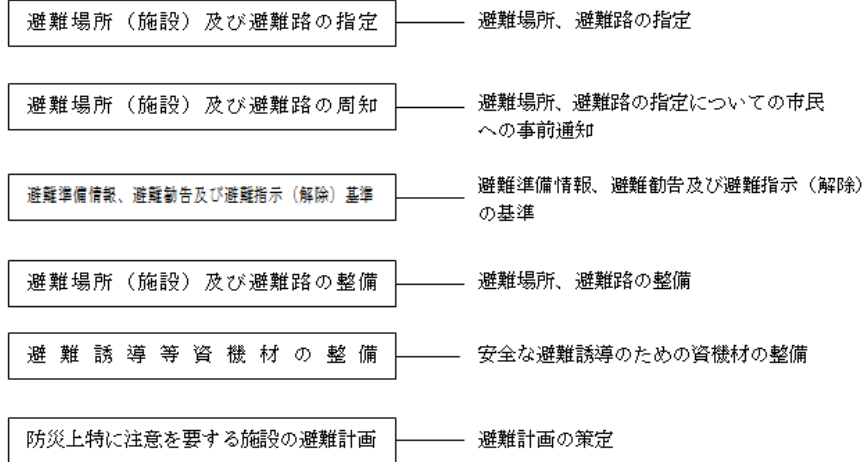
- ・厚生連村上総合病院

4 医療救護班等の派遣体制の整備

県は、災害発生時に市、医療機関等からの支援要請などに迅速に対応するため、災害派遣医療チーム (DMAT)、医療救護班及び医師等医療関係者の派遣体制の整備を行う。

修正前	修正後
<p>第27節 避難計画</p> <p><u>担当：総務課、社会福祉課</u></p> <p>1 計画の方針</p> <p>災害は、二次災害とあいまって、大規模かつ広域的なものとなるおそれがあることや、避難活動が困難となることなどが予想されることから、市は、総合的な避難対策の整備、推進を図る。</p> <p>また、<u>あらかじめ避難場所、避難経路を定め</u>、住民等に周知しておく。</p>	<p>第27節 避難計画</p> <p><u>担当：総務課、福祉課</u></p> <p>1 計画の方針</p> <p>災害は、二次災害とあいまって、大規模かつ広域的なものとなるおそれがあることや、避難活動が困難となることなどが予想されることから、市は、総合的な避難対策の整備、推進を図る。</p> <p>また、<u>危険が差し迫った状態になる前に住民等が避難できるよう、他市町村からの避難住民を迅速に受け入れられるよう、危険情報の事前周知、避難の判断・情報伝達・避難誘導体制整備とマニュアル化、安全な避難所の指定と周知及び即応体制の整備、要配慮者の避難支援プラン策定及び福祉避難所の指定等を行ない</u>、住民等に周知しておく。</p>

2 計画の体系



3 避難場所（施設）及び避難路の指定と事前周知

(1) 避難場所（施設）の指定

市は、避難場所（施設）の指定に当たっては、次のことに留意する。

ア 浸水、地震、延焼、地すべり、山崩れ等の災害種別を考慮した安全性の確保

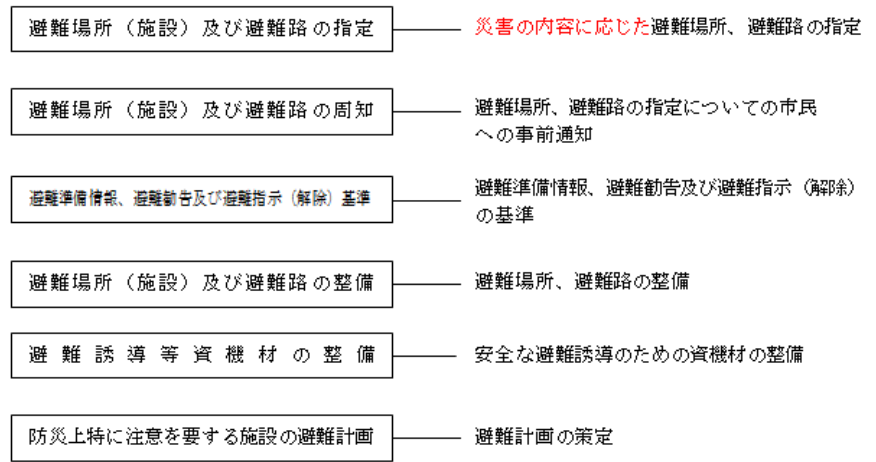
イ 地域別に指定

ウ 余裕のある収容人員

エ 都市公園等避難場所の指定に当たっては、火災の輻射熱を考慮した広さの確保

オ 危険物を取り扱う施設等が周辺にないよう配慮

2 計画の体系



3 避難場所（施設）及び避難路の指定と事前周知

(1) 避難場所（施設）の指定

市は、避難場所（施設）の指定に当たっては、次のことに留意する。

ア 浸水、地震、延焼、地すべり、山崩れ等の災害種別を考慮した安全性を確保すること

イ 地区別に指定し、要配慮者でも歩いて避難できる程度の近傍に確保すること

ウ 避難者の誘致圏域及び人口に見合った面積を確保し、余裕のある収容人員とすること

エ 都市公園等避難場所の指定に当たっては、火災の輻射熱を考慮した広さを確保すること

オ 危険物を取り扱う施設等が周辺にないよう配慮すること

カ 指定した避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食

<p>(2) 避難場所（施設）の種別</p>	<p><u>料、水、備蓄薬、炊きだし用具、毛布等避難生活に必要な物資等の備蓄に努めること</u></p> <p><u>キ 女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や、生理用品、女性用下着の女性による配布、避難場所における安全性の確保など、男女のニーズの違い、男女双方の視点等に配慮すること</u></p> <p><u>ク 避難所予定施設は現行の建築基準に基づく耐震性を確保し、浸水による水没、土砂災害による被災の危険のない建築物とするよう努めること。</u></p> <p><u>なお、浸水想定区域内にあたるなど、安全な避難所の確保が困難な地域にあつては、既存の堅固な中・高層建築物といった垂直避難のできる避難所整備を図ること。</u></p> <p><u>ケ 避難所予定施設には、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マット、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者にも配慮した避難の実施に必要な設備を整備するよう努めること。</u></p> <p><u>また、テレビ、ラジオ等被災者による災害情報の入手に資する機器の整備を図ること。</u></p> <p><u>コ 避難所予定施設は、停電・断水・ガスの供給停止・電話の不通等の事態を想定し、これに備えた設備を整備するよう努めること</u></p> <p>(2) <u>福祉避難所の指定</u></p> <p><u>障害者等、一般の避難所での共同生活が難しい要配慮者のための「福祉避難所」の予定施設をあらかじめ指定する。</u></p> <p><u>ア 福祉避難所予定施設は、バリアフリー化されているとともに、要配慮者の避難生活に必要なスペースや設備等を備えた施設とする。</u></p> <p>(3) 避難場所（施設）の種別</p>
------------------------	--

(3) 避難路の指定

市は、避難場所（施設）への避難路の安全を確保するため、次のことに留意する。

ア 十分な幅員の確保

イ 万々に備えた複数路の確保

ウ 浸水、がけ崩れ等の危険のない箇所への考慮

(4) 避難場所（施設）及び避難路の事前周知

市は、避難場所（施設）及び避難路を、災害ハザードマップ、広報紙、防災訓練の機会等を通じて住民等に周知徹底する。

また、避難路の安全性を確保するため、落下物、障害物対策の充実を図るとともに、避難誘導標識の整備にも努める。

4 避難準備情報の発令

市長は、災害時要援護者の早期避難を図り、その安全を確保するため、防災行政無線による広報、自主防災組織、消防団などによる伝達方法で避難準備情報を発令する。避難準備情報は、避難勧告の前段階で発令するも

(4) 避難路の指定

市は、避難場所（施設）への避難路の安全を確保するため、次のことに留意する。

ア 十分な幅員の確保

イ 万々に備えた複数路の確保

ウ 浸水、がけ崩れ等の危険のない箇所への考慮

エ 避難に要する時間等の確認

(5) 避難場所（施設）及び避難路の事前周知

市は、避難場所（施設）及び避難路を、ハザードマップ・防災マップ、広報紙、防災訓練の機会等を通じて住民等に周知徹底する。

また、避難路の安全性を確保するため、落下物、障害物対策の充実を図るとともに、避難誘導標識の整備にも努める。

(6) 広域避難への配慮

被災による他県・他市町村への避難の発生を考慮し、特に次の事項について事前に配慮しておく。

ア 県、市町村及び防災関係機関の情報伝達体制の整備

イ 旅館及びホテル等の宿泊施設や、避難の際に必要なとなる車輛等の事前確保

ウ 迅速・確実に避難者へ情報を提供するための情報伝達体制の整備

4 避難準備情報の発令

市長は、要配慮者の早期避難を図り、その安全を確保するため、防災行政無線による広報、自主防災組織、消防団などによる伝達方法で避難準備情報を発令する。避難準備情報は、避難勧告の前段階で発令するものであ

のであり、避難準備情報が発令されたときは、災害時要援護者は避難を開始し、その他の者は避難の準備を行う。

5 避難準備情報、避難勧告及び避難指示の発令（解除）基準

(1) 避難情報の発令

ウ 災害時要援護者への支援

6 避難場所（施設）・避難路の整備

市は、避難場所（施設）については、施設の耐震化の推進、水源の確保、仮設トイレ、照明、常備薬、暖房器具、毛布、通信機器等避難の実施に必要な施設の整備、備品の備蓄等に努めるとともに災害時要援護者への配慮、バリアフリー、プライバシーへの配慮等についても考慮する。

市は、施設への緊急入所を要しない程度の要介護高齢者、障害者等のために福祉避難所をあらかじめ指定し、一般の避難所からの誘導を図る。そのためにも、事前に、施設等との協定による対策を講じるよう努める。

り、避難準備情報が発令されたときは、要配慮者は避難を開始し、その他の者は避難の準備を行う。

5 避難準備情報、避難勧告及び避難指示の発令（解除）基準

(1) 避難情報の発令

ウ 要配慮者への支援

6 避難場所（施設）・避難路の整備

市は、避難場所（施設）については、施設の耐震化の推進、水源の確保、仮設トイレ、照明、常備薬、暖房器具、毛布、通信機器等避難の実施に必要な施設の整備、備品の備蓄等に努めるとともに要配慮者への配慮、バリアフリー、プライバシーへの配慮等についても考慮する。

市は、施設への緊急入所を要しない程度の要介護高齢者、障がい者等のために福祉避難所をあらかじめ指定し、一般の避難所からの誘導を図る。そのためにも、事前に、施設等との協定による対策を講じるよう努める。

修正前	修正後
<p>第28節 <u>災害時要援護者</u>の安全確保計画</p> <p>担当：介護高齢課、<u>社会福祉課</u>、総務課</p> <p>1 計画の方針</p> <p>災害時に必要な情報の把握が困難であったり、自らの行動等に制約があったりする<u>災害時要援護者</u>の安全や心身の健康状態に特段の配慮を行いながら、避難からその後の生活までの各段階においてニーズに応じたきめ細やかな支援策を講じることができるよう、県、市等の行政と日ごろ<u>災害時要援護者</u>の身近にいる地域住民、関係団体及び社会福祉施設、医療施設等（以下「社会福祉施設等」という。）とが協力しながらそれぞれの役割を適切に行うことができる体制を確立する。</p> <p>2 計画の体系</p>	<p>第28節 <u>要配慮者</u>の安全確保計画</p> <p>担当：介護高齢課、<u>福祉課</u>、総務課</p> <p>1 計画の方針</p> <p>災害時に必要な情報の把握が困難であったり、自らの行動等に制約があったりする<u>要配慮者</u>の安全や心身の健康状態に特段の配慮を行いながら、避難からその後の生活までの各段階においてニーズに応じたきめ細やかな支援策を講じることができるよう、県、市等の行政と日ごろ<u>要配慮者</u>の身近にいる地域住民、<u>自主防災組織</u>、関係団体及び社会福祉施設、医療施設等（以下「社会福祉施設等」という。）とが協力しながらそれぞれの役割を適切に行うことができる体制を確立する。</p> <p>2 計画の体系</p>

3 災害時要援護者の把握、啓発、訓練等

(1) 避難支援プランの作成等

ア 市は、国の作成する「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」に基づき、災害時要援護者情報の収集・共有、避難支援などを定めた避難支援プランを作成する。情報収集に当たっては、民生委員、自治会長等と十分連携を図り、個人情報の保護に万全を期する。

イ 市は、災害時要援護者の避難支援プランに沿った個別の避難計画を作成し、民生委員、自治会長、自主防災組織等と協力し、災害時要援護者と近隣住民が助け合う共助の体制づくりを推進する。

ウ 収集した災害時要援護者情報は、個人情報の保護に配慮しつつ、民生委員、自治会長等と情報の共有を図るとともに、災害時要援護者に対し、必要に応じ保健師又はホームヘルパー等を派遣し、日常的な安否確認に努め、民生委員、自治会長等と協力し、災害時要援護者と近隣住民とのコミュニケーションづくりを推進する。

エ 災害時要援護者関連施設に対して、防災関連情報等の伝達方法を定めるとともに施設管理者が警戒避難体制を確立することに対して支援する。

(2) 災害時要援護者への広報、啓発

市は、災害時要援護者向けのパンフレット、リーフレット等により、災害時の適切な行動についての防災教育に努めるとともに、住民等に対

3 要配慮者の把握、啓発、訓練等

(1) 避難支援プランの作成等

ア 市は、国の作成した「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」に基づき、要配慮者情報の収集・共有、避難支援などを定めた避難支援プランを作成する。情報収集に当たっては、民生委員、区長等と十分連携を図り、個人情報の保護に万全を期する。

イ 市は、収集した情報を基に、要介護状態区分、障害支援区分、家族の状況等を考慮し、避難行動要支援者名簿を作成する。また、名簿の更新は随時行い、名簿情報を提供することに同意した者については、当該避難行動要支援者を担当する地区の避難支援関係者に限り提供する。

ウ 市は、避難行動要支援者の避難支援プランに沿った個別の避難計画を作成し、民生委員、区長、自主防災組織等と協力し、要配慮者と近隣住民が助け合う共助の体制づくりを推進する。

エ 収集した避難行動要支援者情報は、個人情報の保護に配慮しつつ、民生委員、区長等と情報の共有を図るとともに、避難行動要支援者に対し、必要に応じ保健師又はホームヘルパー等を派遣し、日常的な安否確認に努め、民生委員、区長等と協力し、避難行動要支援者と近隣住民とのコミュニケーションづくりを推進する。

オ 要配慮者関連施設に対して、防災関連情報等の伝達方法を定めるとともに施設管理者が警戒避難体制を確立することに対して支援する。

(2) 要配慮者への広報、啓発

市は、要配慮者向けのパンフレット、リーフレット等により、災害時の適切な行動についての防災教育に努めるとともに、住民等に対しても、

しても、身の回りの災害時要援護者への災害時の支援についてパンフレット、広報誌等により啓発普及に努める。

(3) 災害時要援護者向け備品等の支援

市は、実情に応じて、災害時要援護者の家庭や地域の自主防災組織に、移動用の担架やヘルメット、常備薬・貴重品等を入れるための緊急避難セット等の防災資機材等の整備を図るための支援を行う。

(4) 災害時要援護者対象の防災訓練の実施

市は、災害時要援護者の避難等について訓練するため、地域の自主防災組織等と合同の防災訓練の実施に努める。

4 情報提供及び避難誘導

(1) 情報提供

市は、災害発生時において、同報系防災行政無線、メール配信サービス、地域内の連絡網、市広報車等の様々な方法を活用し、災害時要援護者に迅速かつ確実に情報が提供されるよう体制の整備に努める。特に、民生委員、自治会長等は、災害時要援護者名簿を基に避難情報等が伝達できるよう地域内の体制整備に努める。

(2) 避難誘導

避難誘導は、災害時要援護者に対して近隣住民が果たすべき役割は重要であり、市は、民生委員、地域の自主防災組織、自治会等と協力し、個別の避難計画によって避難誘導が行われるよう、災害時要援護者と近隣住民の共助意識の向上に努め、平常時においては、災害時要援護者名簿を基に実際に訪問をし、本人や家族から避難する際に必要とする支援、留意事項や避難先を聴き取るなど、非常時の避難誘導に備えておく。

身の回りの要配慮者への災害時の支援についてパンフレット、広報誌等により啓発普及に努める。

(3) 要配慮者向け備品等の支援

市は、実情に応じて、要配慮者の家庭や地域の自主防災組織に、移動用の担架やヘルメット、常備薬・貴重品等を入れるための緊急避難セット等の防災資機材等の整備を図るための支援を行う。

(4) 要配慮者対象の防災訓練の実施

市は、要配慮者の避難等について訓練するため、地域の自主防災組織等と合同の防災訓練の実施に努める。

4 情報提供及び避難誘導

(1) 情報提供

市は、災害発生時において、同報系防災行政無線、メール配信サービス、地域内の連絡網、市広報車等の様々な方法を活用し、要配慮者に迅速かつ確実に情報が提供されるよう体制の整備に努める。特に、民生委員、区長等は、避難行動要支援者名簿を基に避難情報等が伝達できるよう地域内の体制整備に努める。

(2) 避難誘導

避難誘導は、要配慮者に対して近隣住民が果たすべき役割は重要であり、市は、民生委員、地域の自主防災組織、自治会等と協力し、個別の避難計画によって避難誘導が行われるよう、要配慮者と近隣住民の共助意識の向上に努め、平常時においては、避難行動要支援者名簿を基に実際に訪問をし、本人や家族から避難する際に必要とする支援、留意事項や避難先を聴き取るなど、非常時の避難誘導に備えておく。

5 避難所・福祉避難所の設置等

(1) 避難所の設置・運営

ア 市は、非常配備基準に基づき拠点避難所及び指定避難所を開設し、避難準備情報により早めに避難する災害時要援護者を受け入れられるよう、その体制整備に努める。

また、避難所の設置・運営に当たり、民生委員などの福祉関係者や防災関係機関の連絡・協力を得ながら、災害時要援護者へ配慮した対応が行えるよう体制整備に努める。

イ 市は、避難所において、災害時要援護者に対して必要なスペースの確保、障がい者用トイレの設置など、良好な生活環境の確保に十分配慮するとともに、視覚・聴覚障がい者に対する確かな情報が伝わるよう、その伝達手段の確保に配慮する。

ウ 避難所において、車椅子や粉ミルク等の災害時要援護者の生活必需品の確保を行うとともに、ボランティア等の協力を得ながら、災害時要援護者に配慮した食事の提供や介助者の確保等の支援を行う体制の整備に努める。

(2) 福祉避難所の設置・活用

市は、災害時要援護者のための特別な配慮がされた福祉避難所が設置できるよう、平常時から施設管理者等との協定などにより連携の構築や、施設利用方法の確認、生活相談職員等の確保に努める。

また、住民・災害時要援護者に対し、分かりやすいパンフレット等の作成など、福祉避難所についての理解を深め周知をすすめておく。

(3) 災害時要援護者の安否確認

市は、避難所の管理責任者が避難者名簿の作成に当たり、民生委員、自主防災組織などの協力を得ながら災害時要援護者の把握に努めると

5 避難所・福祉避難所の設置等

(1) 避難所の設置・運営

ア 市は、非常配備基準に基づき拠点避難所及び指定避難所を開設し、避難準備情報により早めに避難する要配慮者を受け入れられるよう、その体制整備に努める。

また、避難所の設置・運営に当たり、民生委員などの福祉関係者や防災関係機関の連絡・協力を得ながら、要配慮者へ配慮した対応が行えるよう体制整備に努める。

イ 市は、避難所において、要配慮者に対して必要なスペースの確保、障がい者用トイレの設置など、良好な生活環境の確保に十分配慮するとともに、視覚・聴覚障がい者に対する確かな情報が伝わるよう、その伝達手段の確保に配慮する。

ウ 避難所において、車椅子や粉ミルク等の要配慮者の生活必需品の確保を行うとともに、ボランティア等の協力を得ながら、要配慮者に配慮した食事の提供や介助者の確保等の支援を行う体制の整備に努める。

(2) 福祉避難所の設置・活用

市は、要配慮者のための特別な配慮がされた福祉避難所が設置できるよう、平常時から施設管理者等との協定などにより連携の構築や、施設利用方法の確認、生活相談職員等の確保に努める。

また、住民・要配慮者に対し、分かりやすいパンフレット等の作成など、福祉避難所についての理解を深め周知をすすめておく。

(3) 要配慮者の安否確認

市は、避難所の管理責任者が避難者名簿の作成に当たり、民生委員、自主防災組織などの協力を得ながら避難行動要支援者の把握に努めると

もに、安否確認を行う体制整備に努める。

(4) 災害時要援護者の緊急入所・入院

避難所での生活が困難な災害時要援護者については、社会福祉施設等への緊急入所・入院及び公的住宅等への収容、移送など必要な配慮を行う体制の整備に努める。

6 生活の場の確保対策

(1) 公的宿泊施設及び公営住宅等の確保

公的宿泊施設は、施設設備が整い、食事も確保されることから、災害時要援護者の収容先として確保に努め、また、災害時要援護者で健康面に不安のある者のため、公営住宅等の確保に努める。

(2) 応急仮設住宅での配慮

応急仮設住宅の建設に当たっては、災害時要援護者向けの仕様や入居者の選考にも配慮する。

7 保健・福祉対策

(1) 保健対策

市は、災害時要援護者に限らず、被災者の心身の健康確保が特に重要なため、避難所、応急仮設住宅、自宅等に保健師を派遣し、次のような健康相談を行うよう努める。特に、災害時要援護者に対しては、十分に配慮する。

ア 巡回相談、栄養指導

イ こころのケア

ウ 訪問指導、訪問看護等の保健サービス

(2) 福祉対策

ともに、要配慮者の安否確認を行う体制整備に努める。

(4) 要配慮者の緊急入所・入院

避難所での生活が困難な要配慮者については、社会福祉施設等への緊急入所・入院及び公的住宅等への収容、移送など必要な配慮を行う体制の整備に努める。

6 生活の場の確保対策

(1) 公的宿泊施設及び公営住宅等の確保

公的宿泊施設は、施設設備が整い、食事も確保されることから、要配慮者の収容先として確保に努め、また、要配慮者で健康面に不安のある者のため、公営住宅等の確保に努める。

(2) 応急仮設住宅での配慮

応急仮設住宅の建設に当たっては、要配慮者向けの仕様や入居者の選考にも配慮する。

7 保健・福祉対策

(1) 保健対策

市は、要配慮者に限らず、被災者の心身の健康確保が特に重要なため、避難所、応急仮設住宅、自宅等に保健師を派遣し、次のような健康相談を行うよう努める。特に、要配慮者に対しては、十分に配慮する。

ア 巡回相談、栄養指導

イ こころのケア

ウ 訪問指導、訪問看護等の保健サービス

(2) 福祉対策

ア 災害時要援護者のニーズの把握等

平常時から、福祉関係職員、防災関係職員、社会福祉協議会、民生委員、介護保険事業者、福祉関係者、自治会長等の協力を得て、災害時要援護者の実態把握、ニーズ把握、情報提供、生活相談等を行う体制の整備に努めるとともに、災害発生直後には、災害時要援護者名簿を共有化するなどし情報共有等の取組にも努める。

イ 福祉サービスの提供

介護の必要な災害時要援護者の社会福祉施設等への緊急入所又は避難所、応急仮設住宅、自宅等での福祉サービスの提供体制を整備する。

ウ 情報提供

災害に関する情報、医療・福祉・生活情報等が災害時要援護者に的確に提供されるよう、掲示板、ファクシミリ、パソコン等の活用、報道機関との協力による新聞、ラジオ、文字放送、手話付きテレビ放送等の利用を行うことができる体制の整備に努める。

情報入手に困難を伴う視覚障がい者に対しては、点字、大活字又は音声により、聴覚障がい者に対しては、文字又は手話等により情報提供が行われるよう支援する体制の整備に努める。

8 介護保険事業者及び社会福祉施設等における安全確保対策

介護保険事業者及び社会福祉施設等の管理者は、施設内の災害時要援護者の安全確保を図る。

また、災害時に県、市から要請を受けた災害時要援護者の受入れができるよう、平常時から体制の整備をしておく。

ア 要配慮者のニーズの把握等

平常時から、福祉関係職員、防災関係職員、社会福祉協議会、民生委員、介護保険事業者、福祉関係者、区長等の協力を得て、要配慮者の実態把握、ニーズ把握、情報提供、生活相談等を行う体制の整備に努めるとともに、災害発生直後には、避難行動要支援者名簿を共有化するなどし情報共有等の取組にも努める。

イ 福祉サービスの提供

介護の必要な要配慮者の社会福祉施設等への緊急入所又は避難所、応急仮設住宅、自宅等での福祉サービスの提供体制を整備する。

ウ 情報提供

災害に関する情報、医療・福祉・生活情報等が要配慮者に的確に提供されるよう、掲示板、ファクシミリ、パソコン等の活用、報道機関との協力による新聞、ラジオ、文字放送、手話付きテレビ放送等の利用を行うことができる体制の整備に努める。

情報入手に困難を伴う視覚障がい者に対しては、点字、大活字又は音声により、聴覚障がい者に対しては、文字又は手話等により情報提供が行われるよう支援する体制の整備に努める。

8 介護保険事業者及び社会福祉施設等における安全確保対策

介護保険事業者及び社会福祉施設等の管理者は、施設内の要配慮者の安全確保を図る。

また、災害時に県、市から要請を受けた要配慮者の受入れができるよう、平常時から体制の整備をしておく。

村上市地域防災計画風水害対策編 第3章第29節

修 正 前	修 正 後
<p>第29節 文教施設における災害予防計画</p> <p>担当：学校教育課、文化行政課、生涯学習課、<u>社会福祉課</u></p> <p style="text-align: center;">(以下、略)</p>	<p>第29節 文教施設における災害予防計画</p> <p>担当：学校教育課、生涯学習課、<u>福祉課</u></p> <p style="text-align: center;">(以下、略)</p>

村上市地域防災計画風水害対策編 第3章第30節

修 正 前	修 正 後
<p>第30節 農地・農業用施設等災害予防計画</p> <p>担当：農林水産課、<u>建設課</u></p> <p style="text-align: center;">(以下、略)</p>	<p>第30節 農地・農業用施設等災害予防計画</p> <p>担当：農林水産課</p> <p style="text-align: center;">(以下、略)</p>

修正前	修正後
<p>(追加)</p>	<p><u>第32節 事業所等の事業継続</u></p> <p><u>担当：総務課</u></p> <p><u>1 計画の方針</u></p> <p><u>企業・事業所(以下、「事業所等」とする。)は、災害時の事業所等の果たす役割(生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生)を十分に認識し、各事業所等において防災活動の推進に努める。</u></p> <p><u>2 事業所等の役割</u></p> <p><u>事業所等は、災害時の事業所等の果たす役割を十分に認識し、防災活動の推進に努めるものとし、特に、災害時にも事業が継続でき、かつ、重要業務の操業レベルを早急に災害前に近づけられるよう、事前の備えを行い、被災地の雇用やサプライチェーン(製造業における原材料調達・生産管理・物流・販売までの一つの連続したシステム)を確保するなど、事業継続の取組を推進する。</u></p> <p><u>(1) 災害時に事業所等が果たす役割</u></p> <p><u>ア 生命の安全確保</u></p> <p><u>顧客等不特定多数の者が施設に來たり、施設内に留まったりすることが想定される事業所等は、迅速に顧客、従業員等業務に携わる者の安全確保に努める。</u></p> <p><u>イ 二次災害の防止</u></p> <p><u>事業所等においては、火災の防止、建築物等の倒壊防止、薬液の漏</u></p>

洩防止など、周辺地域の安全確保の観点から二次災害防止に努める。

ウ 事業の継続

被災した場合の事業資産の損害を最小限に止めつつ、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするため、事業継続マネジメントの実施に努める。

エ 地域貢献・地域との共生

災害が発生した際には、県民、行政、取引先企業などと連携し、地域の一日も早い復旧を目指すとともに、地域住民や自治体との協調の下、企業の特徴を活かした活動による地域貢献に努める。

(2) 平常時の防災対策

ア 事業継続計画の策定

事業所等は、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画を策定するよう努める。

イ 事業継続計画の定期的な点検と見直し

事業継続計画を策定した事業所等は、定期的に点検を行い、必要な見直しを行う。

ウ 平常時の危機管理体制の構築

防災体制の整備、防災訓練の実施など、平常時からの危機管理体制の構築に努める。

3 商工団体の役割

(1) 事業継続計画の策定を促進するための情報提供や相談体制の整備などの支援等により、会員・組合員等の防災力向上の推進に努める。

(2) 会員・組合員等に対し、企業防災の重要性や事業継続計画の必要性について啓発する。

(3) 行政等の支援策の実施や情報の会員・組合員等への周知に協力する。

4 市の役割

地域経済への影響を最小限に止めるため、事業所等が被災後、速やかに事業を再開できるよう事業継続計画策定などを促進し、危機管理体制の整備が図られるよう普及啓発活動を行う。

このため、次の取組を進める。

(1) 実態の把握

事業所等の業務継続計画（BCP）策定状況など、危機管理体制の整備状況について実態把握に努める。

(2) 事業継続計画策定など危機管理体制の整備に向けた普及啓発

事業所等が災害に強い企業となるよう、防災や事業継続計画の策定等に関する必要な情報の提供など、危機管理体制の整備に向けた普及啓発に努める。

(3) 地域防災訓練等への参加の呼びかけ

事業所等を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスを行う。

修正前	修正後
<p>(追加)</p>	<p><u>第33節 行政機関等の業務継続計画</u></p> <p><u>担当：総務課</u></p> <p><u>1 計画の方針</u></p> <p><u>地震発生時における行政機関等の業務継続は、地域の機能が停止することなく、継続可能な社会を構築するために不可欠であることから、行政機関の業務継続計画（BCP）作成を促進するとともに、業務継続マネジメント（BCM）能力の向上を図ることにより、業務継続の確保に努める。</u></p> <p><u>2 市の役割</u></p> <p><u>地震発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画の策定などにより、業務継続性の確保を図る。</u></p> <p><u>また、実効性のある業務継続体制を確保するため必要な資源の確保や教育、訓練等を通じた体制整備に努める。</u></p> <p><u>なお、個別の業務又は業務分野における業務継続について詳細事項等を定める必要がある場合は、本計画に従い、別途個別の詳細計画等を策定するものとする。</u></p> <p><u>(1) 業務継続計画の対象となる重要業務</u></p> <p><u>ア 業務への影響分析と重要業務の洗い出し</u></p> <p><u>業務を実施できない時間が経過することにより発生する社会的影響</u></p>

等の観点から、業務を実施できない場合の影響分析を行い、優先的に実施する重要業務の洗い出しを行う。

イ 目標時間の設定

重要業務については、実施すべき目標時間を設定し、その目標時間を達成するための体制構築に努める。

(2) 業務執行体制の確保

ア 職員の参集体制

本計画に定める配備体制（第4章第1節）を参考に、重要業務を速やかに実施できるよう参集体制の確立に努める。

イ 安否確認

緊急時の連絡網を整備し、大規模な危機の発生時には、安否の連絡のない職員について、安否確認を実施する。

ウ 人員計画の立案

重要業務の実施に必要な人員や職種等を把握し、人員計画等に反映させる。

エ 業務引継

重要業務の担当職員が業務を実施できない場合に備え、業務内容の共有化やマニュアルの整備、代替要員への引継等を適宜行う。

オ 庁内の応援体制の確立

(ア) 所属の取組

所属内で必要人員が確保できないと想定される場合は、他所属による応援体制の確立に努める。

(イ) 課局等の取組

主管課等は、課局等内各所属の業務及び人員計画等を取りまとめ、課局等としての対応計画を作成する。対応計画を作成する際は、各

	<p><u>所属の業務量の偏りに留意し、必要に応じて応援体制を準備する。</u></p> <p><u>カ 庁外からの応援体制の確立</u></p> <p><u>大規模な危機の発生時でも、協定先から円滑な応援を受けることができるのかを検討し、協定内容や新たな協定先を検討する。</u></p> <p><u>キ 受注業者の業務継続体制の確保</u></p> <p><u>重要業務の実施又は実施に必要な資源等の確保が庁外の業者等に委託されている場合は、受託業者が大規模な危機の発生時においても当該業務を継続することが可能な体制を整備しているか確認し、継続できない場合は体制の整備を要請する。</u></p> <p><u>ク その他</u></p> <p><u>上記の他、業務執行体制において、障害となる可能性がある事項をあらかじめ整理し、対策を検討する。</u></p> <p><u>(3) 執務環境の確保</u></p> <p><u>ア 執務スペース</u></p> <p><u>(イ) 庁舎に被害が発生した場合の対応</u></p> <p><u>庁舎管理者は、庁舎の安全を確認し、安全が確保できない場合は、被害箇所及び立ち入り制限区域を周知するとともに、安全や業務継続への影響が大きい箇所を優先して、応急復旧を実施する。</u></p> <p><u>(i) 代替施設の利用</u></p> <p><u>庁舎を長期的に利用できないと判断される場合、災害対策本部等において、本部長が代替施設での重要業務の実施を決定する。</u></p> <p><u>(ii) 代替施設の決定</u></p> <p><u>代替施設は、次の候補施設の中から、大規模な危機の発生箇所、規模等に応じて決定する。代替施設を決定した場合、市民、関係機関等へ周知する。</u></p>
--	--

	<p><u>i) 市庁舎、支所庁舎</u></p> <p><u>ii) 他の市施設</u></p> <p><u>iii) 国、県、他の自治体、防災関係機関等の施設</u></p> <p><u>iv) 民間施設</u></p> <p><u>(エ) 代替施設の設備状況等の把握</u></p> <p><u>庁舎管理者は、代替施設の設備状況や代替施設の利用に伴う手続き、資源等について、把握に努める。また、個別の重要業務に必要な資源は、各所属において把握に努める。</u></p> <p><u>イ 通信手段</u></p> <p><u>(ア) 通信手段が利用できない場合の対応</u></p> <p><u>庁舎管理者、管理する施設の通信手段を復旧するとともに、通信事業者等に対して、優先的な復旧を依頼する。</u></p> <p><u>(イ) 通信事業者回線の拡充</u></p> <p><u>県庁舎交換機と県危機管理センター交換機の相互バックアップのため、端末の拡充等に努める。</u></p> <p><u>(ウ) 防災行政無線</u></p> <p><u>非常時において適切に機器を操作し、通信確保が出来るよう各種訓練を充実させる。</u></p> <p><u>ウ 情報システム</u></p> <p><u>(ア) 庁内 LAN 等が利用できなくなった場合の対応障害発生箇所を把握し、早期復旧を図るとともに、必要に応じて事業者支援を要請する。</u></p> <p><u>(イ) バックアップデータの遠隔地保管の拡充</u></p> <p><u>ホストコンピュータ以外のバックアップデータについても、遠隔地保管に努める。</u></p>
--	---

(ウ) 安全対策の拡充

電子計算機室以外に設置した機器（パソコン、プリンタ等）についても、落下・転倒防止のための固定措置を行う。

(エ) 災害対応体制の強化

大規模な危機の発生時に運用受託事業者が迅速に登庁できない場合等に備えて次の対応に努める。

i) ネットワークの障害状況の職員による把握を可能にする。

ii) 運用受託事業者に広域的な応援体制の構築を依頼する。

エ データのバックアップ

所属長は重要業務に必要なデータのバックアップに務めるものとする。

オ 電源

(ア) 電源が利用できない場合の対応

商用電源の供給が停止した場合、市庁舎及び各支所庁舎においては、非常用発電機等により電源を供給する。また、非常用発電に必要な燃料を72時間分備えるよう努める。

(イ) 非常用発電機の実負荷訓練等

非常用発電機の円滑な電源切替が可能となるよう実負荷訓練を実施するとともに、更新時期を迎えた発電機の更新に努める。

カ トイレ

(ア) トイレが利用できない場合の対応

下水道機能の停止や工業用水道の供給停止等により、トイレが使用できない場合、市庁舎及び各支所庁舎においては、仮設トイレの供給等により、3日間程度利用できるように努める。

(イ) 仮設トイレ等の調達等

機能停止時に速やかに、仮設トイレ等により対応できるよう、仮設トイレの調達先や設置場所等について、あらかじめ準備する。

キ 職員の食料等

(7) 職員の食料等が入手できない場合の対応

総務課は、大規模な危機が発生し、食料、飲料水、生活必需品等（以下、「食料等」という）の入手が困難な状況になった場合、備蓄している食料等を職員に配布する。また、備蓄している食料等が不足する場合は、協定を締結している民間企業等からの物資供給を手配する。

(1) 食料等の備蓄

職員が、家庭において、最低限3日分の食料等を備蓄するとともに、職場において、最低限1食分の食料等を備蓄するよう周知を進める。

ク 支払い

(7) 財務会計システムが利用できない場合の対応

所属長は、「財務会計システム停止時の手作業マニュアル」に基づき、特に重要で緊急の支払が必要な経費について、会計管理者と協議し、必要な手続きを行う。

ケ その他

所属長は、上記の他、重要業務を目標時間内に実施するために、執務環境において、障害となる可能性がある事項をあらかじめ整理し、対策を検討する。

(4) 業務継続力の向上

所属長は、現在の業務執行体制及び執務環境では、目標時間までに業務を実施することが困難と想定される重要業務について、目標

	<p><u>を達成するための戦略を検討し、必要な対策を実施する。</u></p> <p><u>(5) 教育・訓練の実施</u></p> <p><u>職員に対する教育・普及啓発を行うとともに、職員自らも情報収集し、必要な対策を講じる。また、訓練を実施し、業務継続方針やマニュアル等の実効性を確認する。</u></p> <p><u>(6) 業務継続方針等の見直し</u></p> <p><u>対策の課題等を洗い出し、所用の見直しを行い、業務継続方針やマニュアル等を見直すなど、継続的な改善を行う。</u></p>
--	--

村上市地域防災計画風水害対策編 第4章第1節

修正前	修正後								
<p>第4章 災害応急対策計画</p> <p>第1節 応急活動体制計画</p> <p>3 市の活動体制</p> <p>(1) 第1次配備（警戒体制）</p> <p>ウ 警戒体制時の構成及び事務分掌</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">所属課等</th> <th style="width: 80%;">主 な 任 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>都市計画課 建設課</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 第2次配備（災害警戒本部の設置）</p> <p>ア 設置場所 災害警戒本部 総務課事務室</p> <p>イ 設置の庁内周知及び連絡</p>	所属課等	主 な 任 務	都市計画課 建設課	(略)	<p>第4章 災害応急対策計画</p> <p>第1節 応急活動体制計画</p> <p>3 市の活動体制</p> <p>(1) 第1次配備（警戒体制）</p> <p>ウ 警戒体制時の構成及び事務分掌</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">所属課等</th> <th style="width: 80%;">主 な 任 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="color: red;">都市整備課</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 第2次配備（災害警戒本部の設置）</p> <p>ア 設置場所 災害警戒本部 総務課事務室</p> <p>イ 設置の庁内周知及び連絡</p>	所属課等	主 な 任 務	都市整備課	(略)
所属課等	主 な 任 務								
都市計画課 建設課	(略)								
所属課等	主 な 任 務								
都市整備課	(略)								

災害警戒本部を設置しようとするとき、又は設置したときの庁内周知及び招集される職員への周知及び連絡は、各課の非常招集連絡網等により行う。

ウ 災害警戒本部の組織、運営等

(ア) 構成員

a 本部長（総務部長）

本部長は、本部の事務を総括し、本部職員を指揮監督する。

本部長に事故あるときの代理は、次のとおりとする。

第一順位 都市整備部長

第二順位 産業観光部長

b 本部員

本部員は、本部長の命を受け、本部の事務に従事するとともに、部の指揮監督を行う。

部長、副部長はあらかじめ指定した部・課長（別表1参照）があたる。

(イ) 会議

本部長は、災害対策に関する重要事項の協議等を行うため、必要に応じ、本部員会議を招集する。この場合において、本部長は、必要があると認めるときは、防災関係機関の職員その他災害応急対策に関係する者の出席を要請する。

(ロ) 災害警戒本部等の構成及び事務分掌

災害警戒本部等の構成及び任務は、別表1のとおりとする。

(ハ) 職員相互の協力

災害対応に人員が不足する課等は、同じ部に所属する他の課等から応援を受ける。この場合において、同じ部に属する他の課等から

災害警戒本部を設置しようとするとき、又は設置したときの庁内周知及び招集される職員への周知及び連絡は、各課の非常招集連絡網等により行う。

ウ 災害警戒本部の組織、運営等

(ア) 構成員

a 本部長（総務課長）

本部長は、本部の事務を総括し、本部職員を指揮監督する。

本部長に事故あるときの代理は、次のとおりとする。

第一順位 都市整備課長

第二順位 農林水産課長

b 本部員

本部員は、本部長の命を受け、本部の事務に従事するとともに、部の指揮監督を行う。

部長、副部長はあらかじめ指定した課長（別表1参照）があたる。

(イ) 会議

本部長は、災害対策に関する重要事項の協議等を行うため、必要に応じ、本部員会議を招集する。この場合において、本部長は、必要があると認めるときは、防災関係機関の職員その他災害応急対策に関係する者の出席を要請する。

(ロ) 災害警戒本部等の構成及び事務分掌

災害警戒本部等の構成及び任務は、別表1のとおりとする。

(ハ) 職員相互の協力

災害対応に人員が不足する課等は、他の課等から応援を受ける。

応援を受けることができないときは、他の部から応援を受ける。

また、消防団は、責任担当区域ごとに組織及び人員を明確にして、災害時における配備分担、集合場所等を定めておかなければならない。

(3) 第3次配備（災害対策本部の設置）

ア 設置場所

災害対策本部 大会議室

イ 設置の庁内周知及び連絡

災害対策本部及び災害対策支部を設置しようとするとき、又は設置したときの庁内周知及び招集される職員への周知及び連絡は、各課の非常招集連絡網等により行う。

ウ 設置又は廃止した場合の防災関係機関等への通知等

(7) 本部長は、災害対策本部を設置したとき、又は廃止したときは、直ちに次に掲げる機関にその旨を通知又は報告する。

- a 県危機対策課
- b 県村上地域振興局
- c 村上市防災会議委員

(4) 本部長は、災害対策本部を設置したとき、又は廃止したときは、直ちにその旨を報道機関に発表する。

エ 災害対策本部の組織、運営等

(7) 構成員

- a 本部長（市長）
本部長は、本部の事務を総括し、本部職員を指揮監督する。
- b 副本部長（副市長、教育長、消防団長）

また、消防団は、責任担当区域ごとに組織及び人員を明確にして、災害時における配備分担、集合場所等を定めておかなければならない。

(3) 第3次配備（災害対策本部の設置）

ア 設置場所

災害対策本部 大会議室

イ 設置の庁内周知及び連絡

災害対策本部及び災害対策支部を設置しようとするとき、又は設置したときの庁内周知及び招集される職員への周知及び連絡は、各課の非常招集連絡網等により行う。

ウ 設置又は廃止した場合の防災関係機関等への通知等

(7) 本部長は、災害対策本部を設置したとき、又は廃止したときは、直ちに次に掲げる機関にその旨を通知又は報告する。

- a 県~~防災局~~危機対策課
- b 県村上地域振興局
- c 村上市防災会議委員

(4) 本部長は、災害対策本部を設置したとき、又は廃止したときは、直ちにその旨を報道機関に発表する。

エ 災害対策本部の組織、運営等

(7) 構成員

- a 本部長（市長）
本部長は、本部の事務を総括し、本部職員を指揮監督する。
- b 副本部長（副市長、教育長、消防団長）

副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

本部長の職務を代理する副本部長の順序は、次のとおりとする。

- 第一順位 副市長
- 第二順位 教育長
- 第三順位 消防団長

c 本部員

本部員は、本部長の命を受け、本部の事務に従事するとともに、部の指揮監督を行う。

部長、副部長はあらかじめ指定した部・課長（別表1参照）があたる。

(i) 会議

本部長は、災害対策に関する重要事項の協議等を行うため、必要に応じ、本部員会議を招集する。この場合において、本部長は、必要があると認めるときは、防災関係機関の職員その他災害応急対策に関係する者の出席を要請する。

(ii) 災害対策本部等の構成及び事務分掌

災害対策本部等の構成及び任務は、別表1のとおりとする。

(iii) 職員相互の協力及び応援要請

災害対応に人員が不足する課等は、同じ部に所属する他の課等から応援を受ける。この場合において、同じ部に属する他の課等から応援を受けることができないときは、他の部から応援を受ける。

また、市の組織の全体をもってしてもなお人員が不足すると判断されるときは、県及び応援協定締結市町村等他の市町村に職員の派遣を要請する。

副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

本部長の職務を代理する副本部長の順序は、次のとおりとする。

- 第一順位 副市長
- 第二順位 教育長
- 第三順位 消防団長

c 本部員

本部員は、本部長の命を受け、本部の事務に従事するとともに、部の指揮監督を行う。

部長、副部長はあらかじめ指定した部・課長（別表1参照）があたる。

(i) 会議

本部長は、災害対策に関する重要事項の協議等を行うため、必要に応じ、本部員会議を招集する。この場合において、本部長は、必要があると認めるときは、防災関係機関の職員その他災害応急対策に関係する者の出席を要請する。

(ii) 災害対策本部等の構成及び事務分掌

災害対策本部等の構成及び任務は、別表1のとおりとする。

(iii) 職員相互の協力及び応援要請

災害対応に人員が不足する課等は、他の課等から応援を受ける。

また、市の組織の全体をもってしてもなお人員が不足すると判断されるときは、県及び応援協定締結市町村等他の市町村に職員の派遣を要請する。

(ウ) 災害対策本部組織の整備

災害対策本部の組織機構に基づき、平素から災害に対処し得る体制の整備強化を図る。災害対策本部長は、各部に所属する者の職名と任務分担を明確にしておかなければならない。

また、消防団は、責任担当区域ごとに組織及び人員を明確にして、災害時における配備分担、集合場所等を定めておかなければならない。

別表 1

災害対策（警戒）本部及び災害対策（警戒）支部の構成及び任務

災害対策本部長 市長
 災害対策副本部長 副市長
 教育長
 消防団長

(1) 災害対策（警戒）本部

◎部長 ○副部長

部	所属課等	主 な 任 務
情報総括部 ◎総務部長 ○総務課長	総務課	15 消防団の動員及び連絡調整に関すること 16 消防団員の被災状況調査に関すること
	財政課	(略)
	議会事務局	(略)
	選管事務局 監査事務局	(略)

(ウ) 災害対策本部組織の整備

災害対策本部の組織機構に基づき、平素から災害に対処し得る体制の整備強化を図る。災害対策本部長は、各部に所属する者の職名と任務分担を明確にしておかなければならない。

また、消防団は、責任担当区域ごとに組織及び人員を明確にして、災害時における配備分担、集合場所等を定めておかなければならない。

別表 1

災害対策（警戒）本部及び災害対策（警戒）支部の構成及び任務

災害対策本部長 市長
 災害対策副本部長 副市長
 教育長
 消防団長

(1) 災害対策（警戒）本部

◎部長 ○副部長

部	所属課等	主 な 任 務
情報総括部 ◎総務課長 ○財政課長	総務課	<u>(削除)</u>
	財政課	(略)
	議会事務局	(略)
	選管事務局 監査事務局	(略)

総務部 ◎企画部長 ○政策推進課長	政策推進課 国体課	(略)	総務部 ◎政策推進課長 ○自治振興課長	政策推進課	
	情報政策課	1 情報通信機器の整備等に関する こと 2 市所有の情報システムの機能確保 に関すること 3 部内の応援			8 情報通信機器の整備等に関する こと 9 市所有の情報システムの機能確保 に関すること
	(追加)			自治振興課	1 自治会等との連絡調整に関する こと 2 公共交通に関すること 3 部内の応援
	会計課	(略)		会計課	(略)
市民部 ◎市民部長 ○税務課長	税務課	3 被災者に対する市税及び介護保険 料の納税猶予、納期限の延長及び 減免に関すること 5 罹災証明書の発行に関すること	市民部 ◎市民課長 ○税務課長	税務課	3 被災者に対する市税、 <u>国民健康保 険税</u> 及び介護保険料の納税猶予、 納期限の延長及び減免に関する こと 5 <u>罹災</u> 証明書の発行に関すること
	市民課	6 安否確認システムに関すること 7 住民からの相談等の受付および 処理に関すること 8 死者・行方不明者名簿の作成に 関すること		市民課	(削除) 6 住民からの相談等の受付および 処理に関すること 7 死者・行方不明者名簿の作成に 関すること
	環境衛生課	(略)		環境課	(略)
福祉部 ◎福祉部長 ○社会福祉課長	社会福祉課	4 児童の安全対策の実施に関する こと 7 被災した児童の保護・援護に 関すること	福祉部 ◎福祉課長 ○保健医療課長	福祉課	4 <u>保育</u> 児童の安全対策の実施に 関すること 7 被災した <u>保育</u> 児童の保護・援護 に関すること

	保健医療課	<ul style="list-style-type: none"> 2 被災者に対する<u>介護保険料の納付猶予、納期限の延長及び減免</u>に関する事 3 医療救護本部の<u>設置</u>に関する事 6 <u>防疫用資機材及び防疫用薬剤</u>に関する事 11 被災者の<u>精神保健指導</u>に関する事 		保健医療課	<ul style="list-style-type: none"> 2 被災者に対する<u>医療費の国民保健一部負担金の減免</u>に関する事 3 医療救護本部<u>及び救護所の設置運営</u>に関する事 6 <u>防疫対策</u>に関する事 11 被災者の<u>心のケア</u>に関する事 	
	介護高齢課	<ul style="list-style-type: none"> 1 <u>災害時要援護者</u>の援護に関する事 (追加) 2 所管公共施設の被害状況調査及び応急対策の実施に関する事 3 被災者の入浴支援に関する事 4 福祉避難所開設の指示及び管理の総括に関する事 5 部内の応援 		介護高齢課	<ul style="list-style-type: none"> 1 <u>要配慮者</u>の援護に関する事 2 <u>安否確認システム</u>に関する事 3 所管公共施設の被害状況調査及び応急対策の実施に関する事 4 被災者の入浴支援に関する事 5 福祉避難所開設の指示及び管理の総括に関する事 6 部内の応援 	
経済部	農林水産課 農業委員会	(略)		経済部	農林水産課 農業委員会	(略)
◎産業観光部長 ○農林水産課長	商工観光課	(略)		◎農林水産課長 ○商工観光課長	商工観光課	(略)
都市整備部	建設課	<ul style="list-style-type: none"> 1 部内の総合調整に関する事 2 道路・土木施設に係る被害調査及び復旧に関する事 3 障害物の除去に関する事 4 水防、砂防に関する事 5 建設業者との連絡調整に関する事 6 応急対策用資機材の調達に関する事 		都市整備部	(削除)	(削除)
◎都市整備部長 ○建設課長				◎都市整備課長 ○都市整備課 課長補佐		
	都市計画課			都市整備課	<ul style="list-style-type: none"> 1 部内の総合調整に関する事 2 道路・土木施設に係る被害調査及 	

		<ol style="list-style-type: none"> 1 公営住宅入居者の安全確保に関すること 2 所管公共施設の被害状況調査及び応急対策の実施に関すること 3 被害住宅復興資金に関すること 4 応急危険度判定に関すること 5 住宅被災者の公営住宅への特例入居に関すること 6 応急仮設住宅建設に関すること 7 住宅金融公庫融資の斡旋指導に関すること 8 部内の応援 			<u>び復旧に関すること</u> <u>3 障害物の除去に関すること</u> <u>4 水防、砂防に関すること</u> <u>5 建設業者との連絡調整に関すること</u> <u>6 応急対策用資機材の調達に関すること</u> <u>7 公営住宅入居者の安全確保に関すること</u> <u>8 所管公共施設の被害状況調査及び応急対策の実施に関すること</u> <u>9 被害住宅復興資金に関すること</u> <u>10 応急危険度判定に関すること</u> <u>11 住宅被災者の公営住宅への特例入居に関すること</u> <u>12 応急仮設住宅建設に関すること</u> <u>13 住宅金融公庫融資の斡旋指導に関すること</u>
上下水道部	下水道課	(略)	上下水道部	下水道課	(略)
◎ <u>上下水道部長</u> ○ <u>下水道課長</u>	水道局	(略)	◎ <u>下水道課長</u> ○ <u>水道局長</u>	水道局	(略)
教育部	学校教育課	(略)	教育部	学校教育課	(略)
◎ <u>教育部長</u> ○ <u>学校教育課長</u>	生涯学習課 スポーツ振興課 文化行政課	(略)	◎ <u>学校教育課長</u> ○ <u>生涯学習課長</u>	生涯学習課	(略)
消防部	消防本部 消防署	6 防災ヘリコプターの出動要請に関すること (追加)	消防部	消防本部 消防署	6 防災ヘリコプター及び新潟県ドクターヘリコプターの出動要請に関すること <u>13 消防団の動員及び連絡調整に関すること</u> <u>14 消防団員の被災状況調査に関すること</u>
◎消防長 ○消防本部次長			◎消防長 ○消防本部次長		

(2) 災害対策（警戒）支部		
担 当	所属課等	主 な 任 務
支所長		1 支所の任務総括に関する事
総務担当	地域振興課	5 <u>自治会長</u> への電話連絡・協力要請に関する事 6 消防団（方面隊）の動員及び連絡調整に関する事
情報収集担当	建設水道課 産 業 課	1 道路・土木施設等に係る被害状況の収集に関する事
避難担当	市民生活課 地域福祉課	2 災害時要援護者の避難対応に関する事
施設管理担当	教育課	(略)
自治会長 自主防災組織代表者 民生委員 避難支援者協力担当		1 避難情報の伝達、被害状況の収集・連絡に関する事【 <u>自治会長</u> 】 2 災害時要援護者の安否確認に関する事【 <u>民生委員・自主防災組織・自治会</u> 】 3 災害時要援護者支援の補助に関する事【 <u>避難支援者協力担当</u> 】

<u>こと</u>		
(2) 災害対策（警戒）支部		
担 当	所属課等	主 な 任 務
支所長		1 支所の任務総括に関する事
総務担当	地域振興課	5 <u>区長</u> への電話連絡・協力要請に関する事 <u>(削除)</u>
情報収集担当	<u>産業建設課</u>	1 道路・土木施設、 <u>上下水道施設、農林水産施設及び商工観光施設</u> 等に係る被害状況の収集に関する事
避難担当	市民生活課 地域福祉課	2 <u>要配慮者</u> の避難対応に関する事
施設管理担当	<u>教育事務所</u>	(略)
<u>(削除)</u>		
(3) <u>災害対策（警戒）時における地域住民等の役割</u>		
<u>団 体 名</u>	<u>主 な 任 務</u>	
<u>区長</u> <u>自主防災組織代表者</u> <u>民生委員</u> <u>避難支援者協力担当</u>	1 <u>避難情報の伝達、被害状況の収集・連絡に関する事【区長】</u> 2 <u>要配慮者の安否確認に関する事【民生委員・自主防災組織・自治会】</u> 3 <u>要配慮者支援の補助に関する事【避難支援者協力担当】</u>	

村上市地域防災計画風水害対策編 第4章第2節

修正前	修正後
<p>第2節 防災関係機関の相互協力体制</p> <p>3 他の地方公共団体等への応援要請</p> <p>(5) ヘリコプターの利用と連携体制</p> <p>被害の形態、状況、程度によっては、ヘリコプターや特殊な資機材を利用した救助、調査、物資の搬送等の活動が有効な場合も考えられる。</p> <p>ヘリコプターによる災害活動の手順は、次のとおりとする。</p> <p>ア 緊急運航の要請</p> <p>(7) 新潟県消防防災ヘリコプターの応援の要請を行う場合は、新潟県消防防災ヘリコプター応援協定に基づき、「緊急運航要領」により消防長は、新潟県危機対策課長に緊急運航の要請を行う。</p> <p>(4) 他県に対して消防防災ヘリコプターの応援の要請を行う場合は、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援について(昭和61年5月30日消防救第61号)」による。</p> <p>(5) 市長は、(7)、(4)のほか、救助、調査、物資の搬送等の活動に必要な場合は、エに掲げる機関等に出動を要請するものとする。</p> <p>(6) 要請は、電話で速報後、ファクシミリを用いて出動要請を行う。</p> <p>イ 緊急運航活動の内容は、原則として次のとおりとする。</p> <p>(7) 災害状況、道路、交通状況等の情報収集</p>	<p>第2節 防災関係機関の相互協力体制</p> <p>3 他の地方公共団体等への応援要請</p> <p>(5) ヘリコプターの利用と連携体制</p> <p>被害の形態、状況、程度によっては、ヘリコプターや特殊な資機材を利用した救助、<u>救急</u>、調査、物資の搬送等の活動が有効な場合も考えられる。</p> <p>ヘリコプターによる災害活動の手順は、次のとおりとする。</p> <p>ア 緊急運航の要請</p> <p>(7) 新潟県消防防災ヘリコプターの応援の要請を行う場合は、新潟県消防防災ヘリコプター応援協定に基づき、「緊急運航要領」により消防長は、新潟県<u>防災局</u>危機対策課長に緊急運航の要請を行う。</p> <p><u>(4) 新潟県ドクターヘリコプターの要請を行う場合は、新潟県ドクターヘリ運航要領により、消防長は新潟大学医歯学総合病院運行管理室(CS)に緊急運航の要請を行う。</u></p> <p>(5) 他県に対して消防防災ヘリコプターの応援の要請を行う場合は、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援について(昭和61年5月30日消防救第61号)」による。</p> <p>(6) 市長は、(7)、(4)、<u>(5)</u>のほか、救助、調査、物資の搬送等の活動に必要な場合は、エに掲げる機関等に出動を要請するものとする。</p> <p>(4) 要請は、電話で速報後、ファクシミリを用いて出動要請を行う。</p> <p>イ 緊急運航活動の内容は、原則として次のとおりとする。</p> <p>(7) 災害状況、道路、交通状況等の情報収集</p>

- (i) 災害現場における人命救助活動
- (ii) 負傷者及び救急・救助用資機材の搬送
- (iii) 消防隊員及び消防用資機材の搬送
- (iv) 避難誘導及び避難命令の伝達
- (v) 上空からの広報活動

ウ 受入体制は、次のとおりとする。

- (ア) 離着陸場所の確保及び安全対策を図る。
- (イ) 傷病者等の搬送先の離着陸場所の確保及び病院等への搬送の手配を図る。

エ 緊急ヘリコプターの要請先

要 請 先	運航管理責任者	電話番号	F A X 番号
新潟県 消防防災航空隊	県防災局危機対 策課長	025- 282-1638	025- 282-1640
(勤務時間外)	県庁警備員室	025- 285-5511	
新潟県警察航空隊 (村上警察署経由)	新潟県警察本部 航空隊	52-0110	

- (i) 災害現場における人命救助活動
- (ii) 負傷者及び救急・救助用資機材の搬送
- (iii) 消防隊員及び消防用資機材の搬送
- (iv) 避難誘導及び避難命令の伝達
- (v) 上空からの広報活動

ウ 受入体制は、次のとおりとする。

- (ア) 離着陸場所の確保及び安全対策を図る。
- (イ) 傷病者等の搬送先の離着陸場所の確保及び病院等への搬送の手配を図る。

エ 緊急ヘリコプターの要請先

要 請 先	運航管理責任者	電話番号	F A X 番号
新潟県 消防防災航空隊	県防災局危機対 策課長	025- 282-1638	025- 282-1640
(勤務時間外)	県庁警備員室	025- 285-5511	
新潟県警察航空隊 (村上警察署経由)	新潟県警察本部 航空隊	52-0110	
新潟大学医歯学総合 病院運行管理室	運行管理担当者 (CS)	025- 368-9100	

村上市地域防災計画風水害対策編 第4章第4節

修正前		修正後																																							
第4節 被災状況等収集伝達計画		第4節 被災状況等収集伝達計画																																							
4 災害発生後の各段階における各機関の情報収集・伝達		4 災害発生後の各段階における各機関の情報収集・伝達																																							
(1) 災害発生直後		(1) 災害発生直後																																							
キ 市は、 <u>災害時要援護者</u> に対する情報伝達として、自主防災組織、自治会、民生委員、消防団等の避難誘導體制の整備を進めるとともに、避難所における手話通訳、文字情報等を配慮する。		キ 市は、 <u>要配慮者</u> に対する情報伝達として、自主防災組織、自治会、民生委員、消防団等の避難誘導體制の整備を進めるとともに、避難所における手話通訳、文字情報等を配慮する。																																							
(2) 応急対策初動期		(2) 応急対策初動期																																							
ア 市は、県関係機関（村上地域振興局健康福祉部）に問い合わせて、医療機関の被害状況及び急患受入れの可否等の情報把握に努める。		ア 市は、県関係機関（村上地域振興局健康福祉部 <u>（村上保健所）</u> ）に問い合わせて、医療機関の被害状況及び急患受入れの可否等の情報把握に努める。																																							
【消防庁への連絡先】		【消防庁への連絡先】																																							
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>平日（9：00～17：00）</th> <th>左記以外</th> </tr> <tr> <th colspan="2">回線別</th> <th>※ 防災情報室</th> <th>※ 宿直室</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">N T T 回線</td> <td>電話</td> <td>03－ 5253－<u>7526</u></td> <td>03－ 5253－7777</td> </tr> <tr> <td>F A X</td> <td>03－ 5253－<u>7536</u></td> <td>03－ 5253－7553</td> </tr> <tr> <td>消防防 災無線</td> <td>電話</td> <td><u>7526</u></td> <td><u>7782</u></td> </tr> </tbody> </table>		区分		平日（9：00～17：00）	左記以外	回線別		※ 防災情報室	※ 宿直室	N T T 回線	電話	03－ 5253－ <u>7526</u>	03－ 5253－7777	F A X	03－ 5253－ <u>7536</u>	03－ 5253－7553	消防防 災無線	電話	<u>7526</u>	<u>7782</u>	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">時間帯</th> <th>平日（9：00～17：00）</th> <th>左記以外</th> </tr> <tr> <th colspan="2">報告先</th> <th>応急対策室</th> <th>宿直室（消防防災・ 危機管理センター内）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">N T T回 線</td> <td>電話</td> <td>03－ 5253－<u>7527</u></td> <td>03－ 5253－7777</td> </tr> <tr> <td>F A X</td> <td>03－ 5253－<u>7537</u></td> <td>03－ 5253－7553</td> </tr> <tr> <td>消防防 災無線</td> <td>電話</td> <td><u>5－90－ 49013</u></td> <td><u>5－90－ 49102</u></td> </tr> </tbody> </table>		時間帯		平日（9：00～17：00）	左記以外	報告先		応急対策室	宿直室（消防防災・ 危機管理センター内）	N T T回 線	電話	03－ 5253－ <u>7527</u>	03－ 5253－7777	F A X	03－ 5253－ <u>7537</u>	03－ 5253－7553	消防防 災無線	電話	<u>5－90－ 49013</u>	<u>5－90－ 49102</u>
区分		平日（9：00～17：00）	左記以外																																						
回線別		※ 防災情報室	※ 宿直室																																						
N T T 回線	電話	03－ 5253－ <u>7526</u>	03－ 5253－7777																																						
	F A X	03－ 5253－ <u>7536</u>	03－ 5253－7553																																						
消防防 災無線	電話	<u>7526</u>	<u>7782</u>																																						
時間帯		平日（9：00～17：00）	左記以外																																						
報告先		応急対策室	宿直室（消防防災・ 危機管理センター内）																																						
N T T回 線	電話	03－ 5253－ <u>7527</u>	03－ 5253－7777																																						
	F A X	03－ 5253－ <u>7537</u>	03－ 5253－7553																																						
消防防 災無線	電話	<u>5－90－ 49013</u>	<u>5－90－ 49102</u>																																						

	F A X	<u>7 5 3 6</u>	<u>7 7 8 9</u>
地域衛星通信ネットワーク	電 話	<u>TN-048-</u> <u>500-7526</u>	<u>TN-048-</u> <u>500-7782</u>
	F A X	<u>TN-048-</u> <u>500-7536</u>	<u>TN-048-</u> <u>500-7789</u>

(注) TNは、各地方公共団体固有の衛星回線選択番号

	F A X	<u>5-90-</u> <u>49033</u>	<u>5-90-</u> <u>49036</u>
地域衛星通信ネットワーク	電 話	<u>8-048-500-</u> <u>90-49013</u>	<u>8-048-500-</u> <u>90-49102</u>
	F A X	<u>8-048-500-</u> <u>90-49033</u>	<u>8-048-500-</u> <u>90-49036</u>

【消防庁災害対策本部設置時の報告先】

<u>報 告 先</u>	<u>消防庁災害対策本部 情報集約班</u> <u>(消防防災・危機管理センター内)</u>		
<u>N T T 回 線</u>	<u>電 話</u>	<u>03-5253-7510</u>	
	<u>F A X</u>	<u>03-5253-7553</u>	
<u>消防防災無線</u>	<u>電 話</u>	<u>5-90-49175</u>	
	<u>F A X</u>	<u>5-90-49036</u>	
<u>地域衛星通信ネットワーク</u>	<u>電 話</u>	<u>8-048-500-90-49175</u>	
	<u>F A X</u>	<u>8-048-500-90-49036</u>	

別表1

消防庁への火災・災害等即報基準

火災・災害等区分				即 報 基 準
(略)	(略)			(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)
			(略)	(略)

別表1

消防庁への火災・災害等即報基準

火災・災害等区分				即 報 基 準
(略)	(略)			(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)
			(略)	(略)

			水害	<ul style="list-style-type: none"> ○がけ崩れ、地すべり、土石流等により、人的被害又は住家被害を生じたもの ○河川の溢水、破堤又は高潮等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
		(略)	(略)	(略)
(略)				(略)
(略)	(略)		(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	建物火災	<ul style="list-style-type: none"> ○特定防火対象物で死者が発生した火災 ○高層建築物の11階以上の階、地下街又は準地下街において発生した火災で利用者等が避難したもの ○「<u>適マーク</u>」の交付をした防火対象物の火災（複合用途防火対象物で「<u>適マーク</u>」対象外部分からの出火を含む。） ○大使館・領事館・国指定重要文化財又は特定違反對象物の火災 ○建物焼損延べ面積 3,000 m²以上と推定される火災 ○損害額が1億円以上を推定される火災
(以下、略)				

別表2

消防庁への直接即報基準（市町村）

区 分		即 報 基 準
火災	交通機関の火災	(略)

			風水害	<ul style="list-style-type: none"> ○がけ崩れ、地すべり、土石流等により、人的被害又は住家被害を生じたもの ○河川の溢水、破堤又は高潮等により、人的被害又は住家被害を生じたもの ○<u>強風、竜巻などの突風等により、人的被害又は住家被害を生じたもの</u>
		(略)	(略)	(略)
(略)				(略)
(略)	(略)		(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	建物火災	<ul style="list-style-type: none"> ○特定防火対象物で死者が発生した火災 ○高層建築物の11階以上の階、地下街又は準地下街において発生した火災で利用者等が避難したもの ○<u>(削除)</u> ○大使館・領事館・国指定重要文化財又は特定違反對象物の火災 ○建物焼損延べ面積 3,000 m²以上と推定される火災 ○損害額が1億円以上を推定される火災
(以下、略)				

別表2

消防庁への直接即報基準（市町村）

区 分		即 報 基 準
火災	<u>ホテル・病院・映画館・百貨店</u> <u>において発生した火災</u>	

等 即 報	危険物等に係る事故	(略)	等 即 報	交通機関の火災	(略)
	救急・救助事故即報	(略)		危険物等に係る事故	(略)
	災害即報	(略)		救急・救助事故即報	(略)
				災害即報	(略)

村上市地域防災計画風水害対策編 第4章第5節

修正前	修正後
<p>第5節 広報計画</p> <p>7 災害発生時の各段階における広報の基準</p> <p>(1) 災害発生直前</p> <p>イ 国（新潟地方気象台、北陸地方整備局）及び地方公共団体（県、市町村）は、災害を及ぼす可能性のある洪水等の状況を把握し、予測した場合は関係機関・報道機関等を通じて住民等に速やかに伝達する。その際、対象に漏れなく、<u>災害時要援護者</u>にも配慮するとともに、住民等にとって分かりやすい伝達に努める。</p>	<p>第5節 広報計画</p> <p>7 災害発生時の各段階における広報の基準</p> <p>(1) 災害発生直前</p> <p>イ 国（新潟地方気象台、北陸地方整備局）及び地方公共団体（県、市町村）は、災害を及ぼす可能性のある洪水等の状況を把握し、予測した場合は関係機関・報道機関等を通じて住民等に速やかに伝達する。その際、対象に漏れなく、<u>要配慮者</u>にも配慮するとともに、住民等にとって分かりやすい伝達に努める。</p>

村上市地域防災計画風水害対策編 第4章第6節

修 正 前	修 正 後
<p>第6節 避難及び避難所計画</p> <p>担当：情報総括部、市民部、福祉部、<u>建設部</u>、消防部</p> <p>4 避難実施の決断と発令</p> <p>(1) 避難準備情報、避難勧告又は避難指示発令の決定</p> <p>ア 避難準備情報、避難勧告又は避難指示発令の実施責任者</p> <p>避難準備情報、避難勧告及び避難指示（以下この節において「避難情報」という。）の発令は、原則として市長が行う。市長は、区域内において災害が発生し、又は発生するおそれがあり、住民等を避難させる必要があると判断したときは、住民等に危険が切迫し、直ちに避難勧告又は避難指示を発令しなければならない場合を除き、<u>災害時要援護者</u>の早期避難を図り、その安全を確保するため、最初に避難準備情報を発令する。その後、状況に応じて、避難勧告を発令し、さらに危険が切迫している場合は、避難指示を発令する。これらが発令した場合は、速やかに県知事に報告する。</p> <p>5 住民等への伝達と避難の実施</p> <p>(1) 避難情報の広報</p> <p>住民等に対して、同報系防災行政無線、サイレン、警鐘、標識、広報車、テレビ、ラジオ、インターネット、メール等あらゆる広報手段によって迅速な周知、徹底を図る。</p> <p>また、<u>災害時要援護者</u>への避難情報の伝達に当たっては、同報系防災</p>	<p>第6節 避難及び避難所計画</p> <p>担当：情報総括部、市民部、福祉部、<u>都市整備部</u>、消防部</p> <p>4 避難実施の決断と発令</p> <p>(1) 避難準備情報、避難勧告又は避難指示発令の決定</p> <p>ア 避難準備情報、避難勧告又は避難指示発令の実施責任者</p> <p>避難準備情報、避難勧告及び避難指示（以下この節において「避難情報」という。）の発令は、原則として市長が行う。市長は、区域内において災害が発生し、又は発生するおそれがあり、住民等を避難させる必要があると判断したときは、住民等に危険が切迫し、直ちに避難勧告又は避難指示を発令しなければならない場合を除き、<u>要配慮者</u>の早期避難を図り、その安全を確保するため、最初に避難準備情報を発令する。その後、状況に応じて、避難勧告を発令し、さらに危険が切迫している場合は、避難指示を発令する。これらが発令した場合は、速やかに県知事に報告する。</p> <p>5 住民等への伝達と避難の実施</p> <p>(1) 避難情報の広報</p> <p>住民等に対して、同報系防災行政無線、サイレン、警鐘、標識、広報車、テレビ、ラジオ、インターネット、メール等あらゆる広報手段によって迅速な周知、徹底を図る。</p> <p>また、<u>要配慮者</u>への避難情報の伝達に当たっては、同報系防災行政無</p>

行政無線による放送のほか、地域の民生委員、自治会、自主防災組織等とは、災害時要援護者名簿など情報の共有化を図り、安否確認が行われるようにするなどし、確実に伝達する体制を整えておく。

(2) 避難誘導

ウ 避難順位

避難誘導に当たっては、災害時要援護者を優先する。

(3) 不特定多数の者が出入りする施設の避難、誘導

エ 災害時要援護者の優先

6 住民等の自主的な避難

(1) 自主的避難の開始

住民等は、危険の切迫又は現実の被災により自主的に避難する場合は、近隣住民にも状況を伝達するとともに、市へ避難先、避難人数等を連絡する。また、できるだけ隣近所でまとまって行動し、災害時要援護者の安全の確保と避難時の介助等を心掛ける。

7 避難所の開設、管理・運営

(2) 避難所管理・運営に当たっての留意事項

イ 避難所における留意点

避難所の管理・運営に当たっては、次の点に留意するとともに、災害時要援護者への配慮、プライバシーへの配慮についても考慮する。

(ウ) 生活物資（水・食料・物資）の受入れ、管理及び配給

a 避難者による自主組織の協力を得て配給に不満のないように配慮する。

b 水、食料の配給については、災害時要援護者を優先して配給す

線による放送のほか、地域の民生委員、自治会、自主防災組織等とは、避難行動要支援者名簿など情報の共有化を図り、安否確認が行われるようにするなどし、確実に伝達する体制を整えておく。

(2) 避難誘導

ウ 避難順位

避難誘導に当たっては、要配慮者を優先する。

(3) 不特定多数の者が出入りする施設の避難、誘導

エ 要配慮者の優先

6 住民等の自主的な避難

(1) 自主的避難の開始

住民等は、危険の切迫又は現実の被災により自主的に避難する場合は、近隣住民にも状況を伝達するとともに、市へ避難先、避難人数等を連絡する。また、できるだけ隣近所でまとまって行動し、要配慮者の安全の確保と避難時の介助等を心掛ける。

7 避難所の開設、管理・運営

(2) 避難所管理・運営に当たっての留意事項

イ 避難所における留意点

避難所の管理・運営に当たっては、次の点に留意するとともに、要配慮者への配慮、プライバシーへの配慮についても考慮する。

(ウ) 生活物資（水・食料・物資）の受入れ、管理及び配給

a 避難者による自主組織の協力を得て配給に不満のないように配慮する。

b 水、食料の配給については、要配慮者を優先して配給する。

る。

(エ) 災害時要援護者者対策

市は、避難者による自主組織等の協力を得て、災害時要援護者の把握調査を行い、特に高齢者、障がい者、傷病者等で介護を必要とする者に対し、関係機関との連携を密にし、適切な対応をとるものとし、避難生活において心身に負担のかからないよう、避難所でのケアスペースの確保に配慮する。

また、車椅子を必要とする者には、できるだけ車椅子で生活可能な避難所へ誘導する。

市は、施設への緊急入所を要しない程度の要介護高齢者、障害者等のために福祉避難所を開設し、一般の避難所からの誘導を図る。

そのためにも、事前に、施設等との協定による対策を講じるよう努める。

(キ) 両性の視点に立った避難所運営

- a 避難所への職員配置は、男女両性のバランスに配慮する。
- b 避難住民による避難所管理組織に男女が等しく参画できるよう配慮を求める。

(3) 避難所における相談業務

市は、避難者による自主組織等の協力を得て、避難所での避難者の苦情や要望を聞き取るとともに、市災害対策本部に生活相談窓口を設置し、

(エ) 要配慮者対策

市は、避難者による自主組織等の協力を得て、要配慮者の把握調査を行い、特に高齢者、障がい者、傷病者等で介護を必要とする者に対し、関係機関との連携を密にし、適切な対応をとるものとし、避難生活において心身に負担のかからないよう、避難所でのケアスペースの確保に配慮する。

また、車椅子を必要とする者には、できるだけ車椅子で生活可能な避難所へ誘導する。

市は、施設への緊急入所を要しない程度の要介護高齢者、障がい者等のために福祉避難所を開設し、一般の避難所からの誘導を図る。

そのためにも、事前に、施設等との協定による対策を講じるよう努める。

(キ) 両性の視点に立った避難所運営

必要に応じて、プライバシーの保護や避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努める。

- a 避難所への職員配置は、男女両性のバランスに配慮する。
- b 避難住民による避難所管理組織に男女が等しく参画できるよう配慮を求める。

(3) 避難所における相談業務

市は、避難者による自主組織等の協力を得て、避難所での避難者の苦情や要望を聞き取るとともに、市災害対策本部に生活相談窓口を設置し、

対応する。

9 避難の長期化への対処

(1) 市の執るべき措置

市は、住民等の避難が長期化した場合は、避難所運営に当たって次の点に留意するものとし、特に、災害時要援護者の処遇について、十分に配慮する。

また、避難者の自治組織の結成を促し、避難所が自主的に運営されるよう配慮する。

ウ 被災者のプライバシー保護、メンタル相談等の対策

必要に応じて衝立等を利用し、避難所でのプライバシーの確保等に配慮する。

また、村上地域振興局健康福祉部等の協力を得て、メンタルな相談などの対応についても配慮する。

(2) 避難所における住民等の心得

避難所に避難した住民等は、避難所の混乱回避、秩序維持及び生活環境悪化防止に努め、次のような点に心がける。

また、市は、平時から避難所における生活上の心得について、住民等に周知を図る。

ウ 災害時要援護者への配慮

(3) 住民の避難生活の早期解消のための措置

対応する。

また、男女のニーズの違いに配慮した相談体制を整備する。

9 避難の長期化への対処

(1) 市の執るべき措置

市は、住民等の避難が長期化した場合は、避難所運営に当たって次の点に留意するものとし、特に、要配慮者の処遇について、十分に配慮する。

また、避難者の自治組織の結成を促し、避難所が自主的に運営されるよう配慮する。

ウ 被災者のプライバシー保護、メンタル相談等の対策

必要に応じて衝立等を利用し、避難所でのプライバシーの確保等に配慮する。

また、村上地域振興局健康福祉部 (村上保健所) 等の協力を得て、メンタルな相談などの対応についても配慮する。

(2) 避難所における住民等の心得

避難所に避難した住民等は、避難所の混乱回避、秩序維持及び生活環境悪化防止に努め、次のような点に心がける。

また、市は、平時から避難所における生活上の心得について、住民等に周知を図る。

ウ 要配慮者への配慮

(3) 旅館・ホテル等の活用

市は、災害の規模、被災者の避難及び収容状況、避難の長期化を考慮し、状況に応じて旅館、ホテル等への移動を避難者に促す。

(4) 住民の避難生活の早期解消のための措置

(4) 避難所運営に伴う各機関への協力要請

ア 協力要請の手続

避難所の運営に際し、市は、必要に応じて、広域相互応援協定を締結している市町村の長、村上市岩船郡医師会、村上市建設業協会、さらに、県を通じて、日本赤十字社新潟県支部、新潟県医師会、村上地域振興局健康福祉部、県精神保健福祉センター、栄養士会等の防災関係機関に対し、次の事項を示し、人的・物的支援の要請を行う。

(5) 避難所運営に伴う各機関への協力要請

ア 協力要請の手続

避難所の運営に際し、市は、必要に応じて、広域相互応援協定を締結している市町村の長、村上市岩船郡医師会、村上市建設業協会、さらに、県を通じて、日本赤十字社新潟県支部、新潟県医師会、村上地域振興局健康福祉部 (村上保健所)、県精神保健福祉センター、栄養士会等の防災関係機関に対し、次の事項を示し、人的・物的支援の要請を行う。

10 広域避難対策

- (1) 被災地区の市の避難所に被災者が入所できないときは、市は、被災者を被害のない地区若しくは被害の少ない市町村又は隣接県への移送について県に要請する。
- (2) 市が被災者を他地区へ移送した場合、市職員の中から避難所管理者を定め、移送先の市町村に派遣するとともに、移送に当たり引率者を添乗させる。
- (3) 県から被災者の受け入れを指示された場合は、直ちに避難所を開設し、受け入れ態勢を整備する。
- (4) 移送された被災者の避難所の運営は、移送元の市町村が行い、被災者を受け入れた本市は協力する。

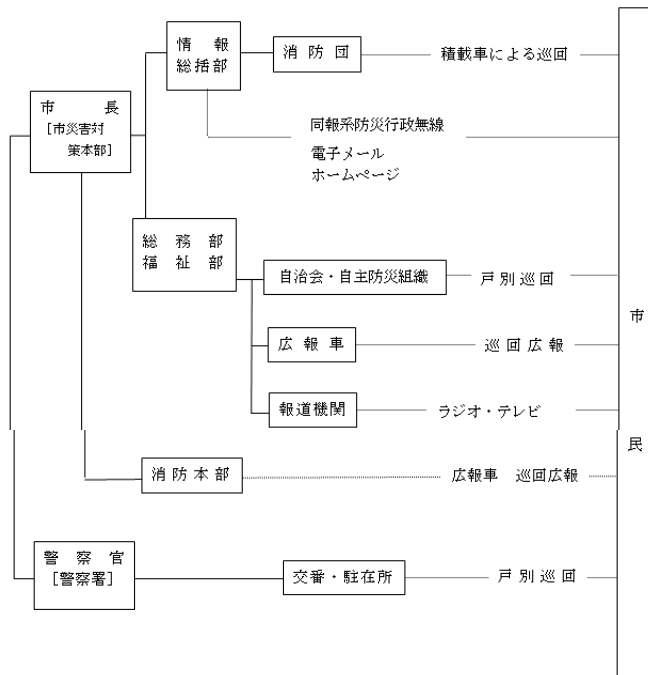
11 帰宅困難者対策

市は、施設管理者や事業者等と連携し、大規模災害時により交通が途絶したときは、「むやみに移動しない」という基本原則の広報等により、一斉帰宅の抑制を図るとともに、通勤、通学者や観光客等の徒歩での帰宅や移

10 積雪期の避難対策

11 警戒区域への立入制限・禁止及び区域外への退去命令

〔避難勧告、避難指示の伝達系統図〕



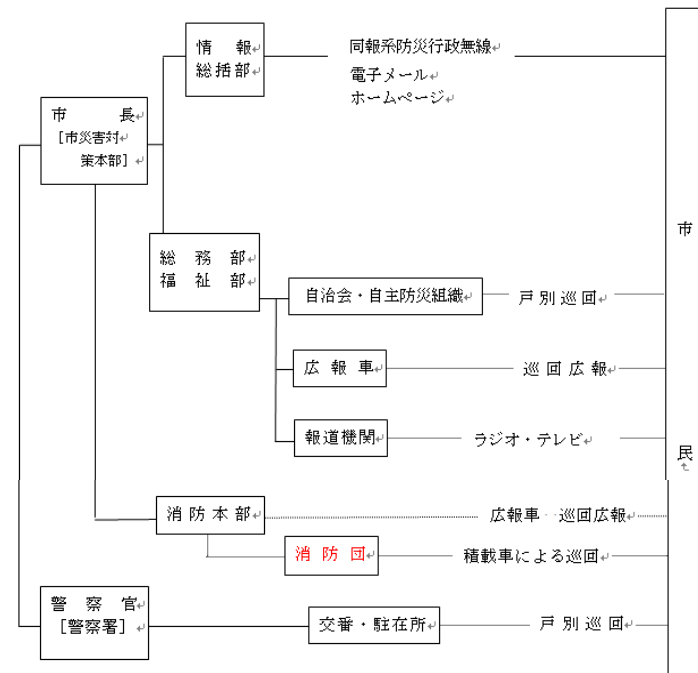
動を支援するための協力を、県を通じ、県の協定締結者に要請するなど、必要な帰宅困難者対策に努める。

また、関係機関の協力を得ながら道の駅等に一時避難所を設け、安全が確保されるまで車等による移動を極力抑えるものとする。

12 積雪期の避難対策

13 警戒区域への立入制限・禁止及び区域外への退去命令

〔避難勧告、避難指示の伝達系統図〕



<p>14 避難所外避難者の支援計画</p> <p>(4) <u>災害時要援護者</u>に対する配慮</p> <p>避難所外に避難した<u>災害時要援護者</u>は、できるだけ早く避難所、福祉施設又は医療機関へ移送する。</p> <p>[避難所計画の連絡体制図]</p> <p>留意事項</p> <ul style="list-style-type: none">・ <u>災害時要援護者</u>対策	<p>14 避難所外避難者の支援計画</p> <p>(4) <u>要配慮者</u>に対する配慮</p> <p>避難所外に避難した<u>要配慮者</u>は、できるだけ早く避難所、福祉施設又は医療機関へ移送する。</p> <p><u>民生委員、児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者等は、避難所外の避難行動要支援者の居場所や安否情報の確認に努め、把握した情報は市へ提供する。</u></p> <p>[避難所計画の連絡体制図]</p> <p>留意事項</p> <ul style="list-style-type: none">・ <u>要配慮者</u>対策
--	---

村上市地域防災計画風水害対策編 第4章第7節

修正前		修正後	
第7節 自衛隊の災害派遣計画		第7節 自衛隊の災害派遣計画	
9 県及び自衛隊の派遣要請連絡窓口等		9 県及び自衛隊の派遣要請連絡窓口等	
(1) 県の連絡窓口		(1) 県の連絡窓口	
災害派遣担当窓口	住所等	災害派遣担当窓口	住所等
県防災局 危機対策課 危機対策第二	住所 〒950-8570 新潟市中央区新光町4番地1 電話 025-285-5511 (勤務時間内代表) 内線 <u>2251、2252、2261</u> 025-282-1638 (直通) 防災無線 8-40120- <u>2251</u> <u>2252、2261</u> NTT FAX 025-282-1640	県防災局 危機対策課 危機対策第 <u>1</u>	住所 〒950-8570 新潟市中央区新光町4番地1 電話 025-285-5511 (勤務時間内代表) 内線 <u>6434、6435、6436</u> 025-282-1638 (直通) 防災無線 8-40120- <u>6434</u> <u>6435、6436</u> NTT FAX 025-282-1640 <u>衛星FAX 8-401-881</u>

修正前	修正後
<p>第8節 輸送計画</p> <p>2 緊急輸送応急対策フロー図</p> <p>★災害発生</p> <p>情報の収集 → 緊急空輸 → 緊急交通路の確保 → 輸送手段の確保 → 陸・空の総合的輸送</p> <p>×災害発生の予測 ×事前避難の実施 → 避難者の輸送</p> <p>交通関係情報、輸送需要情報等</p> <p>県、自衛隊等へのヘリコプターの出動要請、ヘリポートの確保</p> <p>交通規制、道路確保 鉄道施設の応急仮復旧</p> <p>車両等の借り上げ、自衛隊等への要請</p> <p>情報提供</p>	<p>第8節 輸送計画</p> <p>2 緊急輸送応急対策フロー図</p> <p>★災害発生</p> <p>情報の収集 → 緊急空輸 → 緊急交通路の確保 → 輸送手段の確保 → 陸・空の総合的輸送</p> <p>×災害発生の予測 ×事前避難の実施 → 避難者の輸送</p> <p>交通関係情報、輸送需要情報等</p> <p>県、自衛隊等へのヘリコプターの出動要請、ヘリポートの活用</p> <p>交通規制、道路確保 鉄道施設の応急仮復旧</p> <p>車両等の借り上げ、自衛隊等への要請</p> <p>情報提供</p>
<p>4 緊急交通路の確保</p> <p>(2) 緊急交通路の確保</p> <p>イ 高速道路、国道、県道、市道の道路管理者は、あらかじめ協議の上、災害発生時の緊急路線の確保、作業分担等を決めておく。</p>	<p>4 緊急交通路の確保</p> <p>(2) 緊急交通路の確保</p> <p>イ 高速道路、国道、県道、市道及び林道等の道路管理者は、あらかじめ協議の上、災害発生時の緊急路線の確保、作業分担等を決めておく。</p>

5 輸送の緊急度の優先順位

(2) 災害発生後の各段階において優先されるもの

イ 第2段階（応急対策活動期）

(ア) 上記アの続行

(イ) 食料、水等生命の維持に必要な物資

(ウ) 傷病者及び被災地外へ退去する被災者

(エ) 輸送施設の応急復旧等に必要な人員、物資

8 初動期における緊急空輸の実施とヘリコプターの要請及びヘリポートの確保

大規模な災害が発生した場合は、市内の多くの道路は輸送路として機能しないことが予想されるため、市長は、県危機対策課、民間業者その他の機関に対しヘリコプターの緊急出動要請を行うものとし、緊急道路が開通するまでの間、緊急輸送需要を空輸でまかなう。

(1) 市の役割

ヘリコプターによる緊急輸送に当たっては、次の団体、機関にヘリコプターの出動を要請するとともに、臨時ヘリポートを早期に確保する。

ア 緊急ヘリコプターの要請先

要 請 先	運航管理責任者	電話番号	F A X 番号
新潟県消防防災 航空隊	県防災局 危機対策課長	025- 282-1638	025- 282-1640
(勤務時間外)	県庁警備員室	025- 285-5511	

5 輸送の緊急度の優先順位

(2) 災害発生後の各段階において優先されるもの

イ 第2段階（応急対策活動期）

(ア) 上記アの続行

(イ) 食料、水、燃料等生命・生活の維持に必要な物資

(ウ) 傷病者及び被災地外へ退去する被災者

(エ) 輸送施設の応急復旧等に必要な人員、物資

8 初動期における緊急空輸の実施とヘリコプターの要請及びヘリポートの活用

大規模な災害が発生した場合は、市内の多くの道路は輸送路として機能しないことが予想されるため、市長は、県危機対策課、民間業者その他の機関に対しヘリコプターの緊急出動要請を行うものとし、緊急道路が開通するまでの間、緊急輸送需要を空輸でまかなう。

(1) 市の役割

ヘリコプターによる緊急輸送に当たっては、次の団体、機関にヘリコプターの出動を要請するとともに、臨時ヘリポートを活用する。

ア 緊急ヘリコプターの要請先

要 請 先	運航管理責任者	電話番号	F A X 番号
新潟県消防防災 航空隊	県防災局 危機対策課長	025- 282-1638	025- 282-1640
(勤務時間外)	県庁警備員室	025- 285-5511	

新潟県警察 航空隊	新潟県警察本部航 空隊 (村上警察署)	52-0110		新潟県警察 航空隊	新潟県警察本部航 空隊 (村上警察署)	52-0110	
				<u>新潟大学医歯学 総合病院運行管 理室</u>	<u>運行管理担当者 (CS)</u>	<u>025- 368-9100</u>	

修正前	修正後
<p>第9節 警備、保安及び交通規制計画</p> <p>4 警察における警備活動</p> <p>(1) 警備活動の重点</p> <p>オ 警戒区域の設定及び被災地域住民の避難誘導</p> <p>(イ) 被災地域住民の避難誘導</p> <p> b 避難誘導に際しては、市と協議の上、病人、高齢者、子供などの災害時要援護者を優先的に避難させること。また、避難に際して混乱による事故の防止に努めるとともに、避難場所での秩序の維持と犯罪の予防に努める。</p> <p>5 警察署における交通対策</p> <p>警察署は、大地震が発生した場合は、速やかに道路の被害状況及び交通状況の把握に努め、危険箇所の表示、迂回指示、交通情報の収集及び提供、車両の使用の抑制、その他運転者の執るべき措置についての広報等危険防止及び混雑緩和のための措置を行う。</p> <p>(1) 交通規制の実施</p>	<p>第9節 警備、保安及び交通規制計画</p> <p>4 警察における警備活動</p> <p>(1) 警備活動の重点</p> <p>オ 警戒区域の設定及び被災地域住民の避難誘導</p> <p>(イ) 被災地域住民の避難誘導</p> <p> b 避難誘導に際しては、市と協議の上、病人、高齢者、子供などの要配慮者を優先的に避難させること。また、避難に際して混乱による事故の防止に努めるとともに、避難場所での秩序の維持と犯罪の予防に努める。</p> <p>5 警察署における交通対策</p> <p>警察署は、大地震が発生した場合は、速やかに道路の被害状況及び交通状況の把握に努め、危険箇所の表示、迂回指示、交通情報の収集及び提供、車両の使用の抑制、その他運転者の執るべき措置についての広報等危険防止及び混雑緩和のための措置を行う。</p> <p><u>(1) 情報の収集</u></p> <p><u> 下記の道路を確保するため、被災地を中心とした幹線道路の被災情報を収集する。</u></p> <p><u> ア 緊急交通路</u></p> <p><u> イ 避難路</u></p> <p><u> ウ 交通規制実施時の迂回路</u></p> <p>(2) 交通規制の実施</p>

エ 交通規制の結果生ずる滞留車両運転者及び同乗者の措置

交通規制のため車両が滞留し、その場で長時間停止することとなった場合は、適切な迂回路を指示するとともに関係機関と協力し、必要な対策を講じる。

オ 主要交差点対策

停電等により作動しない主要な交差点の信号機は、発動発電機により電源を確保する。

(2) 緊急通行車両の確認等

緊急通行車両の確認等の手続は、次により行う。

ア 確認の実施責任者

緊急通行車両（緊急自動車以外）の確認は、車両の使用者の申出により、県知事（危機対策課）又は県公安委員会（県警察本部交通規制課）が行う。

イに掲げる緊急通行車両のうち、県が所有するもの及び県が調達したものについては県知事が確認し、市等公共団体及びその他の者が所有するものについては県公安委員会が確認する。

イ 緊急通行車両の範囲

緊急通行車両の範囲は、道路交通法第 39 条第 1 項に規定する緊急自動車及び災害対策基本法第 50 条第 1 項に規定する、災害対策の的確かつ円滑な実施のためにその通行を確保することが特に必要として政令で定められた車両であり、主に次の業務に従事する車両とする。

(7) 警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に関するもの

(3) 交通規制実施上の措置

ア 交通規制の結果生ずる滞留車両への措置

交通規制のため車両が滞留し、その場で長時間停止することとなった場合は、適切な迂回路を指示するとともに関係機関と協力し、必要な対策を講じる。

イ 主要交差点対策

停電等により主要交差点の信号機が作動しない場合は、速やかに電源確保等の必要な措置を講ずると共に、復旧までの間、警察官等による交通整理を実施する。

(4) 緊急通行車両及び規制除外車両の確認等

県知事及び県公安委員会が行う緊急通行車両及び規制除外車両の確認手続等は、次のとおりである。

ア 緊急通行車両の確認範囲

緊急通行車両の確認範囲は、道路交通法第 39 条第 1 項に規定する緊急自動車及び災害対策基本法第 50 条第 1 項に規定する、災害対策の的確かつ円滑な実施のためにその通行を確保することが特に必要として政令で定められた車両であり、主に次の業務に従事する車両とする。

(7) 警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に関するもの

<ul style="list-style-type: none"> (イ) 消防、水防、道路維持、電気、ガス、水道その他の応急措置に関するもの (ウ) 被災者の救護、救助、その他の保護に関するもの (エ) 災害を受けた児童・生徒の応急の教育に関するもの (オ) 被災地の施設、設備の応急の復旧に関するもの (カ) 清掃、防疫その他の保健衛生に関するもの (キ) 犯罪の予防、交通規制その他災害地における社会秩序の維持に関するもの (ク) 緊急輸送の確保に関するもの (ケ) <u>上記のほか</u>、災害の発生の防止又は拡大の防止のための措置に関するもの 	<ul style="list-style-type: none"> (イ) 消防、水防、道路維持、電気、ガス、水道その他の応急措置に関するもの (ウ) 被災者の救護、救助、その他の保護に関するもの (エ) 災害を受けた児童・生徒の応急の教育に関するもの (オ) 被災地の施設、設備の応急の復旧に関するもの (カ) 清掃、防疫その他の保健衛生に関するもの (キ) 犯罪の予防、交通規制その他災害地における社会秩序の維持に関するもの (ク) 緊急輸送の確保に関するもの (ケ) <u>その他</u>災害の発生の防止又は拡大の防止のための措置に関するもの <p><u>イ 規制除外車両の確認範囲</u></p> <p><u>民間事業者等による社会経済活動のうち、大規模災害発生時に優先すべきものに使用される車両であり、主に次の業務に従事する車両を、順次、規制除外車両の範囲の拡大に応じて、確認の対象とする。</u></p> <p><u>なお、災害対策に従事する自衛隊、米軍及び外交官関係の車両は規制除外車両であるが、確認標章の交付はしないことから確認の対象には含まない。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <u>(ア) 医師・歯科医師、医療機関等が使用する車両</u> <u>(イ) 医薬品・医療機器・医療用資材等を輸送する車両</u> <u>(ウ) 患者等搬送用車両（特別な構造又は装置があるものに限る。）</u> <u>(エ) 建設用重機、道路啓開作業車両又は重機輸送用車両</u> <u>(オ) 燃料を輸送する車両（タンクローリー）</u> <u>(カ) 路線バス・高速バス</u> <u>(キ) 霊柩車</u>
--	--

ウ 緊急通行車両の確認申請受付

緊急通行車両の確認申請は、所定の様式により行い、その都度車両の確認を行う。

受付は、県知事が確認する車両にあつては危機対策課、県公安委員会が確認する車両にあつては県警察本部交通規制課、警察署等において行うものとする。

エ 緊急通行車両の事前確認届出

県公安委員会は、イに掲げる緊急通行車両のうち、市等の公共団体が保有し、又は公的団体との契約等により、常時公的団体が使用する車両又は災害時に他の関係機関、団体等から調達する車両については、あらかじめ災害応急対策用として届出があった場合、事前に確認できる。

(ク) 一定の物資（被災地への必要物資等）を輸送する大型貨物自動車
ウ 確認事務の実施区分等

(ア) 交通規制時において、アに掲げる緊急通行車両の確認は、車両の使用者の申出により県知事及び県公安委員会が次の区分により実施する。

確認者	確認車両	申請受付及び確認
県知事	○県有車両 ○県管理施設の災害応急対策を実施する車両 ○災害応急対策を実施するため県が調達、借上等をする車両 ○県との災害協定を締結している団体が使用する車両	○防災局危機対策課 ○各地域振興局
県公安委員会	○国、市町村、公共的団体及びその他の者が所有する車両	○警察本部交通規制課 ○村上警察署 ○交通検問所

(イ) 交通規制時において、イに掲げる規制除外車両の確認は、車両の使用者の申出により、原則として県公安委員会が実施する。

エ 緊急通行車両の事前確認届出

(ア) 県知事は、アに掲げる緊急通行車両のうち、県の保有車両、県管理施設の災害応急対策を実施する車両、災害応急対策を実施するため県が調達、借上げ等をする車両及び県との災害協定を締結している団体が使用する車両で、あらかじめ災害応急対策用として届出があった場合、事前に緊急通行車両としての確認を行い、事前届出済証を交付する。

(イ) 県公安委員会は、アに掲げる緊急通行車両のうち、市町村等公的団体が保有し、若しくは市町村等公的団体との契約等により常時市町村等公的団体が使用する車両又は災害時に他の関係機関・団体等か

オ 緊急通行車両の標章等の交付

(ア) 緊急通行車両の確認後は、速やかに所定の標章及び証明書を交付する。

(イ) 緊急通行車両の確認及び標章等の交付は、受理簿により処理する。

(ロ) 標章及び証明書は、車両1台についてそれぞれ1通とし、通行日時はその車両が緊急通行車両として使用される期間とする。

(ハ) 標章等の交付を受けた緊急通行車両の使用者は、当該車両の前面左側の見やすい箇所に標章を提示するとともに、証明書を携帯する。

ら調達する車両、並びにイに掲げる規制除外車両のうち、(ア)～(エ)に該当する車両については、あらかじめ災害応急対策用として届出があつた場合、事前に緊急通行車両としての確認を行い、事前届済証を交付する。

なお、イに掲げる規制除外車両のうち、(オ)～(カ)に該当する車両については、事前確認届出の対象としない。

(ク) 事前届出済証交付車両について、交通規制実施時に緊急通行車両又は規制除外車両としての確認申請があつた場合は、他に優先して確認を行う。

オ 緊急通行車両及び規制除外車両の確認標章等の交付

緊急通行車両としての確認後は、速やかに災害対策基本法施行規則第6条に基づく標章及び証明書を交付する。

(5) 運転者のとるべき措置

県警察は、災害発生時に運転者がとるべき措置について、以下の事項を周知徹底するものとする。

ア 車両を運転中である場合には、次の要領により行動すること。

(ア) できるかぎり安全な方法により車両を左側に停車させること。

(イ) 停止後はカーラジオ等により災害に関する情報を聴取し、その情報及び周囲の状況に応じて行動すること。

(ロ) 引き続き車両を運転するときは、道路の損壊、信号機の作動停止、

	<p><u>道路上の障害物等に十分注意すること。</u></p> <p><u>(エ) 車両を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動しておくこと。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、車両を道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを切り、エンジンキーは付けたままとし、窓を閉め、ドアはロックしないこと。駐車するときは、避難する人の通行や災害応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しないこと。</u></p> <p><u>イ 車両を運転中以外である場合には、次の要領により行動すること。</u></p> <p><u>(ア) 津波から避難するためやむを得ない場合を除き、避難のために車両を使用しないこと。</u></p> <p><u>(イ) 津波から避難するためやむを得ず車両を使用するときは、道路の損壊、信号機の作動停止、道路上の障害物等に十分注意しながら運転すること。</u></p> <p><u>ウ 災害対策基本法に基づく交通規制が行われたときには、通行禁止区域等（交通規制が行われている区域又は道路の区間をいう。以下同じ。）における一般車両の通行は禁止又は制限されることから、同区域等内に在る場合は次の措置をとること。</u></p> <p><u>(ア) 速やかに、車両を次の場所に移動させること。</u></p> <ul style="list-style-type: none"><u>・ 道路の区間を指定して交通の規制が行われたときは、規制が行われている道路の区間以外の場所</u><u>・ 区域を指定して交通の規制が行われたときは、道路外の場所</u> <p><u>(イ) 速やかな移動が困難なときは、車両をできる限り道路の左端に沿って駐車するなど、緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車すること。</u></p> <p><u>(ウ) 通行禁止区域等内において、警察官の指示を受けたときは、その指</u></p>
--	--

<p>(3) 関係機関との協力</p> <p>(4) 広報</p>	<p><u>示に従って車両を移動又は駐車すること。(その際、警察官の指示に従わなかったり、運転者が現場にいないために措置をとることができないときは、警察官が自らその措置をとることがあり、この場合、やむを得ない限度において、車両等を破損することがある。)</u></p> <p>(6) 関係機関との協力</p> <p>(7) 広報</p>
-----------------------------------	--

修正前	修正後
<p>第1.1節 火災対策計画</p> <p>5 消防団の活動</p> <p>消防団は、平常時には地域住民に対し出火防止、初期消火等の指導を行う等、重要な役割を担っている。火災発生時には、地域住民、<u>消防隊</u>と連携して警戒活動、消火活動を実施する。</p> <p>(1) 管轄区域の優先</p> <p>(2) 出火防止の呼び掛け及び初期消火</p> <p>(3) 地域住民の防災活動の指導</p> <p>(4) <u>消防隊</u>と連携した消火活動</p> <p>(5) 火災の進展状況に応じて、住民等の緊急避難の指示、避難誘導</p> <p>(6) 火災防御及び救助活動に有効な資機材の確保</p> <p>(7) 被害状況の把握と情報収集</p> <p>(8) 警戒区域の設定及び警戒</p> <p>6 消防本部の活動</p> <p>消防本部は、火災が発生した場合、消防団等と連携し、適切な消火活動に努める。</p> <p>(1) 消防職員の<u>参集</u></p> <p>火災警報発令時等における消防職員の<u>参集</u>方法等については、<u>地域消防本部警防規程</u>に基づき、火災防御活動に必要な消防職員の迅速な<u>参集</u>を図る。</p>	<p>第1.1節 火災対策計画</p> <p>5 消防団の活動</p> <p>消防団は、平常時には地域住民に対し出火防止、初期消火等の指導を行う等、重要な役割を担っている。火災発生時には、地域住民、<u>自主防災組織</u>と連携して警戒活動、消火活動を実施する。</p> <p>(1) 管轄区域の優先</p> <p>(2) 出火防止の呼び掛け及び初期消火</p> <p>(3) 地域住民の防災活動の指導</p> <p>(4) <u>自主防災組織</u>と連携した消火活動</p> <p>(5) 火災の進展状況に応じて、住民等の緊急避難の指示、避難誘導</p> <p>(6) 火災防御及び救助活動に有効な資機材の確保</p> <p>(7) 被害状況の把握と情報収集</p> <p>(8) 警戒区域の設定及び警戒</p> <p>6 消防本部の活動</p> <p>消防本部は、火災が発生した場合、消防団等と連携し、適切な消火活動に努める。</p> <p>(1) 消防職員の<u>召集</u></p> <p>火災警報発令時等における消防職員の<u>召集</u>方法等については、<u>村上市消防本部警防規程</u>に基づき、火災防御活動に必要な消防職員の迅速な<u>召集</u>を図る。</p>

8 積雪期の火災対策

(1) 消防水利の確保

積雪時に、消防水利を確保し、効果的な消防活動を行うため、次のことを実施する。

ア 積雪が 15 センチメートル以上になったら、消防活動を円滑に行うため、関係機関に連絡し、道路除雪及びパトロールを依頼する。

イ 大雪注意報又は大雪警報が発令され、積雪量が 15 センチメートル以上で更に降雪が予想される場合は、消防職団員による除雪を実施し、消防水利及び消火栓並びにその標識等の確保に努める。

ウ 除雪路線の状況及び通行不能な道路の情報収集を行う。

エ 雪害の状況により、所要の消防職団員を招集し、特別警戒体制を執る。

8 積雪期の火災対策

(1) 消防水利の確保

積雪時に、消防水利を確保し、効果的な消防活動を行うため、次のことを実施する。

ア 積雪が 15 センチメートル以上になったら、消防活動を円滑に行うため、関係機関に連絡し、道路除雪及びパトロールを依頼する。

イ 大雪注意報又は大雪警報が発令され、積雪量が 15 センチメートル以上で更に降雪が予想される場合は、消防職員並びに消防団員による除雪を実施し、消防水利及び消火栓並びにその標識等の確保に努める。

ウ 除雪路線の状況及び通行不能な道路の情報収集を行う。

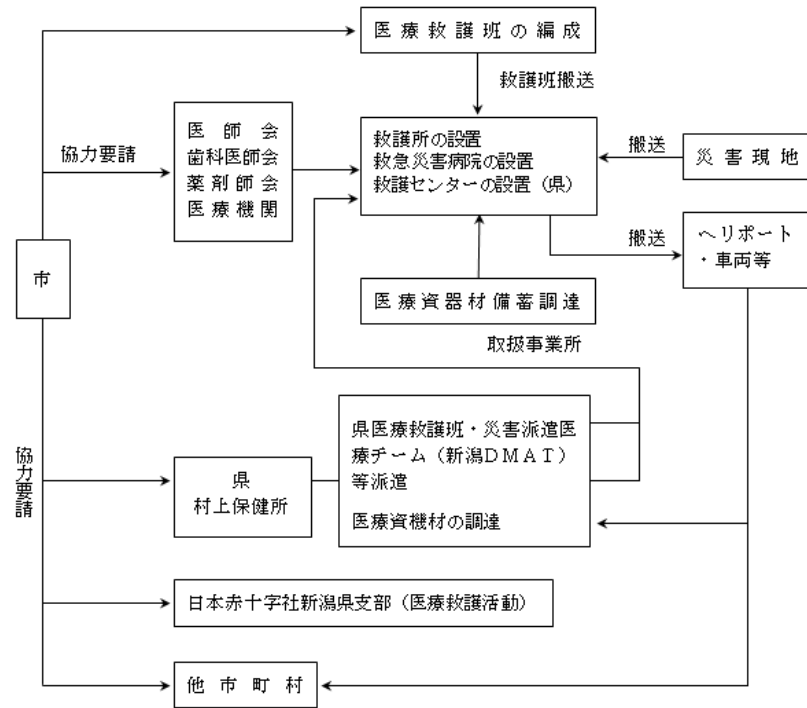
エ 雪害の状況により、所要の消防職員並びに消防団員を召集し、特別警戒体制を執る。

修正前	修正後
<p>第13節 救急救助活動計画</p> <p>2 応急対策フロー</p> <p>★災害(被害)発生</p> <ul style="list-style-type: none"> 救急救助活動 <ul style="list-style-type: none"> 地域住民、自主防災組織、自治会、自主防犯組織等の活動 消防団の活動 市及び消防機関の活動 <ul style="list-style-type: none"> 検索、救助活動 応急救護所の開設 負傷者の搬送 医療機関との連絡 警察の活動 医療機関の活動 資器材の配備 <ul style="list-style-type: none"> 簡易救助資器材、応急救護資器材の配備 広域応援体制 <ul style="list-style-type: none"> 他の地方公共団体等への応援要請 自衛隊への応援要請 民間に対する救急、救助支援要請 <ul style="list-style-type: none"> 地元業者からの派遣の受入れ <p>3 救急救助活動</p> <p>(1) 地域住民、事業所、自治会及び自主防災組織の活動</p> <p>オ 負傷者及び災害時要援護者の誘導</p> <p>(3) 市及び消防機関の活動</p>	<p>第13節 救急救助活動計画</p> <p>2 応急対策フロー</p> <p>★災害(被害)発生</p> <ul style="list-style-type: none"> 救急救助活動 <ul style="list-style-type: none"> 地域住民、自主防災組織、自治会、自主防犯組織等の活動 消防団の活動 市及び消防機関の活動 <ul style="list-style-type: none"> 検索、救助活動 医療救護本部の設置 応急救護所の開設 負傷者の搬送 医療機関との連絡 警察の活動 医療機関の活動 資器材の配備 <ul style="list-style-type: none"> 簡易救助資器材、応急救護資器材の配備 広域応援体制 <ul style="list-style-type: none"> 他の地方公共団体等への応援要請 自衛隊への応援要請 民間に対する救急、救助支援要請 <ul style="list-style-type: none"> 地元業者からの派遣の受入れ <p>3 救急救助活動</p> <p>(1) 地域住民、事業所、自治会及び自主防災組織の活動</p> <p>オ 負傷者及び要配慮者の誘導</p> <p>(3) 市及び消防機関の活動</p> <p><u>イ 医療救護本部の設置</u></p>

<p>イ 応急救護所の開設 ウ 負傷者の搬送 エ 医療機関との連携</p>	<p><u>必要に応じ、医師会等の医療関係団体を連携して、医療救護本部を設置し、各救護所、救急災害病院等との連絡・調整・情報収集を行う。</u></p> <p>ウ 応急救護所の開設 エ 負傷者の搬送 オ 医療機関との連携</p>
---	--

修正前	修正後
<p>第14節 医療救護活動計画</p> <p>2 応急対策フロー</p> <pre> graph TD A[被災状況の把握] --> B[医療の範囲及び業務の分担] B --> C[医療機関・関係団体等への協力要請] C --> D[医療救護施設の設置] D --> E[医療救護活動] E --> F[傷病者の收容] F --> G[医療機関の災害時の対応] G --> H[関係機関への応援要請] H --> I[医療救護体制の支援] I --> J[医療関係ボランティアの活用] </pre> <p>修正前フローの注釈:</p> <ul style="list-style-type: none"> 医療の範囲及び業務の分担: 医療の範囲、業務の分担 医療救護施設の設置: 救護所の設置、救急災害病院の設置、救護センターの設置（県） 医療救護活動: 救護所の医療救護活動、救急災害病院の医療救護活動、救護センターの医療救護活動、患者等の搬送、医療資器材の供給 医療救護体制の支援: 日本赤十字社新潟県支部への支援要請、他市町村への協力要請 	<p>第14節 医療救護活動計画</p> <p>2 応急対策フロー</p> <pre> graph TD A[被災状況の把握] --> B[医療の範囲及び業務の分担] B --> C[医療機関・関係団体等への協力要請] C --> D[医療救護施設の設置] D --> E[医療救護活動] E --> F[傷病者の收容] F --> G[医療機関の災害時の対応] G --> H[関係機関への応援要請] H --> I[医療救護体制の支援] I --> J[医療関係ボランティアの活用] </pre> <p>修正後フローの注釈:</p> <ul style="list-style-type: none"> 医療の範囲及び業務の分担: 医療の範囲、業務の分担 医療機関・関係団体等への協力要請: 災害医療コーディネータ（保健所長）による災害時医療の企画・調整 医療救護施設の設置: 救護所の設置、救急災害病院の設置、救護センターの設置（県） 医療救護活動: 医療救護本部の活動、救護所の医療救護活動、救急災害病院の医療救護活動、救護センターの医療救護活動、患者等の搬送、医療資器材の供給 医療救護体制の支援: 日本赤十字社新潟県支部への支援要請、他市町村への協力要請

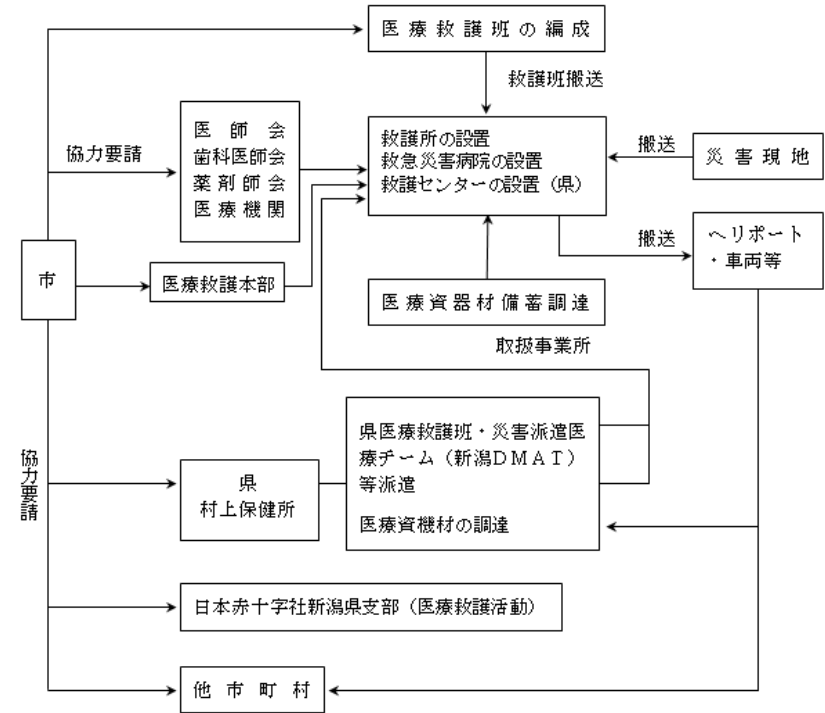
3 連絡体制図



6 医療機関・関係団体等への協力要請

市は、前記4により負傷者の情報等を得た場合で必要があると認めるときは、直ちに医療機関、医療団体等へ医療救護の協力を要請する。

3 連絡体制図



6 医療機関・関係団体等への協力要請

市は、前記4により負傷者の情報等を得た場合で必要があると認めるときは、直ちに医療機関、医療団体等へ医療救護の協力を要請する。

その場合、村上保健所長が災害医療コーディネーターとなり、被災地での医療救護の県の窓口として、被災地の被災状況等の情報収集・提供や医療全般にわたる要請に対応するとともに関係機関との連携による災害時医療の企画・調整を行なう。

7 医療救護施設の設置

- (1) 市は、必要に応じ、医師会等医療関係団体と連携し、救護本部を設置するものとし、その場所は、市災害対策本部と同施設又は近接する施設に設置する。
- (2) 市は、被災状況に応じて救護所、救急災害病院を設置する。
 - ア 救護所は、災害対策本部（拠点避難所）に設置し、必要に応じて他の避難所に設置する。
 - イ 救急災害病院は、次のとおりとする。
 - (ア) 厚生連村上総合病院
- (3) 県は、医療救護活動が長期間に及ぶと見込まれる場合は、地域振興局健康福祉部等の施設に救護センターを設置するなどの措置を講じる。

8 医療救護活動

市及び県並びに医療関係団体及び医療機関は、住民等の生命、健康を守るため、次の医療救護活動を行う。

- (1) 救護本部の活動
 - ア 各救護所、救急災害病院等との連絡・調整、情報収集
 - イ 市災害対策本部との連絡・調整
- (2) 救護所の医療救護活動
 - イ 救急災害病院、救護センター、基幹災害医療センター及び地域災害医療センターへの移送手配
- (3) 救急災害病院の医療救護活動
 - ウ 基幹災害医療センター及び地域災害医療センターへの移送手配

7 医療救護施設の設置

- (1) 市は、必要に応じ、医師会等医療関係団体と連携し、医療救護本部を設置するものとし、その場所は、市災害対策本部と同施設又は近接する施設に設置する。
- (2) 市は、被災状況に応じて救護所、救急災害病院を設置する。
 - ア 救護所は、災害対策支部（拠点避難所）に設置し、必要に応じて他の避難所に設置する。
 - イ 救急災害病院は、次のとおりとする。
 - (ア) 厚生連村上総合病院
- (3) 県は、医療救護活動が長期間に及ぶと見込まれる場合は、地域振興局健康福祉部 (村上保健所) 等の施設に救護センターを設置するなどの措置を講じる。

8 医療救護活動

市及び県並びに医療関係団体及び医療機関は、住民等の生命、健康を守るため、次の医療救護活動を行う。

- (1) 医療救護本部の活動
 - ア 各救護所、救急災害病院等との連絡・調整、情報収集
 - イ 市災害対策本部との連絡・調整
- (2) 救護所の医療救護活動
 - イ 救急災害病院、救護センター、基幹災害拠点病院及び地域災害拠点病院への移送手配
- (3) 救急災害病院の医療救護活動
 - ウ 基幹災害拠点病院及び地域災害拠点病院への移送手配

(4) 県の医療救護活動

県は、状況により、あらかじめ定められた医療救護計画に基づき、救護センター医療救護活動を実施する。

また、状況により、地域災害医療センターの医療救護活動、基幹災害医療センターの医療救護活動の要請、医療救護班・医師等医療関係者の派遣等、あらかじめ定められた医療救護計画に基づき、医療救護活動を実施する。

(5) 患者等の搬送

ア 市は、搬送計画に基づく患者、医療従事者、医療資器材等の搬送体制を確保し、支障が生じた場合は、県へ支援要請を行う。

(7) 傷病者の搬送は、救命の措置を必要とする傷病者は原則として消防機関で実施するが、軽微な傷病者は地域住民等による救護及び搬送を行う。

(4) 救護所に収容された傷病者は、医師等による応急処置又はその指示により、救急災害病院、基幹災害医療センター又は地域災害医療センターへ移送する。

(7) 医療機関への搬送

a 災害現場から医療機関及び救護所への収容

- (a) 家族、地域住民による搬送
- (b) 消防機関による搬送
- (c) 警察等の公共機関による搬送

b 医療機関、救護所から地域災害医療センターへの移送

- (a) 消防機関による搬送
- (b) 民間の患者搬送車両による搬送

(4) 県の医療救護活動

県は、状況により、あらかじめ定められた医療救護計画に基づき、救護センター医療救護活動を実施する。

また、状況により、地域災害拠点病院の医療救護活動、基幹災害拠点病院の医療救護活動の要請、医療救護班・医師等医療関係者の派遣等、あらかじめ定められた医療救護計画に基づき、医療救護活動を実施する。

(5) 患者等の搬送

ア 市は、搬送計画に基づく患者、医療従事者、医療資器材等の搬送体制を確保し、支障が生じた場合は、県へ支援要請を行う。

(7) 傷病者の搬送は、救命の措置を必要とする傷病者は原則として消防機関で実施するが、軽微な傷病者は地域住民等による救護及び搬送を行う。

(4) 救護所に収容された傷病者は、医師等による応急処置又はその指示により、救急災害病院、基幹災害拠点病院又は地域災害拠点病院へ移送する。

(7) 医療機関への搬送

a 災害現場から医療機関及び救護所への収容

- (a) 家族、地域住民による搬送
- (b) 消防機関による搬送
- (c) 警察等の公共機関による搬送

b 医療機関、救護所から地域災害拠点病院への移送

- (a) 消防機関による搬送
- (b) 新潟県ドクターヘリによる搬送
- (c) 民間の患者搬送車両による搬送

(c) 広域消防相互応援協定による搬送

(d) 広域航空消防応援ヘリコプターによる搬送

(d) 広域消防相互応援協定による搬送

(e) 広域航空消防応援ヘリコプターによる搬送

村上市地域防災計画風水害対策編 第4章第15節

修 正 前	修 正 後
<p>第15節 防疫及び保健衛生計画</p> <p>2 実施責任者</p> <p>市長は、県知事の指導、指示に基づいて被災地域の防疫及び保健衛生業務を実施するものとし、災害の規模及び状況により市で実施できないとき又は著しく困難なときは、他市町村又は県知事（村上地域振興局健康福祉部）の応援を求めて実施する。</p> <p>3 防疫及び保健衛生計画応急対策フロー図</p> <p>6 保健衛生対策</p> <p>生活環境の激変による被災者の健康状態の悪化に対応するため、市は、村上地域振興局健康福祉部（村上保健所）と連携し、避難所等の衛生状態を良好に保つとともに、被災者の健康状態を把握し、被災に伴う健康障害を予防し、被災者自らが健康な生活を送れるようにする。</p> <p>また、<u>防災業務に従事している者等に対する健康管理を実施する。</u></p> <p>(1) 巡回保健チームによる健康相談等の実施</p>	<p>第15節 防疫及び保健衛生計画</p> <p>2 実施責任者</p> <p>市長は、県知事の指導、指示に基づいて被災地域の防疫及び保健衛生業務を実施するものとし、災害の規模及び状況により市で実施できないとき又は著しく困難なときは、他市町村又は県知事（村上地域振興局健康福祉部 <u>（村上保健所）</u>）の応援を求めて実施する。</p> <p>3 防疫及び保健衛生計画応急対策フロー図</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: fit-content;"> <p style="text-align: center; color: red;">広域応援の要請</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: fit-content;"> <p style="text-align: center; color: red;">資器材確保要請</p> </div> <p>6 保健衛生対策</p> <p>生活環境の激変による被災者の健康状態の悪化に対応するため、市は、村上地域振興局健康福祉部 <u>（村上保健所）</u> と連携し、避難所等の衛生状態を良好に保つとともに、被災者の健康状態を把握し、被災に伴う健康障害を予防し、被災者自らが健康な生活を送れるようにする。<u>そのために、市は保健・医療・介護・生活等にわたり総合的、横断的な支援を行えるようにする。</u></p> <p>また、<u>災害応急業務に従事している者等に対する健康管理を実施する。</u></p> <p>(1) 巡回保健チームによる健康相談等の実施</p>

保健師を中心として、必要に応じて医師、栄養士、精神保健福祉相談員等による巡回保健チームを編成し、避難所、被災地区及び仮設住宅を巡回し、健康相談及び保健指導を実施し、生活環境の整備を行う。巡回健康相談に当たっては、災害時要援護者の健康確保を最優先とし、次により被災者の健康状態の確認と必要な保健指導を実施する。

また、ケースへの適切な処遇を行うため、医療救護、防疫対策、栄養指導、精神救護、福祉関係者等と連絡調整を図る。

ア 寝たきり者、障がい者、乳幼児、妊産婦、人工透析患者等の健康状態の把握と保健指導の実施

イ 結核、難病、精神障がい者等への保健指導の実施

(3) 防災従事者等の健康管理

防災活動に従事している者等は、その与えられた責務を果たすため、過度の労働により身体及び精神的に疲労、変調をきたすことが予想される。

これらを予防するため、市は、防災活動に従事している者に対し、メンタルヘルスを含む健康管理を実施し、健康の維持、増進に努める。

7 防疫対策

(4) 臨時予防接種

県（健康対策課）は、疾病のまん延予防上必要があるときは、村上地域振興局健康福祉部又は市に指示し、臨時予防接種を実施する。

(5) 検病調査、健康診断等の実施

市は、感染症を早期に発見し、まん延を防止するため、その他予防上必要があるときは、あらかじめ定められた計画に基づいて村上地域

保健師を中心として、必要に応じて医師、栄養士、精神保健福祉相談員等による巡回保健チームを編成し、避難所、被災地区及び仮設住宅を巡回し、健康相談及び保健指導を実施し、生活環境の整備を行う。巡回健康相談に当たっては、要配慮者の健康確保を最優先とし、次により被災者の健康状態の確認と必要な保健指導を実施する。

また、ケースへの適切な処遇を行うため、医療救護、防疫対策、栄養指導、精神救護、福祉関係者等と連絡調整を図る。

ア 寝たきり者、障がい者、乳幼児、妊産婦、人工透析患者等の健康状態の把握と保健指導の実施

イ 結核、難病、精神障がい者 (児) 等への保健指導の実施

(3) 防災従事者等の健康管理

災害応急業務に従事している者等は、その与えられた責務を果たすため、過度の労働により身体及び精神的に疲労、変調をきたすことが予想される。

これらを予防するため、市は、防災活動に従事している者に対し、メンタルヘルスを含む健康管理を実施し、健康の維持、増進に努める。

7 防疫対策

(4) 臨時予防接種

県（健康対策課）は、疾病のまん延予防上必要があるときは、村上地域振興局健康福祉部 (村上保健所) 又は市に指示し、臨時予防接種を実施する。

(5) 検病調査、健康診断等の実施

市は、感染症を早期に発見し、まん延を防止するため、その他予防上必要があるときは、あらかじめ定められた計画に基づいて村上地域

振興局健康福祉部に防疫対策を要請する。

8 食品衛生確保対策

市と村上地域振興局健康福祉部は、被災地における食品の衛生確保を図り、飲食に起因する食中毒を防止するため必要と認めたときは、食品衛生班を編成し、次の活動を行う。

9 災害時栄養指導対策

市は、村上地域振興局健康福祉部と連携し、被災者の栄養確保を図るため、次の活動を行う。なお、県（健康対策課）は、災害の状況において必要と認めたときは、栄養指導班を編成し、被災者の栄養指導を行う。栄養指導班の編成に当たっては、被災地区の規模、状況により必要に応じて県栄養士会に支援を要請する。（詳しくは『新潟県災害時栄養・食生活支援活動ガイドライン』参照のこと）

11 防疫及び保健衛生資機材の備蓄、調達計画

市は、防疫及び保健衛生活動実施のためあらかじめ定められた計画に基づき、必要な器具、器材を調達するとともに、必要量を確保する。

また、防疫資機材等の不足の場合は、村上地域振興局健康福祉部等に確保を要請する。

振興局健康福祉部 （村上保健所） に防疫対策を要請する。

8 食品衛生確保対策

市と村上地域振興局健康福祉部 （村上保健所） は、被災地における食品の衛生確保を図り、飲食に起因する食中毒を防止するため必要と認めたときは、食品衛生班を編成し、次の活動を行う。

9 災害時栄養指導対策

市は、村上地域振興局健康福祉部 （村上保健所） と連携し、被災者の栄養確保を図るため、次の活動を行う。なお、県（健康対策課）は、災害の状況において必要と認めたときは、栄養指導班を編成し、被災者の栄養指導を行う。栄養指導班の編成に当たっては、被災地区の規模、状況により必要に応じて県栄養士会に支援を要請する。（詳しくは『新潟県災害時栄養・食生活支援活動ガイドライン』参照のこと）

11 防疫及び保健衛生資機材の備蓄、調達計画

市は、防疫及び保健衛生活動実施のためあらかじめ定められた計画に基づき、必要な器具、器材を調達するとともに、必要量を確保する。

また、防疫資機材等の不足の場合は、村上地域振興局健康福祉部 （村上保健所） 等に確保を要請する。

村上市地域防災計画風水害対策編 第4章第16節

修正前	修正後
<p>第16節 心のケア対策計画</p> <p>6 市職員のための心のケア対策</p> <p><u>災害復興業務</u>に従事する職員は、災害直後から過酷な状況の中で、様々な支援活動に従事しなければならない。このような特殊な環境の下での支援活動は、オーバーワークになりがちで、身体的にも精神的にも疲弊を来しやすい。そのため、体だけでなく心の健康のためにも、職員の健康管理担当部署と連携を図り、休養が確保できる勤務体制を早期に確立する。</p> <p>また、被災時の心の健康についての情報も、早期に職員に対し伝達する。</p>	<p>第16節 心のケア対策計画</p> <p>6 市職員のための心のケア対策</p> <p><u>災害応急業務</u>に従事する職員は、災害直後から過酷な状況の中で、様々な支援活動に従事しなければならない。このような特殊な環境の下での支援活動は、オーバーワークになりがちで、身体的にも精神的にも疲弊を来しやすい。そのため、体だけでなく心の健康のためにも、職員の健康管理担当部署と連携を図り、休養が確保できる勤務体制を早期に確立する。</p> <p>また、被災時の心の健康についての情報も、早期に職員に対し伝達する。</p>

修正前	修正後
<p>第17節 児童生徒に対するこころのケア対策計画</p> <p>2 心のケア応急対策フロー図（心のケアの窓口）</p> <p>5 ハイリスク者の把握方法 養護教諭を核としながら全校体制で学校職員による普段の児童生徒観察・見取り、保護者との情報交換を密に行い、心のケアを早急に必要な児童生徒の把握に努める。</p> <p>6 教職員のこころのケア対策 学校管理下における児童生徒の指導だけでなく、緊急な業務を的確に行わなければならない教職員は、災害直後から過酷な状況の中で、学校教育活動を再開するための、さまざまな業務に従事しなければならない。この</p>	<p>第17節 児童生徒等に対するこころのケア対策計画</p> <p>2 心のケア応急対策フロー図（心のケアの窓口）</p> <p>5 ハイリスク者の把握方法 養護教諭を核としながら全校体制で学校職員による普段の児童生徒観察・見取り、保護者との情報交換を密に行い、心のケアを早急に必要な児童生徒等の把握に努める。</p> <p>6 教職員のこころのケア対策 学校管理下における児童生徒等の指導だけでなく、緊急な業務を的確に行わなければならない教職員は、災害直後から過酷な状況の中で、学校教育活動を再開するための、さまざまな業務に従事しなければならない。こ</p>

ような特殊な環境のもとでの業務はオーバーワークになりがちで、身体的にも精神的にも疲弊をきたしやすい。

そのため、体だけでなく心の健康のためにも、県教育委員会等の支援を得ながら、教職員の休養が確保できる勤務態勢を早期に確立する。また、災害時の心の健康についての情報も、県教育委員会や市の指導を受けながら市教育委員会が早期に教職員に対し伝達する。

のような特殊な環境のもとでの業務はオーバーワークになりがちで、身体的にも精神的にも疲弊をきたしやすい。

そのため、体だけでなく心の健康のためにも、県教育委員会等の支援を得ながら、教職員の休養が確保できる勤務態勢を早期に確立する。また、災害時の心の健康についての情報も、県教育委員会や市の指導を受けながら市教育委員会が早期に教職員に対し伝達する。

村上市地域防災計画風水害対策編 第4章第18節

修正前	修正後
<p>第18節 入浴対策計画</p> <p>3 業務の内容</p> <p>(1) 公衆浴場の再開支援</p> <p>イ <u>災害時要援護者</u>の利用可能な入浴施設を確保する。</p> <p>(4) 被災者への入浴支援</p> <p>ウ <u>災害時要援護者</u>が利用可能な入浴施設や移動入浴車の確保</p>	<p>第18節 入浴対策計画</p> <p>3 業務の内容</p> <p>(1) 公衆浴場の再開支援</p> <p>イ <u>要配慮者</u>の利用可能な入浴施設を確保する。</p> <p>(4) 被災者への入浴支援</p> <p>ウ <u>要配慮者</u>が利用可能な入浴施設や移動入浴車の確保</p>

村上市地域防災計画風水害対策編 第4章第19節

修 正 前	修 正 後						
<p>第19節 廃棄物の処理計画</p> <p>6 し尿処理計画</p> <p>(3) トイレ利用の確保を行う。</p> <p>イ 避難所においては、トイレの設置箇所の工夫、利用介助の実施等により、<u>災害時要援護者</u>のトイレ利用に配慮する。</p> <p>7 がれき類処理計画</p> <p>(1) がれき類の発生量等を把握し、処理計画に基づき、がれき類の発生量等、被害規模に応じた実施計画(がれき類処理対策)を策定する。</p> <p>(2) がれき類の収集及び処理が困難な場合は、県に協定に基づき応援要請するとともに、場合によっては民間団体等にも応援要請する。</p> <p>(3) 大量のがれき類が一時的に排出されるおそれがある場合は、収集作業や仮置場での搬入作業の効率化を図るため、警察の協力(交通規制)を得た中で、仮置場までの運搬ルート確保を行う。</p> <p>(4) 損壊家屋のがれき等については、原則として被災者自らが、市が指定する収集場所に搬入することが望ましいが、大量にがれき類が発生した場合、市が状況を把握し、まとめて産業廃棄物処理業者に依頼し、処理する。</p> <p>10 業務の体制</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%;"></td> <td style="width: 33%; text-align: center;">収集体制の検討</td> <td style="width: 33%; text-align: center;">収集開始時期</td> </tr> </table>		収集体制の検討	収集開始時期	<p>第19節 廃棄物の処理計画</p> <p>6 し尿処理計画</p> <p>(3) トイレ利用の確保を行う。</p> <p>イ 避難所においては、トイレの設置箇所の工夫、利用介助の実施等により、<u>要配慮者</u>のトイレ利用に配慮する。</p> <p>7 <u>災害</u>がれき類処理計画</p> <p>(1) <u>災害</u>がれき類の発生量等を把握し、処理計画に基づき、<u>災害</u>がれき類の発生量等、被害規模に応じた実施計画(がれき類処理対策)を策定する。</p> <p>(2) <u>災害</u>がれき類の収集及び処理が困難な場合は、県に協定に基づき応援要請するとともに、場合によっては民間団体等にも応援要請する。</p> <p>(3) 大量の<u>災害</u>がれき類が一時的に排出されるおそれがある場合は、収集作業や仮置場での搬入作業の効率化を図るため、警察の協力(交通規制)を得た中で、仮置場までの運搬ルート確保を行う。</p> <p>(4) 損壊家屋のがれき等については、原則として被災者自らが、市が指定する収集場所に搬入することが望ましいが、大量に<u>災害</u>がれき類が発生した場合、市が状況を把握し、まとめて産業廃棄物処理業者に依頼し、処理する。</p> <p>10 業務の体制</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%;"></td> <td style="width: 33%; text-align: center;">収集体制の検討</td> <td style="width: 33%; text-align: center;">収集開始時期</td> </tr> </table>		収集体制の検討	収集開始時期
	収集体制の検討	収集開始時期					
	収集体制の検討	収集開始時期					

ごみ収集	災害発生直後	災害発生後 3～4 日
し尿収集	災害発生直後	災害発生後 3～4 日
がれき類	災害発生直後	災害発生後 1 か月

ごみ収集	災害発生直後	災害発生後 2～3 日
し尿収集	災害発生直後	災害発生後 24 時間
災害がれき類	災害発生直後	災害発生後 1 か月

11 業務の内容

災害廃棄物の処理

(3) がれき類の処理

内 容	応援要請先
<ul style="list-style-type: none"> がれき類の発生量等、被害規模に応じた実施計画(がれき類処理対策)を策定する。 必要に応じて仮置場を設置及び管理を行う。 必要に応じて警察の協力(交通規制)を得た中で、仮置場までの運搬ルート確保を行う。 がれき類の収集及び処理が困難な場合は、県に応援要請するとともに、場合によっては民間団体等にも応援要請する。 必要に応じて、がれき類の収集にボランティアの派遣要請を行う。 がれき類の処理方法等について住民等に周知する。 	<ul style="list-style-type: none"> 県(村上地域振興局 県廃棄物対策課) 県内市町村 環境整備事業協同組合 (社) 県産業廃棄物協会 (社) 県解体工事業協会 市廃棄物収集運搬委託業者 災害ボランティアセンター

11 業務の内容

災害廃棄物の処理

(3) 災害がれき類の処理

内 容	応援要請先
<ul style="list-style-type: none"> 災害がれき類の発生量等、被害規模に応じた実施計画(がれき類処理対策)を策定する。 必要に応じて仮置場を設置及び管理を行う。 必要に応じて警察の協力(交通規制)を得た中で、仮置場までの運搬ルート確保を行う。 災害がれき類の収集及び処理が困難な場合は、県に応援要請するとともに、場合によっては民間団体等にも応援要請する。 必要に応じて、災害がれき類の収集にボランティアの派遣要請を行う。 災害がれき類の処理方法等について住民等に周知する。 	<ul style="list-style-type: none"> 県(村上地域振興局 県廃棄物対策課) 県内市町村 環境整備事業協同組合 (社) 県産業廃棄物協会 (社) 県解体工事業協会 市廃棄物収集運搬委託業者 災害ボランティアセンター

村上市地域防災計画風水害対策編 第4章第20節

修正前	修正後
<p>第20節 給水計画</p> <p>6 給水計画</p> <p>(4) 運搬給水</p> <p>ウ 運搬手段は、給水車及び容器等を確保し、運搬車及び人員を確保する。</p> <p>なお、乗員は1台に2人とし、1日に3往復することとする。</p> <p>また、水質管理については、村上地域振興局健康福祉部の指導を得ながら的確に行う。</p>	<p>第20節 給水計画</p> <p>6 給水計画</p> <p>(4) 運搬給水</p> <p>ウ 運搬手段は、給水車及び容器等を確保し、運搬車及び人員を確保する。</p> <p>なお、乗員は1台に2人とし、1日に3往復することとする。</p> <p>また、水質管理については、村上地域振興局健康福祉部 (村上保健所) の指導を得ながら的確に行う。</p>

修 正 前	修 正 後
<p>第21節 食料供給計画</p> <p>3 食料調達・供給フロー図</p> <p><u>新潟農政事務所</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 責任者の配置 ・ 炊き出し要員の確保 ・ 炊き出し等の市民等への周知 ・ <u>災害時要援護者等への優先配分</u> ・ 食料の衛生管理体制 <p>4 供給の方法</p> <p>(1) 市は、食料を供給するときは、避難所等ごとにそれぞれ責任者を定めて、供給させる。</p> <p>なお、被災住民への食料の配分に当たっては、次の事項に留意する。</p> <p>エ <u>災害時要援護者への優先配分</u></p> <p>5 市の備蓄、調達及び配分等</p> <p>(2) 物資等の備蓄計画</p> <p>エ 在宅<u>災害時要援護者</u>に配慮した備蓄（粉ミルク、おむつ、食しやす</p>	<p>第21節 食料供給計画</p> <p>3 食料調達・供給フロー図</p> <p><u>北陸農政局新潟地域センター</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 責任者の配置 ・ 炊き出し要員の確保 ・ 炊き出し等の市民等への周知 ・ <u>要配慮者等への優先配分</u> ・ 食料の衛生管理体制 <p>4 供給の方法</p> <p>(1) 市は、食料を供給するときは、避難所等ごとにそれぞれ責任者を定めて、供給させる。<u>また、避難が長期化した場合、食事の提供から段階的に食材提供による自炊へと移行し、避難者の自立を促す。</u></p> <p>なお、被災住民への食料の配分に当たっては、次の事項に留意する。</p> <p>エ <u>要配慮者</u>への優先配分</p> <p>オ <u>食物アレルギー、基礎疾患、乳児等への配慮</u></p> <p>5 市の備蓄、調達及び配分等</p> <p>(2) 物資等の備蓄計画</p> <p>エ 在宅<u>要配慮者</u>に配慮した備蓄（粉ミルク、おむつ、食しやすい食品、</p>

い食品、車イス等)

別表1 <備蓄目標基準・備蓄する品目>

- ・避難者想定 人口 70,000人*12%≒8,500人とする。
- ・市の備蓄目標

備蓄主体		目標備蓄量 (現物備蓄・流通備蓄含む)		
		食糧	飲料水 (20)	毛布
自助 共助	家庭・自治会 <u>自主防災会</u>	発生初日 3食分	1人 1本	1人 1枚
公助	市 (流通備蓄含む)	4～5食目 2食分 <u>17,500</u> 食 (2500食/1万人)	<u>5,600</u> 本 (800本/1万人)	<u>2,100</u> 枚 (300枚/1万人)
	県・他市町村	6～8食目 3食分		
	県外	3日目以降		

9 応援米穀の供給系統図
新潟農政事務所長

10 食料の衛生管理体制、栄養指導
食料の衛生管理体制及び栄養指導については、第4章第14節「防疫及び

車イス等)

別表1 <備蓄目標基準・備蓄する品目>

- ・避難者想定 人口 66,000人*12%≒8,000人とする。
- ・市の備蓄目標

備蓄主体		目標備蓄量 (現物備蓄・流通備蓄含む)		
		食糧	飲料水 (20)	毛布
自助 共助	家庭・自治会 <u>自主防災組織</u>	発生初日 3食分	1人 1本	1人 1枚
公助	市 (流通備蓄含む)	4～5食目 2食分 <u>16,500</u> 食 (2500食/1万人)	<u>5,280</u> 本 (800本/1万人)	<u>1,980</u> 枚 (300枚/1万人)
	県・他市町村	6～8食目 3食分		
	県外	3日目以降		

9 応援米穀の供給系統図
北陸農政局新潟地域センター長

10 食料の衛生管理体制、栄養指導
食料の衛生管理体制及び栄養指導については、第4章第15節「防疫及び

<p>保健衛生計画」の「8 食品衛生確保対策」、「9 災害時栄養指導対策」による。</p>	<p>保健衛生計画」の「8 食品衛生確保対策」、「9 災害時栄養指導対策」による。</p>
---	---

修正前	修正後
<p>第22節 生活必需品供給計画</p> <p>1 計画の方針</p> <p>災害時においては、家屋の流失や損壊、床上浸水等により、被服、寝具その他の生活必需品を喪失し、又は損傷した被災者の発生が予想される。</p> <p>市は、災害時においては、この計画に基づき、県及び防災関係機関との相互連携とその協力を得て、生活必需品の確保と供給を迅速かつ的確に実施する。</p> <p>6 生活必需品の備蓄、調達</p> <p>(3) 配分</p> <p>ウ <u>災害時要援護者</u>への優先的配分</p>	<p>第22節 生活必需品供給計画</p> <p>1 計画の方針</p> <p>災害時においては、家屋の流失や損壊、床上浸水等により、被服、寝具その他の生活必需品を喪失し、又は損傷した被災者の発生が予想される。</p> <p>市は、災害時においては、この計画に基づき、県及び防災関係機関との相互連携とその協力を得て、生活必需品の確保と供給を迅速かつ的確に実施する。</p> <p><u>また、女性の視点に立った支援物資の備蓄・供給（生理用品など）等の取り組みを一層推進する。</u></p> <p>6 生活必需品の備蓄、調達</p> <p>(3) 配分</p> <p>ウ <u>要配慮者</u>への優先的配分</p>

修正前	修正後
<p>第23節 災害時要援護者の応急対策計画</p> <p>1 計画の方針</p> <p>災害時に必要な情報の把握が困難であったり、自らの行動等に制約があったりする<u>災害時要援護者</u>の安全や心身の健康状態に特段の配慮を行いながら、避難からその後の生活までの各段階においてニーズに応じたきめ細やかな支援策を講じていく。</p> <p>県、市等の行政と日ごろ<u>災害時要援護者</u>の身近にいる地域住民、関係団体並びに社会福祉施設、医療施設等（以下「社会福祉施設等」という。）との協働の下に支援を行う。</p> <p>2 各主体の責務</p> <p>(2) 市の責務</p> <p>市は、災害発生直後は、地域住民、介護保険事業者、社会福祉施設等の協力を得て、<u>災害時要援護者</u>の安全を確保する。また、平時より、防災関係機関、自治会、自主防災組織等と連携協力し<u>災害時要援護者</u>情報を共有し、<u>災害時要援護者</u>の安否確認を迅速に行う。</p> <p>避難後は、<u>災害時要援護者</u>支援の窓口となって、県、地域住民、介護保険事業者、社会福祉施設等との調整を行い、地域社会全体で要配慮者の安全確保を図る。</p> <p>また、外国人、視覚・聴覚障がい者等の情報弱者に対し、適切な情報提供を行う。</p> <p>(3) 介護保険事業者及び社会福祉施設等の責務</p>	<p>第23節 <u>要配慮者</u>の応急対策計画</p> <p>1 計画の方針</p> <p>災害時に必要な情報の把握が困難であったり、自らの行動等に制約があったりする<u>要配慮者</u>の安全や心身の健康状態に特段の配慮を行いながら、避難からその後の生活までの各段階においてニーズに応じたきめ細やかな支援策を講じていく。</p> <p>県、市等の行政と日ごろ<u>要配慮者</u>の身近にいる地域住民、<u>自主防災組織</u>、関係団体並びに社会福祉施設、医療施設等（以下「社会福祉施設等」という。）との協働の下に支援を行う。</p> <p>2 各主体の責務</p> <p>(2) 市の責務</p> <p>市は、災害発生直後は、地域住民、介護保険事業者、社会福祉施設等の協力を得て、<u>要配慮者</u>の安全を確保する。また、平時より、防災関係機関、自治会、自主防災組織等と連携協力し<u>要配慮者</u>情報を共有し、<u>要配慮者</u>の安否確認を迅速に行う。</p> <p>避難後は、<u>要配慮者</u>支援の窓口となって、県、地域住民、介護保険事業者、社会福祉施設等との調整を行い、地域社会全体で要配慮者の安全確保を図る。</p> <p>また、外国人、視覚・聴覚障がい者等の情報弱者に対し、適切な情報提供を行う。</p> <p>(3) 介護保険事業者及び社会福祉施設等の責務</p>

介護保険事業者及び社会福祉施設等の管理者は、施設内の災害時要援護者の安全確保を図るとともに、市、防災関係機関等の協力を得て、施設外の災害時要援護者の安全確保に努める。

(4) 企業等の責務

災害時要援護者を雇用している企業及び関係団体は、災害時要援護者を優先的に避難誘導し、安否確認を迅速に行う。

(5) 外国人雇用企業及び国際交流関係団体の責務

外国人雇用企業及び市国際交流協会等関係団体は、県や市の協力を得て、外国人の安否確認、災害情報の提供、相談等の支援活動を行う。

(6) 地域住民、自治会等の責務

地域住民、自治会等は、市、防災関係機関、介護保険事業者、社会福祉施設等と協働して、個別避難計画に基づき、地域社会全体で災害時要援護者の避難誘導、安全確保に努める。

(7) 災害時要援護者及び保護責任者の責務

災害時要援護者及び保護責任者は、情報収集に努めるとともに、早めの避難行動開始に努める。

3 災害時要援護者対策班の設置

市は、災害発生後、災害時要援護者の安否情報の収集、ケア等について、一元的に総合調整するため、福祉部を中心とした横断的な組織として「災害時要援護者対策班」を設置し、災害時要援護者の避難支援を行う。この場合、必要に応じ、市は、県に対し職員の派遣を要請する。

4 災害時要援護者のニーズに即した情報の提供

災害発生時に速やかに必要な情報を提供することが、災害時要援護者の避難等を容易にすることから、市は、災害の状況、住民等の執るべき措置

介護保険事業者及び社会福祉施設等の管理者は、施設内の要配慮者の安全確保を図るとともに、市、防災関係機関等の協力を得て、施設外の要配慮者の安全確保に努める。

(4) 企業等の責務

要配慮者を雇用している企業及び関係団体は、要配慮者を優先的に避難誘導し、安否確認を迅速に行う。

(5) 外国人雇用企業及び国際交流関係団体の責務

外国人雇用企業及び市国際交流協会等関係団体は、県や市の協力を得て、外国人の安否確認、災害情報の提供、相談等の支援活動を行う。

(6) 地域住民、自治会、自主防災組織等の責務

地域住民、自治会、自主防災組織等は、市、防災関係機関、介護保険事業者、社会福祉施設等と協働して、個別避難計画に基づき、地域社会全体で要配慮者の避難誘導、安全確保に努める。

(7) 要配慮者及び保護責任者の責務

要配慮者及び保護責任者は、情報収集に努めるとともに、早めの避難行動開始に努める。

3 要配慮者対策班の設置

市は、災害発生後、要配慮者の安否情報の収集、ケア等について、一元的に総合調整するため、福祉部を中心とした横断的な組織として「要配慮者対策班」を設置し、要配慮者の避難支援を行う。この場合、必要に応じ、市は、県に対し職員の派遣を要請する。

4 要配慮者のニーズに即した情報の提供

災害発生時に速やかに必要な情報を提供することが、要配慮者の避難等を容易にすることから、市は、災害の状況、住民等の執るべき措置などを、

などを、同報系防災行政無線、ケーブルテレビ、メール配信サービス、掲示板、広報紙等の様々な情報伝達手段により、速やかに情報提供ができるよう努める。

また、災害時要援護者が必要とする情報は、災害の発生から時間の経過とともに変化していくため、災害時要援護者のニーズに即した情報を提供できる体制についても整備する。

5 避難支援

災害時要援護者の避難に際しては、災害時要援護者名簿を基に、民生委員、自主防災組織、自治会等を始めとする地域で協力し合いながら支援する。

6 避難所、福祉避難所の設置・運営

市は、非常配備基準に基づき拠点避難所及び指定避難所を開設し、避難準備情報により早めに避難してくる災害時要援護者の受入体制を整えておく。

また、特別な配慮を要する災害時要援護者が、身体介護や医療相談等の必要な生活支援が受けられるなど、安心して生活できる体制を整備した避難所を福祉避難所として確保するように努める。

市及び村上地域振興局健康福祉部は、保健師やヘルパー等を避難所等に派遣し、民生委員、区長等の協力を得て被災状況を確認する。

なお、災害時要援護者の把握に対する報告書は、障害別に記入し、設置された災害時要援護者対策班に提出するものとし、発災後24時間以内に把握できるよう努める。また、対策班等においては、報告書により他の地

同報系防災行政無線、ケーブルテレビ、メール配信サービス、掲示板、広報紙等の様々な情報伝達手段により、速やかに情報提供ができるよう努める。

また、要配慮者が必要とする情報は、災害の発生から時間の経過とともに変化していくため、要配慮者のニーズに即した情報を提供できる体制についても整備する。

5 避難支援

要配慮者の避難に際しては、避難行動要支援者名簿を基に、民生委員、自主防災組織、自治会等を始めとする地域で協力し合いながら支援する。

6 避難所、福祉避難所の設置・運営

市は、非常配備基準に基づき拠点避難所及び指定避難所を開設し、避難準備情報により早めに避難してくる要配慮者の受入体制を整えておく。

また、特別な配慮を要する要配慮者が、身体介護や医療相談等の必要な生活支援が受けられるなど、安心して生活できる体制を整備した避難所を福祉避難所として確保するように努める。

市及び村上地域振興局健康福祉部 (村上保健所) は、保健師やヘルパー等を避難所等に派遣し、民生委員、区長等の協力を得て被災状況を確認する。

なお、要配慮者の把握に対する報告書は、障害別に記入し、設置された要配慮者対策班に提出するものとし、発災後24時間以内に把握できるように努める。また、対策班等においては、報告書により他の地域から避難し

域から避難した人の連絡調整に努める。

[確認事項]

- ア 要援護対象者の確認（避難所にいないときは、自宅の確認もする。）
- イ 介護者が災害によって介護できなくなっている災害時要援護者の確認
- ウ 保護者を災害によって亡くし、災害時要援護者となっている乳幼児の確認
- エ 日本語が話せない外国人や身寄りのない外国人の確認

7 福祉・保健対策

(1) 巡回相談等の実施

市及び村上地域振興局健康福祉部は、要配慮者の被災状況、避難生活上のニーズ把握等のため、避難所及び自宅等の要配慮者に対する定期又は臨時の巡回福祉相談・保健指導等を実施し、必要な措置を講じる。

(2) 被災した災害時要援護者の措置

市及び村上地域振興局健康福祉部は、被災した災害時要援護者の措置について、避難所での介護、施設への緊急入所、自宅での介護、身内による引取り等連絡調整に努める。

また、適切な介護ボランティアの手配を行い、継続したマンパワーの確保とボランティア等による生活情報の提供に努める。

(3) 避難生活状況の確認及び相談指導の実施

市は、村上地域振興局健康福祉部が編成する巡回保健チームと連携し、災害時要援護者の避難生活状況について、避難所、施設、自宅、身内のいかなを問わず、定期的に確認し、正しい情報や適切なマンパワーの提

た人の連絡調整に努める。

[確認事項]

- ア 要援護対象者の確認（避難所にいないときは、自宅の確認もする。）
- イ 介護者が災害によって介護できなくなっている要配慮者の確認
- ウ 保護者を災害によって亡くし、要配慮者となっている乳幼児の確認
- エ 日本語が話せない外国人や身寄りのない外国人の確認

7 福祉・保健対策

(1) 巡回相談等の実施

市及び村上地域振興局健康福祉部 (村上保健所) は、要配慮者の被災状況、避難生活上のニーズ把握等のため、避難所及び自宅等の要配慮者に対する定期又は臨時の巡回福祉相談・保健指導等を実施し、必要な措置を講じる。

(2) 被災した要配慮者の措置

市及び村上地域振興局健康福祉部 (村上保健所) は、被災した要配慮者の措置について、避難所での介護、施設への緊急入所、自宅での介護、身内による引取り等連絡調整に努める。

また、適切な介護ボランティアの手配を行い、継続したマンパワーの確保とボランティア等による生活情報の提供に努める。

(3) 避難生活状況の確認及び相談指導の実施

市は、村上地域振興局健康福祉部 (村上保健所) が編成する巡回保健チームと連携し、要配慮者の避難生活状況について、避難所、施設、自宅、身内のいかなを問わず、定期的に確認し、正しい情報や適切なマン

<p>供がなされているか等、生活環境、健康の管理に努める。</p> <p>11 広域応援の要請</p> <p>市は、被災が著しく、市だけでは<u>災害時要援護者</u>の応急対策について体制の確保ができない場合、県及び広域相互応援協定を締結している市町村等に対して応援を要請する。</p>	<p>パワーの提供がなされているか等、生活環境、健康の管理に努める。</p> <p>11 広域応援の要請</p> <p>市は、被災が著しく、市だけでは<u>要配慮者</u>の応急対策について体制の確保ができない場合、県及び広域相互応援協定を締結している市町村等に対して応援を要請する。</p>
--	--

修正前	修正後
<p>第24節 文教施設における応急対策計画</p> <p>4 学校の災害応急対策</p> <p>(4) 下校措置</p> <p>(5) 避難所開設、運営の協力</p> <p>ア 避難所運営の協力</p> <p>校長は、市から指示があったとき又は近隣住民等が学校に避難してきたときは、学校を避難所として開放し、その運営に積極的に協力すること。</p> <p>イ 教職員の基本的役割</p> <p>教職員は、行政職員が出動困難な場合の初動体制時における避難所初期対応や避難所施設管理者としての基本的な指示や協力を行うこと。</p> <p>校長…施設管理者として、自主防災組織の代表者等と連携して避難所運営を支援する。</p> <p>教頭・教諭…校長の指揮の下で、避難者との対応等、避難所運営を支援する。</p> <p>養護教諭…学校医と連絡を取り、避難所の救援活動を支援する。</p>	<p>第24節 文教施設における応急対策計画</p> <p>4 学校の災害応急対策</p> <p>(5) 下校措置</p> <p>(6) 避難所開設、運営の協力</p> <p>ア 避難所運営の協力</p> <p>校長は、市から指示があったとき若しくは近隣住民等が学校に避難してきたときは、学校を避難所として開放し、その運営に積極的に協力すること。</p> <p>イ 教職員の基本的役割</p> <p>教職員は、行政職員が出動困難な場合の初動体制時における避難所初期対応や避難所施設管理者としての基本的な指示や協力を行うこと。</p> <p>校長…施設管理者として、自主防災組織の代表者等と連携して避難所運営を支援する。</p> <p><u>教頭…校長の命を受け、避難所や自主防災組織との連絡・調整や教職員への具体的な指示を行う。</u></p> <p><u>主幹教諭、教諭等…校長等の指揮の下で、避難者との対応等、避難所運営を支援する。</u></p> <p>養護教諭等…学校医と連絡を取り、避難所で^レの救援活動を支援する。</p> <p><u>栄養教諭・学校栄養職員等…学校の調理施設等を利用した炊き出</u></p>

<p>事務職員等…行政当局との情報連絡、学校施設のライフライン確保に当たる。</p> <p>ウ 校舎等を避難場所として使用する場合の注意</p> <p>(イ) <u>災害時要援護者</u>は、条件が良好な部屋を使用できるよう配慮すること。</p> <p>(6) 教育活動の再開</p> <p>6 学校保健安全対策</p> <p>(1) 校長は、欠席児童生徒の家庭訪問等を行うことにより、事故、疾病の状況を把握すること。</p> <p>(2) 学校内において、特に伝染病又は食中毒が発生した場合には、村上地域振興局健康福祉部 <u>(村上保健所)</u> に連絡し、その判断に基づき給食の停止、休校等の適宜な措置を執るとともに、その旨を県教育委員会に報告すること。</p>	<p style="text-align: center;"><u>しに協力する。</u></p> <p>事務職員等…行政当局との情報連絡、学校施設のライフライン確保に当たる。</p> <p>ウ 校舎等を避難場所として使用する場合の注意</p> <p>(イ) <u>要配慮者</u>は、条件が良好な部屋を使用できるよう配慮すること。</p> <p>(7) 教育活動の再開</p> <p>6 学校保健安全対策</p> <p>(1) 校長は、欠席児童生徒の家庭訪問等を行うことにより、事故、疾病の状況を把握すること。</p> <p>(2) 学校内において、特に伝染病又は食中毒が発生した場合には、村上地域振興局健康福祉部 <u>(村上保健所)</u> に連絡し、その判断に基づき給食の停止、休校等の適宜な措置を執るとともに、その旨を県教育委員会に報告すること。</p>
---	--

村上市地域防災計画風水害対策編 第4章第26節

修 正 前	修 正 後
<p>第26節 遺体の捜索、処理、火葬計画</p> <p>8 遺体の火葬</p> <p>(4) 市は、火葬場の被災状況を把握し、村上地域振興局健康福祉部に被害状況を報告するとともに、死亡者が多数の場合は県に応援要請を行うものとする。</p>	<p>第26節 遺体の捜索、処理、火葬計画</p> <p>8 遺体の火葬</p> <p>(4) 市は、火葬場の被災状況を把握し、村上地域振興局健康福祉部(村上保健所)に被害状況を報告するとともに、死亡者が多数の場合は県に応援要請を行うものとする。</p>

村上市地域防災計画風水害対策編 第4章第30節

修 正 前	修 正 後
<p>第30節 ガス施設応急対策計画</p> <p>1 計画の方針</p> <p>(4) <u>災害時要援護者</u>に対する配慮</p> <p>① ガス事業者は、<u>災害時要援護者</u>世帯の緊急点検・安全確認点検に当たり、燃焼器具の点検をあわせて行う。</p> <p>② 避難時に誘導等を行う地域住民は、<u>災害時要援護者</u>世帯のガス栓の閉止等の安全措置の実施状況を確認するよう努める。</p>	<p>第30節 ガス施設応急対策計画</p> <p>1 計画の方針</p> <p>(4) <u>要配慮者</u>に対する配慮</p> <p>① ガス事業者は、<u>要配慮者</u>世帯の緊急点検・安全確認点検に当たり、燃焼器具の点検をあわせて行う。</p> <p>② 避難時に誘導等を行う地域住民は、<u>要配慮者</u>世帯のガス栓の閉止等の安全措置の実施状況を確認するよう努める。</p>

第33節 危険物等施設応急対策計画

4 危険物等流出応急対策

陸上施設から、河川に大量の危険物等が流出又は漏えいした場合、次に掲げる対策を講じ、迅速かつ適切にその被害の防除に努める。

- (1) 災害等により当該流出事故が発生した場合、事故関係者、事故発見者及び通報受理者は、速やかに市又は消防機関及び信濃川水質汚濁防止協会に通報する。
- (2) 当該関係機関及び危険物取扱者は、危険物等の大量流出による災害が発生した場合、それぞれの業務又は作業について、相互に密接な連絡を取るとともに、人員及び設備、資機材等に関して防除対策が迅速かつ確実に実施できるよう協力する。
- (3) 当該関係機関及び危険物等取扱者は、事故が発生した場合は、災害の拡大防止と迅速かつ適切な処理を図り、総合的な防除対策を推進するために必要な組織を整備する。
- (4) 危険物等が大量に流出した場合、当該関係機関及び事業所は、自主的かつ積極的に次の防除作業を実施する。
 - ア 拡散を防止するため、オイルフェンス、むしろ等の応急資機材を展張する。
- (5) 防災関係機関は、災害の拡大防止を図るため付近住民等に対する火気使用の制限、避難勧告等の必要な措置を講じる。

また、飲料水汚染の可能性がある場合には、県及び河川管理者は、水道水取水地区の担当機関に直ちに連絡し、取水制限等の措置を講じる。
- (6) 陸上施設から、有害物質が河川等の公共用水域に流出した場合、地下に

第33節 危険物等施設応急対策計画

4 危険物等流出応急対策

陸上施設から、河川に大量の危険物等が流出又は漏えいした場合、次に掲げる対策を講じ、迅速かつ適切にその被害の防除に努める。

- (1) 災害等により当該流出事故が発生した場合、事故関係者、事故発見者及び通報受理者は、速やかに市又は消防機関、警察及び荒川水系水質保全連絡協議会（羽越河川国道事務所）に通報する。
- (2) 当該関係機関及び危険物取扱者は、危険物等の大量流出による災害が発生した場合、それぞれの業務又は作業について、相互に密接な連絡を取るとともに、人員及び設備、資機材等に関して防除対策が迅速かつ確実に実施できるよう協力する。
- (3) 当該関係機関及び危険物等取扱者は、事故が発生した場合は、災害の拡大防止と迅速かつ適切な処理を図り、総合的な防除対策を推進するために必要な組織を整備する。
- (4) 危険物等が大量に流出した場合、当該関係機関及び事業所は、自主的かつ積極的に次の防除作業を実施する。
 - ア 拡散を防止するため、オイルフェンス、油吸着マット等の応急資機材を展張する。
- (5) 防災関係機関は、災害の拡大防止を図るため付近住民等に対する火気使用の制限、避難勧告等の必要な措置を講じる。

また、飲料水汚染の可能性がある場合には、県及び河川管理者は、水道水取水地区の担当機関に直ちに連絡し、取水制限等の措置を講じる。
- (6) 陸上施設から、有害物質が河川等の公共用水域に流出した場合、地下に

浸透した場合又は大気中に放出された場合は、村上地域振興局健康福祉部、河川管理者及び市は、人の健康の保護及び環境保全の観点から、必要に応じて環境モニタリング調査を実施するとともに、その結果を関係機関に速やかに通報し、防除対策の実施等に資する。

浸透した場合又は大気中に放出された場合は、村上地域振興局健康福祉部 (村上保健所)、河川管理者及び市は、人の健康の保護及び環境保全の観点から、必要に応じて環境モニタリング調査を実施するとともに、その結果を関係機関に速やかに通報し、防除対策の実施等に資する。

村上市地域防災計画風水害対策編 第4章第35節

修正前	修正後
<p>第35節 道路及び橋梁応急対策計画</p> <p>3 道路及び橋梁応急対策</p> <p>(1) 被災状況の調査及び把握と施設点検</p> <p>災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、道路管理者等は、主要な道路及び橋梁等の構造物、異常気象時における事前通行規制区間、土砂崩壊・落石等の危険箇所等の緊急点検を行う。</p> <p>また、<u>自治会長</u>、周辺住民等からの道路情報の収集に努める。</p>	<p>第35節 道路及び橋梁応急対策計画</p> <p>3 道路及び橋梁応急対策</p> <p>(1) 被災状況の調査及び把握と施設点検</p> <p>災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、道路管理者等は、主要な道路及び橋梁等の構造物、異常気象時における事前通行規制区間、土砂崩壊・落石等の危険箇所等の緊急点検を行う。</p> <p>また、<u>区長</u>、周辺住民等からの道路情報の収集に努める。</p>

村上市地域防災計画風水害対策編 第4章第38節

修正前	修正後
<p>第38節 土砂災害・斜面災害応急対策計画</p> <p>3 各主体の責務</p> <p>(2) 市の役割</p> <p>新潟県土砂災害情報システム等により情報収集を行い、市民等から土砂災害等の通報を受けた時及びパトロール等により土砂災害等を確認した時は、県へ連絡する。また、市民に被害が及ぶおそれがある場合は、市民に対する避難のための勧告、指示及び避難誘導等を実施する。</p> <p>4 業務の内容</p> <p>(5) 市民に対する広報等</p> <p>気象状況等により被災箇所の急激な拡大及び土砂の異常流出が発生し易くなるため、各施設の管理者は、施設の被災程度等を関係市民、市等へ周知する。</p> <p>風水害等により被災した施設の被害規模が拡大することにより、道路、人家、<u>集落</u>に被害を及ぼすおそれがあると認められるときは、施設被害規模の推移状況を関係市民、関係機関等へ逐次連絡する。</p>	<p>第38節 土砂災害・斜面災害応急対策計画</p> <p>3 各主体の責務</p> <p>(2) 市の役割</p> <p>新潟県土砂災害<u>警戒</u>情報システム等により情報収集を行い、市民等から土砂災害等の通報を受けた時及びパトロール等により土砂災害等を確認した時は、県へ連絡する。また、市民に被害が及ぶおそれがある場合は、市民に対する避難のための勧告、指示及び避難誘導等を実施する。</p> <p>4 業務の内容</p> <p>(5) 市民に対する広報等</p> <p>気象状況等により被災箇所の急激な拡大及び土砂の異常流出が発生し易くなるため、各施設の管理者は、施設の被災程度等を関係市民、市等へ周知する。</p> <p>風水害等により被災した施設の被害規模が拡大することにより、道路、人家、<u>自治会</u>に被害を及ぼすおそれがあると認められるときは、施設被害規模の推移状況を関係市民、関係機関等へ逐次連絡する。</p>

修正前	修正後
<p>第40節 土砂災害・斜面災害応急対策計画</p> <p>3 応急対策</p> <p>(2) 応急対策</p> <p>ア 河川管理施設及び頭首工等許可工作物</p> <p>(イ) 危険物、油流出等事故対策の実施</p> <p>災害により発生した危険物等の流出や油流出等の事故については、二次的な被害を防止するための対策を実施する。</p> <p>イ ため池施設</p> <p>(イ) ため池施設下流の人家集落及び関係機関への連絡、通報</p> <p>被害状況を的確に把握するとともに、施設の甚大な被害が発見されて危険な状態が予想される場合は、ため池施設の下流に位置する人家、集落及び道路等施設管理者に連絡、通報し、被害を最小限に止める措置を行う。</p> <p>ウ 地すべり防止施設</p> <p>(イ) 危険区域に位置する人家、集落及び関係機関への連絡、通報</p> <p>異常降雨等により地すべり防止施設に被害が生じ、下方の人家、集落及び道路等に危険が及ぶおそれがある場合は、関係者及び関係機関に通報し、安全の確保に努める。</p> <p>(イ) 警戒避難の助言</p> <p>地すべりが進行し、下方の人家、集落に危険が及ぶおそれがある場合は、直ちに関係者、警察署、消防団等に通報し、警戒避難、立入禁止等の必要な措置の要請、助言を行う。</p>	<p>第40節 土砂災害・斜面災害応急対策計画</p> <p>3 応急対策</p> <p>(2) 応急対策</p> <p>ア 河川管理施設及び頭首工等許可工作物</p> <p>(イ) 危険物、油流出等事故対策の実施</p> <p>災害により発生した危険物等の流出や油流出等の事故については、二次的な被害を防止するための対策を迅速・的確に実施する。</p> <p>イ ため池施設</p> <p>(イ) ため池施設下流の人家、自治会及び関係機関への連絡、通報</p> <p>被害状況を的確に把握するとともに、施設の甚大な被害が発見されて危険な状態が予想される場合は、ため池施設の下流に位置する人家、自治会及び道路等施設管理者に連絡、通報し、被害を最小限に止める措置を行う。</p> <p>ウ 地すべり防止施設</p> <p>(イ) 危険区域に位置する人家、自治会及び関係機関への連絡、通報</p> <p>異常降雨等により地すべり防止施設に被害が生じ、下方の人家、自治会及び道路等に危険が及ぶおそれがある場合は、関係者及び関係機関に通報し、安全の確保に努める。</p> <p>(イ) 警戒避難の助言</p> <p>地すべりが進行し、下方の人家、自治会に危険が及ぶおそれがある場合は、直ちに関係者、警察署、消防団等に通報し、警戒避難、立入禁止等の必要な措置の要請、助言を行う。</p>

エ 急傾斜地崩壊防止施設

(7) 危険区域に位置する人家、集落及び関係機関への連絡、通報

災害により、急傾斜地崩壊防止施設等に被害を生じたり、そのおそれが生じた場合には、速やかに危険な区域に存在する人家、集落及び道路管理者等関係機関への連絡、通報を行う。

オ 砂防施設

(7) 砂防施設下流の人家、集落及び関係機関への連絡、通報

災害により砂防施設が被害を受けた場合は、その後の降雨等により土砂の異常流出等が生じやすくなるため、その被災程度を速やかに砂防施設下流の人家、集落及び県等関係機関へ連絡、通報し注意を促す。

4 住民等に対する広報

(1) 被災地に浸水又は浸水のおそれがある場合や人家、集落、道路等に直接被害を与え危険な状況が発生させるおそれが生じたときは、市は速やかに同報系防災行政無線、広報車等による広報活動を行い周知するとともに、関係機関を通じて必要な情報の提供を行う。

エ 急傾斜地崩壊防止施設

(7) 危険区域に位置する人家、自治会及び関係機関への連絡、通報

災害により、急傾斜地崩壊防止施設等に被害を生じたり、そのおそれが生じた場合には、速やかに危険な区域に存在する人家、自治会及び道路管理者等関係機関への連絡、通報を行う。

オ 砂防施設

(7) 砂防施設下流の人家、自治会及び関係機関への連絡、通報

災害により砂防施設が被害を受けた場合は、その後の降雨等により土砂の異常流出等が生じやすくなるため、その被災程度を速やかに砂防施設下流の人家、自治会及び県等関係機関へ連絡、通報し注意を促す。

4 住民等に対する広報

(1) 被災地に浸水又は浸水のおそれがある場合や人家、自治会、道路等に直接被害を与え危険な状況が発生させるおそれが生じたときは、市は速やかに同報系防災行政無線、広報車等による広報活動を行い周知するとともに、関係機関を通じて必要な情報の提供を行う。

修正前	修正後
<p>第41節 農林水産業応急対策計画</p> <p>5 家畜及び家畜飼養施設</p> <p>(2) 応急対策</p> <p>イ 市は、災害時に発生する家畜の伝染性疾病に対処するため、被災地の家畜及び畜舎等に対して、県、<u>下越獣医師会</u>、農業協同組合等の協力を得て、防疫係、診療係、消毒係を組織し、次により必要な措置を実施する。</p> <p>6 農道及び林道施設</p> <p>(2) 応急対策</p> <p>ア 農道及び林道の管理者は、災害により被災した農道及び林道を速やかに復旧する。また、崩落、倒壊等による道路上の障害物については、消防機関等の協力を得て除去する。</p> <p>特に、<u>集落</u>との連絡農道・林道については、優先して行い、その交通確保に努める。</p>	<p>第41節 農林水産業応急対策計画</p> <p>5 家畜及び家畜飼養施設</p> <p>(2) 応急対策</p> <p>イ 市は、災害時に発生する家畜の伝染性疾病に対処するため、被災地の家畜及び畜舎等に対して、県、<u>獣医師会下越支部</u>、農業協同組合等の協力を得て、防疫係、診療係、消毒係を組織し、次により必要な措置を実施する。</p> <p>6 農道及び林道施設</p> <p>(2) 応急対策</p> <p>ア 農道及び林道の管理者は、災害により被災した農道及び林道を速やかに復旧する。また、崩落、倒壊等による道路上の障害物については、消防機関等の協力を得て除去する。</p> <p>特に、<u>自治会</u>との連絡農道・林道については、優先して行い、その交通確保に努める。</p>

修正前	修正後
<p>第43節 災害証明発行対策計画</p> <p>1 計画の方針</p> <p>災害救助法、被災者生活再建支援法等による各種施策や市税の減免、その他の被災者支援策を実施するために、家屋の被害度合いを判定し、被災者の応急的、一次的な救済を目的に<u>災害証明</u>書を発行するものとする。</p> <p><u>災害証明</u>書は、被災者に対する義援金の支給あるいは被災者生活再建支援法の適用や支援金の支給の判断材料となる重要な証明書であることから、迅速かつ的確な被害認定調査を実施し、被災者の生活基盤の回復と住宅の再建を促進するとともに、社会秩序の維持を図る。</p> <p>2 各主体の責務</p> <p>(1) 市民・企業等の役割</p> <p><u>災害証明</u>書の目的を理解し、国、県や市が行う各種支援や減免に係る情報収集を積極的に行い、生活環境の早期再建に心がける。</p> <p>(2) 市の役割</p> <p>ア 各関係機関、<u>町内会</u>等を通じて被害状況等の情報収集を行い、被害認定調査実施に向けた体制を整える。</p> <p>カ <u>災害証明</u>書を発行する。</p> <p>3 業務の内容</p> <p>(1) 情報の収集</p> <p>イ 被害が広範囲にわたる場合は<u>町内会長</u>に連絡し、被害状況の事前照</p>	<p>第43節 <u>罹災</u>証明発行対策計画</p> <p>1 計画の方針</p> <p>災害救助法、被災者生活再建支援法等による各種施策や市税の減免、その他の被災者支援策を実施するために、家屋の被害度合いを判定し、被災者の応急的、一次的な救済を目的に<u>罹災</u>証明書を発行するものとする。</p> <p><u>罹災</u>証明書は、被災者に対する義援金の支給あるいは被災者生活再建支援法の適用や支援金の支給の判断材料となる重要な証明書であることから、迅速かつ的確な被害認定調査を実施し、被災者の生活基盤の回復と住宅の再建を促進するとともに、社会秩序の維持を図る。</p> <p>2 各主体の責務</p> <p>(1) 市民・企業等の役割</p> <p><u>罹災</u>証明書の目的を理解し、国、県や市が行う各種支援や減免に係る情報収集を積極的に行い、生活環境の早期再建に心がける。</p> <p>(2) 市の役割</p> <p>ア 各関係機関、<u>自治会</u>等を通じて被害状況等の情報収集を行い、被害認定調査実施に向けた体制を整える。</p> <p>カ <u>罹災</u>証明書を発行する。</p> <p>3 業務の内容</p> <p>(1) 情報の収集</p> <p>イ 被害が広範囲にわたる場合は<u>区長</u>に連絡し、被害状況の事前照会を</p>

会を行う。

(2) 被害認定調査準備

エ 被害状況調書、り災証明書等、各種様式の準備

(6) 被災台帳の作成

イ 被災台帳（被害状況調書）をもとに、り災証明書を発行する。

(7) り災証明の対象

り災証明は、災害対策基本法第2条第1号に規定する災害により被害を受けた家屋について、以下の項目の証明を行う。なお、家屋以外のものがり災した場合において必要があるときは、り災証明書の摘要欄にその旨の記載を行う。あるいは、被災の程度を限定しない被災証明書を発行する。

(8) り災証明を行う者

り災証明は、証明の対象となる家屋が所在する市の市長が行うこととする。

(9) り災証明書の発行

り災証明の発行は、災害により被害を受けた家屋の使用者、所有者からの申請によるものとし、前記「(8) り災証明を行う者」が申請を受け付け、り災証明書を作成し、これらの者に発行することとする。

行う。

(2) 被害認定調査準備

エ 被害状況調書、罹災証明書等、各種様式の準備

(6) 被災台帳の作成

イ 被災台帳（被害状況調書）をもとに、罹災証明書を発行する。

(7) 罹災証明の対象

罹災証明は、災害対策基本法第2条第1号に規定する災害により被害を受けた家屋について、以下の項目の証明を行う。なお、家屋以外のものが罹災した場合において必要があるときは、罹災証明書の摘要欄にその旨の記載を行う。あるいは、被災の程度を限定しない被災証明書を発行する。

(8) 罹災証明を行う者

罹災証明は、証明の対象となる家屋が所在する市の市長が行うこととする。

(9) 罹災証明書の発行

罹災証明の発行は、災害により被害を受けた家屋の使用者、所有者からの申請によるものとし、前記「(8) 罹災証明を行う者」が申請を受け付け、罹災証明書を作成し、これらの者に発行することとする。

村上市地域防災計画風水害対策編 第5章第2節

修正前	修正後										
<p>第2節 災害復旧の総合対策計画</p> <p>3 被害状況調査及び集計</p> <p>(1) 被害状況調査 災害により被害が発生した場合、その施設の管理者は、その被害状況を迅速かつ的確に把握する。</p> <p>(2) 被害状況の集計 市は、被害報告を受けた場合、速やかに<u>県（危機対策課）</u>に集計結果を報告する。</p> <p>(3) <u>県は、県全体の集計を行い、国（消防庁）に報告するとともに、関係機関及び関係者に情報提供する。</u></p> <p>4 災害復旧事業計画の策定</p> <p>(2) 災害復旧事業計画</p> <p>ア 公共施設被害の災害復旧事業計画 <u>公共施設被害の災害復旧事業計画は、おおむね次のとおりとする。</u></p> <p>(7) <u>公共土木施設災害復旧事業計画</u></p> <p>a <u>河川公共土木施設災害復旧事業計画</u></p> <p>b <u>砂防施設災害復旧事業計画</u></p> <p>c <u>林地荒廃防止施設災害復旧事業計画</u></p> <p>d <u>地すべり防止施設災害復旧事業計画</u></p> <p>e <u>急傾斜地崩壊防止施設災害復旧事業計画</u></p> <p>f <u>道路公共土木施設災害復旧事業計画</u></p>	<p>第2節 災害復旧の総合対策計画</p> <p>3 被害状況調査及び集計</p> <p>(1) 被害状況調査 災害により被害が発生した場合、その施設の管理者は、その被害状況を迅速かつ的確に把握する。</p> <p>(2) <u>被害状況の集計・報告</u> 市は、被害報告を受けた場合、速やかに<u>県の所管部局（又は地域機関）に結果を</u>報告する。</p> <p>4 災害復旧事業計画の策定</p> <p>(2) 災害復旧事業計画</p> <p>ア 公共施設被害の災害復旧事業計画</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;"><u>災害復旧事業名</u></th> <th style="text-align: center;"><u>対象施設等</u></th> <th style="text-align: center;"><u>関係省庁</u></th> <th style="text-align: center;"><u>県の窓口</u></th> <th style="text-align: center;"><u>市の窓口</u></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;"><u>(7) 公共土木施設災害復旧事業（公共土木</u></td> <td style="text-align: center;"><u>河川</u></td> <td style="text-align: center;"><u>国土交通省</u></td> <td style="text-align: center;"><u>土木部河川管理課防災係</u> <u>（地域振興局地域整備部）</u></td> <td style="text-align: center;"><u>都市整備課管理室</u> <u>（支所産業建設課）</u></td> </tr> </tbody> </table>	<u>災害復旧事業名</u>	<u>対象施設等</u>	<u>関係省庁</u>	<u>県の窓口</u>	<u>市の窓口</u>	<u>(7) 公共土木施設災害復旧事業（公共土木</u>	<u>河川</u>	<u>国土交通省</u>	<u>土木部河川管理課防災係</u> <u>（地域振興局地域整備部）</u>	<u>都市整備課管理室</u> <u>（支所産業建設課）</u>
<u>災害復旧事業名</u>	<u>対象施設等</u>	<u>関係省庁</u>	<u>県の窓口</u>	<u>市の窓口</u>							
<u>(7) 公共土木施設災害復旧事業（公共土木</u>	<u>河川</u>	<u>国土交通省</u>	<u>土木部河川管理課防災係</u> <u>（地域振興局地域整備部）</u>	<u>都市整備課管理室</u> <u>（支所産業建設課）</u>							

g 下水道公共土木施設災害復旧事業計画 h 公園公共土木施設災害復旧事業計画	<u>施設災害復旧事業費国庫負担法)</u>	<u>海岸</u>	<u>国土交通省</u> <u>農林水産省</u>	<u>土木部河川管理課防災係</u> <u>交通政策局港湾整備課建設防災係</u> <u>(地域振興局地域整備部、港湾事務所)</u> <u>農林水産部漁港課計画建設係</u> <u>(地域振興局地域整備部)</u>	<u>都市整備課管理室</u> <u>(支所産業建設課)</u> <u>農林水産課水産振興係</u> <u>(支所産業建設課)</u>
		<u>砂防設備</u>	<u>国土交通省</u>	<u>土木部砂防課砂防係</u> <u>(地域振興局地域整備部)</u>	<u>都市整備課管理室</u> <u>(支所産業建設課)</u>
		<u>林地荒廃防止施設</u>	<u>農林水産省</u>	<u>農林水産部治山課技術管理・災害班</u> <u>(地域振興局農林振興部)</u>	<u>農林水産課林業振興係</u> <u>(支所産業建設課)</u>
		<u>地すべり防止施設</u>	<u>国土交通省</u> <u>農林水産省</u>	<u>土木部砂防課地すべり係</u> <u>(地域振興局地域整備部)</u> <u>農林水産部治山課技術管理・災害班</u>	<u>都市整備課管理室</u> <u>(支所産業建設課)</u> <u>農林水産課農業振興</u>

			<u>(地域振興局農林振興部)</u> <u>農地部農地建設課</u> <u>防災係</u> <u>(地域振興局農林振興部・農業振興部)</u>	<u>室・林業振興係</u> <u>(支所産業建設課)</u>
		<u>急傾斜地崩壊防止施設</u>	<u>国土交通省</u> <u>土木部砂防課地すべり係</u> <u>(地域振興局地域整備部)</u>	<u>都市整備課管理室</u> <u>(支所産業建設課)</u>
		<u>道路</u>	<u>国土交通省</u> <u>土木部道路管理課維持管理係</u> <u>(地域振興局地域整備部)</u>	<u>都市整備課管理室</u> <u>(支所産業建設課)</u>
		<u>港湾</u>	<u>国土交通省</u> <u>交通政策局港湾整備課</u> <u>(地域振興局地域整備部、港湾事務所)</u>	

<p>(4) 農林水産業施設災害復旧事業計画</p> <p>a 農地・農業用施設災害復旧事業計画</p> <p>b 林業用施設災害復旧事業計画</p>		<u>漁港</u>	<u>農林水産省</u>	<u>農林水産部漁港課 計画建設係 (地域振興局地域 整備部、港湾事務 所)</u>	<u>農林水産課 水産振興係 (支所産業 建設課)</u>	
		<u>下水道</u>	<u>国土交通省</u>	<u>土木部都市局下水 道課 (流域下水道事務 所)</u>	<u>下水道課工 事係</u>	
		<u>公園</u>	<u>国土交通省</u>	<u>土木部都市局都市 整備課 (地域振興局地域 整備部)</u>	<u>都市整備課 管理室 (支所産業 建設課)</u>	
		<u>(4) 農林水産 業施設等災 害復旧事業 (農林水産 業施設災害 復旧事業費 国庫補助の 暫定措置に 関する法律)</u>	<u>農地・農 業用施 設</u>	<u>農林水産省</u>	<u>農地部農地建設課 防災係 (地域振興局農林 振興部・農業振興 部)</u>	<u>農林水産課 農業振興室 (支所産業 建設課)</u>
		<u>農業集 落排水 処理施 設</u>	<u>農林水産省</u>	<u>農地部農地建設課 防災係 (村上地域振興局 農林振興部)</u>	<u>下水道課管 理業務室 (支所産業 建設課、村上 水道事務所)</u>	
		<u>林業用</u>	<u>農林水産省</u>	<u>農林水産部林政課</u>	<u>農林水産課</u>	

				<u>施設</u>		<u>林道係</u> <u>(地域振興局農林振興部)</u>	<u>林業振興係</u> <u>(支所産業建設課)</u>
				<u>漁業用施設</u>	<u>農林水産省</u>	<u>農林水産部水産課資源対策係</u>	<u>農林水産課水産振興係</u>
				<u>共同利用施設</u> <u>(農業用共同利用施設)</u> <u>(林業用共同利用施設)</u> <u>(漁業用共同利用施設)</u>	<u>農林水産省</u>	<u>農林水産部農業総務課課団指導第1係</u> <u>(地域振興局農林振興部・農業振興部)</u> <u>農林水産部林政課林道係</u> <u>(地域振興局農林振興部)</u> <u>農林水産部水産課資源対策係</u>	<u>農林水産課農業振興室</u> <u>(支所産業建設課)</u> <u>農林水産課林業振興係</u> <u>(支所産業建設課)</u> <u>農林水産課水産振興係</u>
	(f) 文教施設等災害復旧事業計画 a 公立学校施設災害復旧事業計画 b 公立社会教育施設災害復旧事業計画	(f) 文教施設等災害復旧事業 <u>(公立学校施設災害復旧費国庫負</u>	<u>公立学校施設</u>	<u>文部科学省</u>	<u>教育庁財務課財務管理係・助成係</u>	<u>教育委員会学校教育課学校総務室</u>	

	<u>担法)</u> <u>(激甚法)</u> <u>(激甚法)</u> <u>(予算措置)</u>	<u>公立社会教育施設)</u> <u>私立学校施設)</u> <u>文化財)</u>	<u>文部科学省)</u> 	<u>教育庁生涯学習推進課青少年家庭教育係・成人教育係)</u> <u>総務管理部文書私学課私学係)</u> <u>教育庁文化行政文化係)</u>	<u>教育委員会生涯学習課社会教育推進室)</u> <u>教育委員会生涯学習課文化行政推進室)</u>
<u>(イ) 厚生施設等災害復旧事業計画</u> <u>a 社会福祉施設等災害復旧事業計画</u> <u>b 廃棄物処理施設災害復旧事業計画</u> <u>c 水道施設災害復旧事業計画</u> <u>d 精神障がい者施設災害復旧事業計画</u>	<u>(イ) 厚生施設等災害復旧事業)</u> <u>(生活保護法)</u> <u>(児童福祉法)</u> <u>(老人福祉法)</u> <u>(介護保険法)</u> <u>(身体障害者福祉法)</u> <u>(知的障害</u>	<u>社会福祉施設等)</u>	<u>厚生労働省)</u> 	<u>福祉保健部福祉保健課保護係)</u> <u>(地域振興局健康福祉部)</u> <u>福祉保健部高齢福祉保健課施設福祉係)</u> <u>(地域振興局健康福祉部)</u> <u>福祉保健部障害福祉課育成係・更生係)</u> <u>(地域振興局健康福祉部)</u>	<u>福祉課福祉政策室)</u> <u>(支所地域福祉課)</u> <u>福祉課子育て支援室)</u> <u>(支所地域福祉課)</u> <u>介護高齢課高齢福祉係)</u> <u>(支所地域福祉課)</u>

	<u>者福祉法)</u> <u>(壳春防止</u> <u>法)</u> <u>(総理府及</u> <u>び厚生省所</u> <u>管補助施設</u> <u>災害復旧費</u> <u>実施調査要</u> <u>領)</u>			<u>福祉保健部児童家</u> <u>庭課少子化対策・</u> <u>保育係</u> <u>福祉保健部児童家</u> <u>庭課家庭福祉係</u> <u>(地域振興局健康</u> <u>福祉部)</u>	
	<u>(医療施設</u> <u>等災害復旧</u> <u>費補助金)</u>	<u>医療施</u> <u>設等</u>	<u>厚生労働省</u>	<u>福祉保健部医務薬</u> <u>事課地域医療係</u> <u>(地域振興局健康</u> <u>福祉部)</u>	<u>保健医療課</u> <u>健康支援室</u> <u>(支所地域</u> <u>福祉課)</u>
	<u>(厚生労働</u> <u>省所管水道</u> <u>施設災害復</u> <u>旧費調査要</u> <u>領)</u>	<u>水道施</u> <u>設</u>	<u>厚生労働省</u>	<u>福祉保健部生活衛</u> <u>生課水道係</u> <u>(地域振興局健康</u> <u>福祉部)</u>	<u>水道局工事</u> <u>係</u>
	<u>(感染症法)</u>	<u>感 染 症</u> <u>指 定 医</u> <u>療 機 関</u>	<u>厚生労働省</u>	<u>福祉保健部健康対</u> <u>策課感染症対策係</u> <u>(地域振興局健康</u> <u>福祉部)</u>	<u>保健医療課</u> <u>健康支援室</u> <u>(支所地域</u> <u>福祉課)</u>

	<u>(精神保健福祉法)</u>	<u>精神障害者社会復帰施設等</u>	<u>厚生労働省</u>	<u>福祉保健部健康対策課精神保健福祉係</u>	<u>福祉課福祉政策室</u>
	<u>(保健衛生施設等災害復旧費補助金交付要綱)</u>	<u>保健衛生施設等</u>	<u>厚生労働省</u>	<u>福祉保健部生活衛生課営業・公害保健係</u> <u>(村上地域振興局健康福祉部 村上保健所)</u>	<u>環境課生活環境室</u>
	<u>(才) 廃棄物処理施設災害復旧事業 (廃棄物処理施設災害復旧費補助金交付要領)</u>	<u>廃棄物処理施設</u>	<u>環境省</u>	<u>県民生活・環境部廃棄物対策課資源循環推進係</u> <u>(地域振興局健康福祉部)</u>	<u>環境課生活環境室</u>

<p>(f) <u>都市施設災害復旧事業計画</u></p> <p>a <u>街路施設災害復旧事業計画</u></p> <p>b <u>公園施設災害復旧事業計画</u></p>	<p>(h) <u>都市施設災害復旧事業(都市施設等)、堆積土砂排除事業(都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針)</u></p>	<p><u>街路、都市排水施設等(都市排水施設、公園等の施設)</u></p> <p><u>市街地の堆積土砂</u></p>	<p><u>国土交通省</u></p>	<p><u>土木部都市局都市整備課市街地整備係(地域振興局地域整備部)</u></p>	<p><u>都市整備課整備室(支所産業建設課)</u></p>	
	<p>(h) <u>公営住宅災害復旧事業計画</u></p>	<p><u>災害公営住宅の建設(公営住宅法)</u></p>	<p><u>国土交通省</u></p>	<p><u>土木部都市局建築住宅課住宅整備係(地域振興局地域整備部)</u></p>	<p><u>都市整備課計画室</u></p>	
	<p>(k) <u>その他の災害復旧事業計画</u></p>	<p>(g) <u>その他の災害復旧事業(中小企業(激甚法))</u></p>	<p><u>中小企業共同設置</u></p>	<p><u>経済産業省</u></p>	<p><u>産業労働観光部産業政策課商工団体係</u></p>	<p><u>商工観光課商工振興係</u></p>
		<p>(g) <u>災害復旧に係る財政支援措置</u></p> <p>① <u>特別交付</u></p>		<p><u>総務省</u></p>	<p><u>総務管理部</u></p> <p><u>市町村課財政班</u></p>	<p><u>財政課財務</u></p>

<p>5 災害復旧事業の促進 (2) 災害復旧事業の促進</p>	<p><u>税に係る業務</u> <u>② 普通交付税に係る業務</u> <u>③ 地方債に係る業務</u></p>		<p><u>総務省</u> <u>総務省</u></p>	<p><u>(財政担当)</u> <u>市町村課税政・交付税班 (交付税担当)</u> <u>市町村課財政班 (理財担当)</u></p>	<p><u>係</u> <u>財政課財務係</u> <u>係</u> <u>財政課財務係</u></p>
	<p>5 災害復旧事業の促進 (2) 災害<u>査定</u>の促進</p>				